

# 教 育 こ ど も 委 員 会 記 録

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和6年11月28日（木）午前10時0分～午後6時29分 |
| 2. 会議の場所   | 第2委員会室                       |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                       |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                       |

## 協議事項

### （教育委員会）

- |             |                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 1. 予算第25号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）                                   |
| 2. 第90号議案   | 神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の件                             |
| 3. 陳情第103号  | 神戸市立幼稚園で、3年保育を行う園を増やすことを求める陳情                           |
| 4. 陳情第104号  | 持続可能な学校の実現を目指す実効性ある学校の働き方改革と長時間労働<br>是正を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 5. 報 告      | 令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望について（関係分）                            |
| 6. 報 告      | 中学校部活動の地域移行の取り組み（コベカツクラブの募集）について                        |

### （こども家庭局）

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 1. 予算第25号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）        |
| 2. 第85号議案   | 指定管理者の指定の件（神戸市立渦森台児童館ほか）     |
| 3. 陳情第101号  | 公立保育所の充実を求める陳情               |
| 4. 報 告      | 令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望について（関係分） |
| 5. 報 告      | 工事請負契約の締結について（関係分）           |
| 6. 報 告      | 神戸っ子すこやかプラン2029（案）について       |

## 出席委員（欠は欠席委員）

|      |         |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 委員長  | さとう まちこ |         |         |         |
| 副委員長 | 平 野 達 司 |         |         |         |
| 委 員  | 前 田 あきら | なんの ゆうこ | 坂 口 有希子 | 山本 のりかず |
|      | 諫 山 大 介 | 植 中 雅 子 | しらくに高太郎 | 西 ただす   |
|      | 堂 下 豊 史 |         |         |         |

## 議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、11月27日の本会議で本委員会に付託された議案及び陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

初めに、私から御報告申し上げます。令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望につきましては、去る11月20日の常任委員長会議において当局から報告を受けました。このうち本委員会所管分については、この後、関係局から報告を聴取いたしますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第101号及び陳情第103号並びに陳情第104号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、陳情第101号についてはこども家庭局審査の冒頭に、陳情第103号及び陳情第104号については教育委員会審査の冒頭にそれぞれ口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それではさよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（さとうまちこ） これより教育委員会関係の審査を行います。

最初に口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第103号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の横山さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 神戸市西区、横山卓司と申します。市立高校と市立幼稚園の先生方のつくる労働組合で書記長を務めさせていただいております。今回、神戸市立幼稚園で、3年保育を行う園を増やすことを求める陳情として、早急に神戸市立幼稚園全園で3年保育の実施を要望する意見陳述をさせていただきます。あわせて、この趣旨に賛同する市民の1,820筆の署名も提出させていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今年9月4日に神戸市教育委員会から、今後の幼児教育・保育における市立幼稚園の方針が発表されました。今年度末に4園の閉園とともに、今後さらに9園が閉園対象とされました。また、3年保育を新たに3園で実施することとされています。

これで当面の市立幼稚園の将来像が提示されたわけですが、3年保育実施園は、今回の拡大3園を含めて開園28園中12園で、残り16園はまだ保護者のニーズを無視した時代遅れの2年保育のままとなっています。

特に灘区・垂水区には3年保育を行う市立幼稚園が1つもなく、今回の計画の中にもありません。このことは大きな問題です。

神戸市民は市立幼稚園を神戸市の幼児教育を支える重要な財産だと考えています。北区や西区など市内全域に広く配置され、地域の幼児教育の支えとなっています。スキルの高いプロフェッショナルな先生方を多く抱えており、保護者からも大変厚い信頼を得ています。

今回閉園対象になったことにより、拠点である園を失ってしまう地域の方々の不安の声は多数聞こえてきます。2年保育という利用しにくい状況の改善に十分努力をして、市立幼稚園の持つリソースをしっかりと活用すべきであると多くの市民は考えています。このことは、昨年度、市会に提出させていただいた4か月間で集まった2万筆を超える署名と、方針案に対する1,000通、2,000件に及ぶパブリックコメントでも明らかになっています。

幼稚園に入園を希望する保護者が特色ある教育を望んで私立幼稚園や認定こども園を選択すると、3歳から入園できますが、幼稚園教育要領にのっとった標準的な幼児教育を希望して市立幼稚園を選択すると、大半が4歳からしか入園できないのです。神戸市民にとって選択の幅が制限されてしまっていることにほかなりません。

また、保育の難しい子供や障害を抱えている子供などは私立幼稚園に受け入れてもらえない場合が多く、公立幼稚園がその受皿としてセーフティーネットの役割を果たしています。実際既に市立幼稚園に通う子供の30%が何らかの特別な配慮を要する子供たちであるというデータも示されています。

そういった中で、多くの市立幼稚園が2年保育しか行っていない現状は、これらの保育が難しい子供たちが3歳からの保育料無償化の恩恵を受けられないということを意味しています。幼児教育無償化で支援を要する3歳の子供を市立幼稚園に行かせたくても、サービス自体が近隣の園で行われていないという状況が生まれています。

公平で幅広い基礎的な公的サービスとして、市立幼稚園全園での3年保育実施は神戸市の施策としてまず必要なことなのではないでしょうか。近年、子育ての点で有利であるということで、神戸市から明石市へ子育て世代が流出しています。これを食い止める意味でも、市立幼稚園の存在は重要です。

神戸市のよいところの1つに教育の質の高さが挙げられます。幼稚園から大学、高専まで市立の学校園を持ち、それぞれが大変個性的です。特に幼児教育において、市立幼稚園の先生の質の高さはもっと誇ってよいのではないのでしょうか。

教育委員会が将来像で、市立幼稚園の地域における拠点化、スーパーバイズ機能の強化を挙げていますが、閉園で数の少なくなる市立幼稚園にもう少しお金をかけて神戸市幼児教育の地域の拠点として充実を図ってはいかがかと思います。神戸市の他都市にない価値の1つになるのではないかと期待するところです。

そのような意味からも、灘区・垂水区での3年保育実施は早急に行われるべきであると考えます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（さとうまちこ） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第104号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の中村さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 神戸市中央区、神戸市教職員組合の中村と申します。神戸市会の皆様におかれましては、9月議会で陳情いたしました意見書につきまして、全会派の皆様に御承認いただき、ありがとうございました。前回の陳情は、国の教育予算拡充や定数改善を中心とした内容でしたが、本陳情は、学校の働き方改革につきまして国の関係機関への働きかけをお願いしたく、記載した内容の1を中心に陳述をさせていただきます。

まず、神戸市教委事務局の皆様におかれましては、1の(1)(2)の内容につきまして、全国に先駆けて取り組んでいただいていることは重々承知しており、特に文書削減等については改善を実感するとともに、心より感謝しております。神戸市会から国レベルへの働きかけを通じて、より一層実効性のある施策に取り組んでいただけることを期待しての陳情であることを御理解いただければ幸いです。

さて、委員の皆様におかれましては、カリキュラム・オーバーロードという言葉をお聞きでしょうか。学校を器に例えると、1年間に教えられる時間や量は決まっているわけですが、その許容量を超えるほどの教えなければならないカリキュラム内容がある状態をカリキュラム・オーバーロード、教育課程の過積載と表現しております。

私自身が小学校2年生の頃に第2土曜日が休みになりました。そして高校卒業と同時に完全週5日制となり、あと1年早ければと後輩たちを羨ましく思ったものです。そのカリキュラムの内容は、週5日制移行に合わせて一旦削減をされました。しかし、いわゆるゆとり教育の見直しによって、現在に至るまでに週6日制の頃と同じ量の指導内容に戻っています。これだけでも相当な過積載が生じています。

さらに、キャリア教育、食育や防災教育、プログラミング教育など、〇〇教育と言われる内容をこれまでの教科等の学習に追加して指導することも学校教育に求められるようになりました。それにとどまらず、2020年からは英語が正式な教科となり、小学校3年生以上は授業時間が週1こまずつ増えたにもかかわらず、他教科の時間や内容が減るということはありませんでした。まさにビルド・アンド・ビルドの状態です。

東京学芸大学の研究によると、こうした標準授業時数の増加は、教職員の病休だけではなく、実は子供の不登校にも関係をしているという調査結果が出ているそうです。また、私たちの後輩は、自由進度学習やイエナプランなど新しい教育に子供たちと挑戦したいと思うけど、教科書、学年で決めたことをするのに精いっぱい全く余裕がありませんと嘆いています。

指導すべき内容が多くなり過ぎると、学習者である子供たちや指導者の主体性は発揮しづらくなり、表面的な学びになると言われています。また、教材研究や指導法の検討にかかる時間も増え、教員の長時間労働にも大きく影響しています。

このような状況で、文科省は過積載の学校に対して、教科を組み合わせで学習するなど、いわゆるカリキュラム・マネジメントを提案をしています。

しかし、これは運転するトラックの荷台に過積載の荷物を載せられて、整理すれば何とかなるでしょうと言われているのと同じではないでしょうか。総重量は何も変わらず、目的地にたどり着くまでに燃料切れを起こし、体や心が疲れて倒れてしまうのではないのでしょうか。

私たちは先日、石川県加賀市の小・中学校を視察しました。そこでは子供たちだけではなくて、

教員の皆さんもとても前向きに新しい教育にチャレンジされている姿が印象に残りました。

インタビューさせていただいた新規採用２年目の若い先生の言葉が忘れられません。放課後は毎日のように周りの先生たちと大学のサークルみたいになんか話しながら授業の準備をしているんです。教員の仕事はとても楽しいです。ずっとこの学校で働きたいです。

最後に、委員の皆様にも信じていただきたいことがあります。私たち教員は、放課後の時間にゆとりができたなら、子供たちのためにそれぞれの個性を生かして工夫を始めます。そう言い切れるのには理由があります。それは、いい授業をしたら子供たちは最高の笑顔で一生懸命話を聞いて全力で取り組む姿で答えてくれるからです。そして子供たちが成長しているという手応えが私たちの明日へのエネルギーになるからです。

そんな理想的な教育環境を実現するため、以下３つの項目につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（さとうまちこ） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、議案２件及び陳情２件並びに報告事項２件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○高田教育委員会事務局長 ありがとうございます。

それでは議案２件、陳情２件、報告２件につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第25号議案令和６年度神戸市一般会計補正予算、教育委員会関係分につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の１ページを御覧ください。

なお、説明に当たりましては、100万円未満は省略させていただきます。

１歳入歳出予算一覧を御覧ください。

歳入では、第25款市債、第１項市債を３億700万円、歳出では、第13款教育費、第13項学校建設費を４億900万円、それぞれ追加しております。

本件は、こうべ小学校増改築に係る物価高騰等に伴う補正でございます。

次に、４債務負担行為でございます。

春日野小学校改築工事は、週休２日制導入に伴う工期延長のため、債務負担行為の期間延長を行うもの、兵庫区の旧平野小学校解体は、昨今の物価高騰による費用増加のため、債務負担行為の補正を行うもの、通学手段確保対策は、西区の平野小学校区の路線バス休止に伴い代替通学手段を確保することから、令和６年度中に契約手続を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

次に、５繰越明許費でございます。

総合教育センター改修のため、7,400万円を令和７年度に繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第90号議案神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げますので、２ページを御覧ください。

本件は、中学校給食の全員喫食制への移行に当たり必要となる神戸市第一学校給食センターを令和７年１月に設置するに当たり、その名称及び位置を追加しようとするものでございます。

続きまして、陳情第103号神戸市立幼稚園で、３年保育を行う園を増やすことを求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

市立幼稚園では現在９園で３年保育を実施しております。本市では公私が連携・協調して幼児

教育・保育ニーズに対応しており、3年保育のニーズについても公私立の教育・保育施設全体で対応しております。

子供の育ちや子育て支援の観点から3年保育は意義があると考えておりますが、少子化の進行、比較的長時間の保育利用ニーズへの移行により、公・私立の幼稚園の園児数が大きく減少している状況を考慮し、慎重な対応が必要であると考えております。

このようなことも踏まえまして、本年9月に策定した今後の幼児教育・保育における市立幼稚園についての方針では、きめ細かな支援を必要とする幼児等を区役所等と連携して支援し、幼稚園教育の期間全体を通して教育機会を確保するため、教育・保育提供区域内で未実施である灘区、北区（本区）及び垂水区において令和7年度から新たに1園ずつ3年保育を実施することとしております。

引き続き市立幼稚園12園を含む公・私立の教育・保育施設全体で各区域における3年保育のニーズに対応してまいりたいと考えております。

続きまして、陳情第104号持続可能な学校の実現を目指す実効性ある学校の働き方改革と長時間労働是正を要請する意見書提出を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、各項目について地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出することを求めるものでございます。

項目1. 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すことのうち（1）学習指導要領の内容を精選し、国が定めた標準時数内で収まらなくなっている「カリキュラム・オーバーロード」の実態を改善することにつきましては、教育課程における過剰な学習内容が教員や児童・生徒に負担となる状況については、文部科学省の有識者検討会の論点整理において、学校現場に過度な負担感が生じにくい仕組みを検討すべきとされております。

本市では教育課程編成の工夫や学校の業務と活動の見直しに取り組み、適切な授業時数の中で必要な教育活動を行っております。

今後も国等の動向を注視するとともに、各校における計画的な教育活動を支援していきたいと考えております。

次に、（2）教職員が文書処理に費やす時間が長時間労働の一因となっていることから、国が市教委や学校に送る文書を削減することにつきましては、令和5年8月に中央教育審議会の特別部会において取りまとめられた提言を踏まえ、文部科学省において学校に対する調査・照会の負担軽減を図るべく内容の見直しや精選を行っているところでありますが、教職員の働き方改革のさらなる推進のため、より一層の見直し・精選を要望してまいりたいと考えております。

次に、項目2. 教職員定数改善を実施することにつきましては、安定的な学校運営体制を確保できるよう引き続き国に対して教職員定数の改善を要望してまいりたいと考えております。

次に、項目3. 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うことにつきましては、引き続き国の動向を注視しながら、教員の処遇改善や定数改善に必要な財政措置を講じることを国に対して要望してまいりたいと考えております。

続きまして、報告、令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望（教育委員会関係分）につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の6ページを御覧ください。

まず、重点項目について御説明申し上げます。

7. ぐらしの安全・安心の確保の1)交通事故・犯罪被害防止に向けた取組の推進として、通

学路等における危険箇所の改善、警察官による通学路を中心とした巡回警備等の継続実施を要望しております。

7 ページを御覧ください。

8. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実の3)特別支援教育の推進として、特別支援学校の整備、北区における特別支援学校の環境改善を要望しております。

8 ページを御覧ください。

その他項目について御説明申し上げます。

3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実の7)社会環境の変化に応じた教育活動の推進として、教員の長時間勤務解消及び地域・保護者との連携、小・中学生の体験活動の改善を要望しております。

続きまして、中学校部活動の地域移行の取り組み（コベカツクラブの募集）について御説明申し上げますので、9 ページを御覧ください。

1. 概要でございますが、令和8年度のK O B E ◆ K A T S Uの開始に向け、活動主体として子供たちに活動の場を提供する活動団体を募集するに当たり、活動・運営を行う際の指針となるコベカツクラブのあり方についての方針を策定してまいります。

2. 方針案の概要の(1)コベカツクラブでございますが、①適用範囲としましては、教育委員会に登録申請を行い登録を受けて活動する団体をコベカツクラブとします。

②スタッフについては、団体の代表者は18歳以上とし、団体は少なくとも3名以上で構成し、複数のコベカツクラブの運営を行う場合は責任者及び会計を兼ねることができることとします。

また、希望する教員は兼職兼業の許可を得て活動に参加できます。

③活動について、1日の活動時間は部活動ガイドラインに準じた時間とし、休養日を週当たり2日以上設けることとします。

中学校施設を使用する場合、平日は16時から20時30分のうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、登録申請時に教育委員会において利用調整を行います。

また、効率的かつ効果的な活動を実施するとともに、事故の防止及び参加者の健康管理に努め、いかなる場合にも体罰・暴言・ハラスメントを行わないこととします。

④研修として、中学生の指導に当たり配慮すべき事項や安全管理、熱中症予防、ハラスメント防止の研修を全ての指導者が活動開始までに受講することとします。

⑤会費については、活動等に必要な範囲で可能な限り低廉な設定とします。

⑥そのほか、活動方針・活動計画の作成及び公表など運営に当たって留意すべき事項等について定めてまいります。

10ページに移りまして、(2)神戸市教育委員会等の関わりでございますが、教育委員会はコベカツクラブの運営状況等を適宜確認し、指導助言を行うとともに活動内容等の発信を行ってまいります。

また、学校は当該校の施設を使用するコベカツクラブから必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行います。

3. 募集・審査等についての(1)募集の考え方でございますが、募集は令和8年度までの間に複数回にわたって行い、中学校施設の利用調整は募集期間ごとに行ってまいります。

募集に当たっては現在の小学生が希望する活動をエリアごとに示してマッチングを図り、現行

の部活動で部員数が多く引き続き高いニーズが見込まれる種目については、おおむね区ごとに一定数の活動団体を確保できるよう調整を行ってまいります。

（２）応募・審査方法でございますが、e-KOBEにて応募を受け付け、入力内容を基に必要な応じて質問や確認等を行って審査し、要件について確認できた団体をコベカツクラブとして登録してまいります。

（３）スケジュールでございますが、12月中旬に本方針を公表し、1月中旬からコベカツクラブの1回目の募集を開始します。2月上旬に応募を締め切り、審査の上、3月中旬に審査結果を公表し、その後、その時点での登録状況を生徒・保護者に周知してまいります。

また、6月頃には2回目の募集を開始し、以降は状況に応じて追加募集を行ってまいります。9月頃から可能なクラブにおいて先行実施を開始し、令和8年9月から本格的に活動を始めていきたいと考えております。

11ページ以降には「コベカツクラブ」のあり方についての方針（案）の全文を掲載しております。

以上、議案2件、陳情2件、報告2件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（さとうまちこ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、予算第25号議案のうち教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（前田あきら） おはようございます。よろしくお願いします。

補正予算の債務負担行為の中で、いわゆる代替通学手段の確保対策ということで平野小学校のことについて計上されているんですけども、これ前回は確認させていただきましたので、その後の進捗状況についてちょっとお伺いをしたいと思います。

それで前回確認させていただいて、今検討中だった実施主体が結局どうなったのかということと、あと実施主体が決まっていれば、送迎方法ですね、こういった送迎車両を使うのかとか、そういうことが具体的に進んでいれば教えていただきたいというふうに思います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 この平野小学校の路線バスが休止される問題、代替通学手段としまして、保護者の新たな経済負担が生じないようという前提で、タクシー会社等の旅客運送事業者による送迎を行うということで方針を決めてございます。これは前回は御説明させていただいたとおりです。

今の進捗状況ということでございますけれども、このたびのこの債務負担行為の補正予算を認めていただければ、もうすぐに事業者を選定しまして、年内をめどに保護者の皆さんを対象としまして説明会を開かせていただいて、その場で具体的な送迎方法等についてもお知らせをしていきたいと、そういった予定で今取り組んでおるところでございます。

以上です。

○委員（前田あきら） すみません。そしたらもう大体事業者は固まってて、随意契約か何かされるんですか。何か一応公募をかけるという形ですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 申し訳ありません。事業者につきましては見積り合わせで何社か今下調べというか、当たっておるところでございまして、見積り合わせで決定したいと思っております。

○委員（前田あきら） すみません。ちょっとなかなか言いにくいところ質問して申し訳なかった



んですけど——ということなので一応年内に説明会ということなんですけれども、当然2学期が31日までであるわけではないですので、大体2学期中にいうことで今想定されてて、まだ日付まではなかなか明示できないという状態でよろしいでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 私どもも何とか2学期終了までに説明会を開かせていただきたいということで努力してまいりたいと思っております。

○委員（前田あきら） ありがとうございます。

2学期終了まで——今具体的な調整は当然されてると同時に、本来3学期のあたりに学校のほうでは何人生徒があるかというのをかなり学級編制の関係で調査されてて、ぎりぎりまでやられる努力を学校でされてるというのを知ってるんですけども、いろいろ保護者の方にお聞きしますと、前回もお伝えさせていただいたけど、子供の年齢からいうと生徒が増えるんじゃないかというふうなことも想定されるということをお聞きしてるので、そういう生徒数の増も含めて対応を今大体つかんでおられて、それも含めて今業者さんと大体お話しされてるということによろしいでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 これもなかなか申し上げにくいところではございますが、来年度ある程度必要になる児童の数については把握しております。ただ、これやはり年度途中にも転校なりも可能性もありますので、そういったことも含めた仕様書を今作成しておるところでございます。

○委員（前田あきら） いろいろ具体的なあらゆることを想定して丁寧に対応していただいているということですので、保護者の方も期待をされているので、ぜひ早い時期に保護者の方に安心していただける形で提示していただけるように要望して終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、第90号議案について御質疑はございませんか。

○委員（しらくに高太郎） ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、改正前と改正後の話の中で、業務の第3条の中で今度のこのセンターの新しい条例に入っていない項目、すなわち前の（2）と（3）ですけども、学校給食の献立及び調理に関することと副食物の配送に関することというのがなくなってますが、この2つの業務はどこがされるということになっとるのか、ちょっと教えてください。

○山出教育委員会事務局学校支援部長 条例の改正の第3条で旧条例からするとなくなった部分ということで、旧条例の第3条のまず第2号でございますけれども、学校給食の献立につきまして現在健康教育課のほうで全市一体で献立を作成しております。それにつきましては実態に合わせた形で条例改正するということと、2号の後半、調理に関することは第1号の中に入れてございます。

第3号、副食物の配送に関するということでございますが、共同調理場の場合は副食のみの配送でございました。新しいセンターは主食も含めて配送するという形になりまして、こちらの配送も新条例の——改正後の条例の第1号のところに調理及び配送に関するということでこちらで業務を入れてございますので、確実に業務は進めていく形の条例となっております。

○委員（しらくに高太郎） 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） なければ次に陳情第103号について御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） お願いいたします。

ただいまの陳情者が私立幼稚園では特別な配慮の園児の対応ができないようなことがあったんですけど、その辺は私立幼稚園での対応はどうなっていますか、教えてください。

○高田教育委員会事務局長 当然私立幼稚園におきましても、障害をお持ちのお子さんをはじめ特別な配慮の必要なお子さんについてもお預かりをいただき、幼児教育を提供していただいております。

何かしら、例えばちょっと教員の確保が難しいとか一定事情があって、どうしても全てのお子さんをお受けすることができないというようなケースもないことはないというふうに理解はしておりますけれども、基本多くの園で多数の障害をお持ちのお子さんをはじめ、園児を受け入れていただいているというふうに認識してございます。

○委員（植中雅子） やっぱり公立幼稚園でないとできないというような認識が保護者の皆さんの中に浸透しているというか、今までのような形で認識をしておられる方もいると思いますので、私立幼稚園でもできるんだよというような周知をしていただければよいかなと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（西 ただす） まず今回の陳情は1,800筆を超える署名がつけられて、神戸市立幼稚園の教育の質の高さを感じてこられた方々が、4歳・5歳の子供たちだけではもったいない、ぜひ3歳児まで広げようというものだと思うんですね。これはやっぱり今の市の対応では、もう繰り返して出てきてますけど、やっぱり納得できないという思いの中から出てきたものだと思います。

質問に入っていきたいと思うんですけど、まず先ほど説明の中であったのが、1つは令和7年度からですかね、灘区・北区・垂水区で3年保育の実施をしていくということを言われてましたけど、これはそうしようと思った理由は一体何なんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 この3年保育でございますが、これもこれまでも申し上げてきてございますけれども、本市におきましては公私が連携して幼児教育・保育ニーズに対応してまいりました。3年保育についても同様でございます。

このたび令和7年度からこの3年保育、3園で拡大実施する理由でございますけれども、これにつきましては陳述された方もおっしゃってましたけども、私どもこの教育・保育提供区域内でやはり未実施である区があるということで、このたびそのきめ細かな支援を必要とする幼児等を区役所等と連携をしまして支援していくと、そういった形で幼稚園教育の期間全体を通して教育機会を確保していこうということで未実施の区で実施すると、そういったことを判断してございます。

○委員（西 ただす） ということは今までの未実施のところでは、先ほどお話も陳述者の方も言われましたけど、スーパーバイズ機能であったりバックアップの機能、そういったものが足りてなかったというふうな認識があったからなんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 もちろん私どもこれも従前より申し上げておりますように、公立の標準的な幼児教育、このよさにつきましては、私立のほうにも十分御理解いただくということで、スーパーバイズ機能、そういった取組を行ってきたところでございます。

ただ一方で先ほども申し上げましたように、教育・保育提供区域で見ますと、やはり3年保育

未実施の区があるということで、このたび拡大実施を判断してございます。

- 委員（西 ただす） このことはやはり私立のほうにいろいろ機能ができていて、そして任せていってということ言われてるんですけど、やっぱりそれだけでは足りないということを神戸市としても示しているというふうに思うんですね。本当にきめ細やかな教育をしていく上での神戸市の市立幼稚園の存在意義ということを示しているし、だからこそ公立でこれ確保しなきゃいけないというふうに思われたんだというふうに思います。

前々回の委員会でも述べたんですけど、私は10年近く前——正確に言うちょっと違うかもしれないんですけど——に東灘区で市立幼稚園2園の閉鎖に反対して活動する保護者の皆さんから話も聞き、議会で質問を行ってきました。今に至っても公立の教育を選びたい、公立でなければ駄目だという保護者の方がいる状況というのは、市が進めてきた私立がそれに代わる受皿となるという認識と大きな差があると思うんですが、これについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 市民の皆様、保護者の皆様が公立の幼稚園の教育の質の高さにつきまして評価いただいているということにつきましては、非常にありがたいことと私どもも考えてございます。

ただ、そういった中でやはり市内全域で少子化ということもありますし、短時間保育よりもやはり長時間の保育を求められるそういったニーズが大きく増えてきている、そういったところにシフトしているということがございまして、やはり私どもこの3年保育も含めまして、公立・私立の教育・保育施設全体で対応していきたいということで考えてございます。

- 委員（西 ただす） 今の答弁は、1つは少子化のことを言われてて、私は今そこは議論、後でしようかなと思ってるんですけど、やっぱりそれは教育の質の話とは別の話で、だから減っていくんだから減らすんだって話で、教育の質の話とはまた別の、今私が聞いたことには答えてもらえてないのかなと思うんです。

長時間であるということ私立も言われるんですけど、この間聞いていると、例えば魚崎幼稚園なんか時間を長くしていくとか、そういうふうな受入れをなるべく広げていくという努力を市立でもされているというふうに思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 ちょっと今その魚崎の具体的な取組まで手元にございせんが、市立幼稚園におきましても預かり保育、そういった取組につきましてはやっております。

そういったことで一定のサービスといいますか、保護者のニーズに応えていくというような努力は今も行っておるところでございます。

- 委員（西 ただす） なんですよ。そういう努力されてるということで、やっぱりそのニーズに応えようという努力をされているというところもちゃんと見ていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。

私は私立がいけないというそういうこと言ってるわけじゃなくて、先ほども陳述者の方も言われてましたけど、特色のある教育とか、そういうことを選ばれるという方は当然おられると思うんですね。それぞれが違いがある、その中で選ばれるという選択の幅があると思うんです。しかしその幅を一方的に減らされて、幼児教育・保育の基準である公立を一方的に減らすという神戸市の姿勢が問題だと思ってます。

その上でお聞きしたいんですけども、連携もしていくという、努力をしていくというふうに言われてたんですけど、これいつから努力されてるんですか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 ちょっと今いつからという時期について正確にお答えでき

るものではありませんけれども、もう10年以上になろうかと思います。

- 委員（西 ただす） その努力をされている中でも今の状況になっているところをやっぱりね、保護者の皆さんがそれはおかしいんじゃないかということを感じているということが大事だと思うんです。

先ほど3割に上る子供たちが市立の幼稚園に発達の問題でね、いろいろ対処が必要だということと通ってるという状況になってきたと思うんですけど、これは比率はこの間どう変わってきたんですかね。いかがですか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 今手元にある数字でございますけれども、市立幼稚園における特別な配慮を必要とする幼児の受入れ状況ということで手元、一番古いのが平成27年度でございまして、その時点では14%でございます。それが令和元年度で申し上げますと23.7%、直近今年度——令和6年度で申し上げますと33%ということで増えてきてございます。

- 委員（西 ただす） この比率が高まってきた理由というのは何なんでしょうか。分析はされているんですか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 申し訳ございません。正確な分析まではできてございません。

- 委員（西 ただす） それはちょっとひどいなと思うんですよね。

神戸の教育に責任を持つ教育委員会として、やっぱりなぜそういうことが起こってきたのかってことを考えなかったらいけないですし、一方で私立でもできるようになっていくというふうに言われてるんだけど、この結果だけ見たらやっぱり市立じゃないと厳しいんじゃないかって思ってる方たくさんいらっしゃるわけですよね。

この増えてきている状況について分析もなく、どうして私立のほうでもやっていただけるし大丈夫みたいなことを思われるのか、いかがですか。

- 高田教育委員会事務局長 ここ最近のいわゆる障害をお持ちの幼児をはじめ支援の必要なお子さんの数というのは、公私幼保問わず全体的に増加傾向にあるというふうに考えております。

公立幼稚園に何か特有の要因があって公立幼稚園だけ増えているということではないと考えておりますけれども、じゃあなぜその全体の数が増えているんだということにつきましては、保護者の方の障害に対する認識が変わったりとかいろんな要因はあろうかと思うんですけれども、いずれにいたしましても、先ほども御答弁申し上げましたように、私立の幼稚園をはじめとする私立の教育・保育施設においても、障害をお持ちのお子さんをはじめ配慮の必要な幼児、多数受入れしていただいておりますので、そこは公私幼保全ての教育・保育施設を通じて、障害をお持ちのお子さんをはじめ全てのお子さんが質の高い幼児教育・保育が受けられるように、そのために公立幼稚園としては今まで培ってきた経験を生かして、スーパーバイズ・バックアップの機能、これを拠点として強化をし、全ての教育・保育施設で質の高い教育・保育が行えるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

- 委員（西 ただす） 何かいろいろ矛盾してるなと思ったんですよね。

1つは、スーパーバイズ機能というのが必要だということであるのに公立幼稚園減らしていく。一方で、やっぱりスーパーバイズ機能のことを考えたときに、3年保育も含めてやっぱり必要だ、そこでやっぱり見ていくことができるようにならなきゃいけないということ言われてるわけなんです。

ちょっとそれでは数字でお聞きしたいんですけど、公立のほうはパーセンテージ分かりました

けど、じゃあ私立のほうは一体何%なんですか。そこと合わせてじゃないと移動していったら、さういって言えないと思うんですけど、その分析は。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長　ちょっと今手元に私立の比率まではございませんけれども、総数で申し上げますと、この令和6年度で現在1,000人程度、私立のほうで受け入れていただいておりますということでございまして、それに対しまして市立につきましては287人ということでございます。

○委員（西　ただす）　総数が違うから何か私立のほうが多いように見えるんですけど、児童数の比率でいうたらどうなんですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長　申し訳ございません。今手元に数字はございません。

○委員（西　ただす）　やっぱり1つは教育委員会が言われたように、今子供たちの成長に対して、親もそして社会も、そして当然教育委員会もですけども、やっぱり認識が発展してるというふうに思うんですよね。発達障害についての認識も広がって、私自身もこの10年間でそういう本も読んで、実際に家族を療育に連れていったりとかいうことをしてますから、やっぱりその中でどういうふうにこの子を育てたらいいかということを真剣に考えて暮らしてるわけですよね。

でも今の話というのは、とにかく正直ね、閉園というのを考えていく。そして、3年保育なんかしたら、そこにまた人が来てしまうからということでね、なるべくそれを全体に広げてほしいと言ってもなかなかしないというような状況、それが本当に教育を大事にしてるのかというふうに思うんですよ。

私はね、そこは本当に困ってる親の気持ちというのにもっと耳を傾けるべきだし、今の公立の、市立の幼稚園の取組をもっと学んで広げなきゃいけないというふうに思うんですけど、改めていかがですか。

○高田教育委員会事務局局長　御指摘のように、障害をお持ちのお子さんをはじめ全ての幼児が質の高い教育・保育を受けられるようにすること、これが一番大事なことでありというふうに考えております。

したがって、公立幼稚園に通っているお子さんだけがそういう教育を受けられてそれ以外は違うということではなく、公私幼保どの施設に通われてもその子に応じた質の高い教育・保育が受けられるようにすること、そのために公立幼稚園が拠点機能を果たして全ての公私幼保の教育・保育施設の幼児教育の質の向上に取り組んでいく、これが必要なことでありというふうに考えております。

○委員（西　ただす）　1つはそれは私立に対しての支援が足りないんじゃないですか、一方でね、それは。だから一方でそれができてないから拠点の公立の幼稚園が必要だというようなことになっているわけですよね。私はそれは両方もっとそれぞれに私立やから任せるとか——財政的に厳しいというのであれば、もっと支援をしていく、この後の県要望とか出てきてますけど、そういうこともありますけど、まだまだそれができてない中で今の公立のほうを減らしていく、かつ3年保育を認めないというのは、やっぱりおかしいと思うんです。

先日、保護者の皆さんからちょっとお声をお聞きしてるので、それは紹介しておきたいと思うんですけども、3年保育でないことで園選びの選択肢に入れてもらえない、他園との幼稚園選びの同じスタートラインにも立てず外されてしまうという意見や、1人1人を丁寧に育ててもらえるということで、個性を伸ばすことができるというのが公立幼稚園が必要なことだと思う。教育を私立に全面的に任せるべきではないと思う。教育のおもしろいところを置くべきだ。そして、今回も

他の私立の幼稚園に通わせてみたが、そこでは保育の環境がやっぱり十分じゃないと考えて公立幼稚園に通い直し始めたということもお聞きをしています。

10年たってもこうした実態は変わらない。一方的な閉園が進んでいますが、こうした保護者に対して、本当に閉園してもその教育の質が担保できると考えているのか、胸を張って言えるのか。

3年保育を求めている声に対して背を向けているということが教育の——きめ細やかな対応というのができているということでやっぱり市立を選ばれてるわけですね。そこに背を向けるんじゃないかというふうに思うんです。

1つは、この間人数が少なくなってきたということを言われるんだけど、きめ細やかな対応ということを考えたときに、人数が少ないほうが1人1人に向き合えるということが期待されているわけなんですね。そこについてはいかがお考えなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○高田教育委員会事務局長 公立幼稚園の再編に当たってなぜそういう取組をするのかということにつきましては、園児数が、これは公立幼稚園にとどまる話ではございませんが、幼稚園全体が公私ともに希望される入園者数が減少し、特に公立幼稚園においては少人数の園が顕著になってきているという状況の中で、やはり幼児期において集団の中で多くのお友達と接することで多くの学びを得る、社会性を身につける、そういうことで一定の集団規模を確保する必要があるということから、人数の少ない園について再編をしようとしているものであり、これは子供たちに対して適正な集団規模でよりよい教育を提供しようという考え方でございます。

○委員（西 ただす） 今集団規模でという話をされましたけど、一方でその1人1人の子供たちに向き合って教育ができる、はっきり言ってこれは私立だってそうだっていいと思うんですよ。ただ本当に数が多くて、それに対して対応するほうが手が回ってないという状況の中で、やっぱりその少人数の中で、——少人数いうても幅はありますけどね——の中で対応してくれることに期待をしているということもあると思うんです。

もうちょっとだけ紹介したいんですけど——保護者の声ね——下の子がなかなかしゃべれず心配があったので小学校の横に住んだ。そのときに出会った公立幼稚園の先生方がすごいと感じた。西宮から引っ越してきたときに、どの園に通わせようか悩んだが、近所の方全員が公立幼稚園の名前を挙げられていいよと教えてくれた。だから早く3歳児保育をしてほしい。下の子も通わせたい。無償化が3歳からになったのにここに通えないのは明確な損失だという声も出てきています。

市立でその教育の質が今賄ってきたわけですね。ところがそれを失わせるというのは、やっぱり教育の機会均等の観点から、いろんなところがあってよかったということになるんだけど、それを奪うということは教育の機会均等にも反するというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 3歳からの公立幼稚園への入園を望まれるお声というのがあるということはもちろん認識をしておりますし、そういう声に対して教育機会を確保するという観点から、今回未実施の区域において3園新たに3歳児保育、3年保育を実施しようとしているものでございます。

これをもっとほかの園に広げていくということについてどう考えるかということでございますけれども、これは少子化による幼児数全体の減少、そしてより長時間の保育ニーズを求めるニーズの移行、そういったことで幼稚園を選ばれる保護者の方が年々減少している中で、私立幼稚園においても園児数が減り、休園や閉園を余儀なくされる園も出てきております。そういう中で、

公立幼稚園でさらに3年保育を拡大をしていくということにつきましては、慎重に考えなければならないというふうに考えております。

- 委員（西 ただす） 少子化、10年前も言われてました。多分ね、これ予想を超えたペースで行っているというのがあるんですね。それはやっぱり1つは、子育ての環境としてやっぱりあったものを減らしてきたということも私は影響してるんじゃないかなというふうに思います。

少子化だということでどんどん減らしていった本来教育の質を担保していたような施設をなくしていく、それが本当に教育としていいのか。しかも子供たちに対して、それぞれきめ細やかに今後より対応していかなくちゃいけないということで、また後ほど議論もあると思いますけど、すこやかプランもまた出てきてるわけですね。そういった点から言って、本当に今必要な教育の質を担保するという施設を減らしていくことも許されないし、そこに通いたい、3年通いたいという思いに応えないという姿勢はやっぱりおかしいというふうに思います。

以上です。

- 委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

- 委員（前田あきら） すみません。続けてお聞きしますけども、先ほど高田事務局長から集団の中でというお話があったと思います。見直しの方針の中で一定の集団規模の確保が重要で、その規模として園児数20人未満を1つの基準にされて再編するという方針だったと思います。

それで少しちょっと確認をしたいんですけども、令和7年度の募集が始まってると思うんですけども、まず市立幼稚園の全体の、令和6年度と比べて令和7年度の今の入園者数の見込みがどうなってるかということについて手元にありましたら教えてください。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 令和6年度との比較で申し上げます。

令和6年度5月1日時点でございますけれども、市立幼稚園全園で873名の園児が在籍してございます。それに対しまして、10月23日に一旦この来年度の入園募集を締め切っておるんですけども、その時点で令和7年度の見込みが746名という見込みでございます。

- 委員（前田あきら） ありがとうございます。全体で当初令和6年と比べて今の募集期間終了時ですけども、873から746に――大体15%ほどの減になってるという数字だと思います。

その中で今年度、先ほどの方針に基づいて灘区のすずかけ、北区のやまびこ、それから垂水区の青山台こぼとで3年保育実施するということで3歳児の募集をスタートさせたということなんですけど、そこでこの3園を見ますと、99名から若干減少してるんですけど93名ということで、ほぼ前年の規模を維持してるということですから、全体の市立幼稚園の募集状況から見ても、やっぱり3年保育が市立幼稚園を求められている方のニーズがもう明確に現れていると、まさに市立幼稚園の集団規模を確保するためにも2年保育から3年保育にして全体の園児数、集団規模を確保するということを考えるのがもう通常じゃないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 おっしゃいますように、3園見ますと3年保育を新たに実施したということで一時的には増えてございます。

ただ、やはり園児数減少の傾向といいますのは、この2年保育実施している園はもちろん、3年保育もこれまで実施してきた園も同じ傾向でございまして、これまで実施してきた9園の合計で見ても、もうこの直近だけを見ましても、令和6年度が492名、それに対しまして令和7年度の見込みが448名と、やはり3年保育を実施している園でも減少の傾向が見られるとこういった状況でございます。

○委員（前田あきら） 次に出そうと思ってた数なんですけど、これ見てもはっきり言って減少数少ないじゃないですか。はっきりしてるじゃないですか。先ほど西委員からも紹介ありましたけども、いろんな預かり保育なども努力されてる御影などでも、ほとんど減っていない現状があるわけでしょう——76から74ということで、やっぱりニーズに応じて努力されるというか——ところがやっぱり選ばれてるわけですから、やっぱそこは考えないといけないかなというふうに思います。

その点で、先ほどの高田事務局長の御答弁がやっぱり他の私立や認定こども園のことも考えないと駄目なんだというお話だったと思います。それはこの間、方針にもありますように公・私立の教育・保育施設で連携・協調して提供するというふうに書かれてるわけですから、それは私立幼稚園や認定こども園の1号認定枠でカバーしていくべきだということの理解でよろしいですか。

○高田教育委員会事務局長 幼児教育のニーズに対応するために幼稚園そして認定こども園の1号認定枠、そこで何といいますか長時間の保育を必要としない幼児さんについては連携して教育をしていくということでございます。

○委員（前田あきら） そこでちょっと確認をしたいんですけども、教育委員会は今20人という集団規模にこだわっていらっしゃる。何か国の教育指導要領がどうのこうのという話で神戸市教育委員会はそう強調されてると。

ただこれ神戸市として本当にこの考え方、ベースになってるのかなというふうに思うんです。先ほど高田事務局長からも御答弁ありました認定こども園ですけども、神戸っ子すこやかプランで、保育所から移行する認定こども園の1号子供の利用定員は何人以下にしなければならないと明記されているか、御存じですか。

○高田教育委員会事務局長 10人とか15人だったというふうに思いますけども、すみません、今ちょっと正確な数字は記憶してございません。

○委員（前田あきら） さすがこども家庭局にいらっしゃったから御存じだと思うんですけど、15人以下なんです。ですから、こども家庭局は15人以下でも大丈夫だよ、むしろそれ以下じゃないと駄目だよというふうなことを今言ってるわけなんです——新たに移ってくる場合はね。

だけど教育委員会は、なぜか20人ということを強調してそこにこだわると、それを何か1つのガイドラインにして切り捨てようというやり方って、何かもう神戸市の考え方ともマッチしてないし、本当に今回の市立幼稚園をどう考えるかということに対して、こども家庭局とか私立幼稚園を所管されてる県とかね、本当に協議されて——具体的にどう受皿があるのかとかいうことを本当に議論されてるのかなというのをずっと思うんですね。教育委員会の中で、いかに幼稚園を減らしていかないと駄目なのかということしか考えてないようにしか思えないというふうに思います。

それで先ほど西委員からも提起されたけど、大体私立が10%行くか行かないかぐらいの支援を要する子供を受け入れているのに対して、その3倍以上を神戸市立幼稚園が引き受けてると——率で言いますとね。

なぜそうなるかというのははっきりしてると思うんですよ。これはやっぱり市立の幼稚園が神戸市教育委員会さんがしっかり手厚く財政措置もして安心して働ける状況をつくっておられるから、そういう教育ができて、安心してお母さんが預けられるという状況を生んでることになってると思うんですね。

ですから、こども家庭局の新年度の、令和7年度県予算要望でも特別支援教育に対する支援の



充実ということは——こども家庭局が求められてるということは、足りないんですよ、まだ——私立幼稚園に対する支援が。だから今実際、高田事務長もおっしゃったように、やっぱり断らざるを得ない園があるという現状でしょう。

これを解決してないときに市立だけしぼめてしまうと、閉鎖させてしまうと、やっぱり市立幼稚園が果たしてきたニーズがカバーできない現状、絶対生まれるはずなんです。

今でも市立の幼稚園に預けてるお母さんにお聞きすると、残念ながら私立の園で断られたりとか、このままではやっぱりこの子のためにはここでは難しいよというふうに言われて市立に移ってきたという方がやっぱり一定数おられるということは御存じだと思うんですよ。

やっぱりそこを本当にカバーできないと、行き場がない児童・保護者が再び在宅で孤立する現状、まさに3歳に入れない方というのは、そういう状況が続いてるし、もしくは市立がなくなったことで一応私立が受け入れてくれるということで、預けたけれども、結局その児童の状態や保護者のニーズに合わなくて本当に苦勞されるという保護者が生まれることがやっぱり想定されてるから、これだけの声が出てきてるわけなんで、そこはやっぱり市立幼稚園の閉園時期を考えつつも、やっぱり3年保育でニーズがあるわけなんですから、3園取りあえずやったから終わりとせずに、今回陳情者が提案されているように、ニーズも踏まえて、1つの区に1つっておっしゃるんですけども、西区や北区は広いですからね。ましてや1つの区って言うけど、長田区ないわけでしょう。須磨区も本区もないわけですよ。新しい園区でいえば須磨区の福祉に行くか兵庫に移って下さいみたいな感じの表現になってるわけなんで、本当にその行政区くまなくスーパーバイズ機能を確保するといふのであれば、あまりにも偏在していると、そこはもう区役所にお任せするといふふうになってしまうんじゃないかなというふうに思うので、その辺は本当にバランスよくというふうに配置されてるのか、今の園児数だけでカウントしちゃってるんじゃないかなというふうに思います。その辺はどういうふうに検討されてますか。

○高田教育委員会事務局長 少しこども家庭局の所管のことに踏み込んでしまいましたが、1号子供15人という定員設定について委員からお話がありましたので、少しその部分について申し上げたいと思います。

そもそも保育所から認定こども園への移行の際に、1号定員枠を設けることを認めるのかどうするのかという議論の中で、全市的に1号子供につきましては供給過剰になっておりますので、幼稚園の新設というようなことは基本的にできません。そういう中で保育園に新たに1号子供の枠を設けて認定こども園に移行するということは、1号の供給過剰をさらに拍車をかけるということになる、そういう中で1号の枠をつくることを認めるのかどうか、認めるとすれば上限を設定する必要があるんじゃないかという議論の中で15人という定員の上限設定になったというふうに記憶をしてございます。

これはあくまでも既存の保育所、例えば定員60人の保育所が15人の1号枠を付加して75人になる、90人の保育所が105人になるというようなことでございますので、全体としての集団規模というのはもちろん確保されていて15人だけで園を運営しているという状況ではございませんので、少しこの公立幼稚園について、もう3歳児保育やってるところであれば、3・4・5歳合わせて全体で20人にも満たないとか、4・5歳であれば10人、10人で20人ですから、1学年当たり1桁というようなそういう状況と少し次元の違う議論かなというふうに考えております。

そして御指摘の配慮が必要な幼児の受入れにつきましては、これも先ほども御答弁申し上げましたけれども、拠点としての公立幼稚園で、そのノウハウや経験を私立幼稚園も含めた公私幼保

の教育・保育施設に対しそれを広げていき、今まで場合によっては難しかった配慮の必要な幼児の受入れをさらに広げていただく、そこでよりよい特別支援教育も含めた配慮の必要な幼児に対する教育・保育の質を向上していく。それから園の状況によってなかなか入園が難しいというようなことがある場合には、これはもう教育委員会としても区役所等の行政機関や周辺の教育・保育施設とも連携をして、受入れにつながるように周辺の教育・保育施設を利用いただけるようなそういう調整も含めた支援も行っていきたいと考えております。

そういう取組を通じまして、トータルとして配慮が必要なお子さんをはじめ全ての幼児が質の高い教育・保育を受けられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（前田あきら）　あまりその地域に偏在してるよとかいうことについてのお答えは全くなかったんですけど、結局そうなんです。幼稚園に通われる方はその地域に住んでおられるわけでしょう。そこに応えられないということ、ニーズにやっぱり真剣に答えてほしいなと思うんです。

ごめんなさいね、所管外のことで御答弁させてしまって申し訳なかったんですけど、本来は15人枠下回ったらいいいんだというふうに、本来は受け入れるべきではないけど、それぐらい認めようというふうにこども家庭局が議論したときに、教育委員会がほんまはおかしいと、20人じゃないと集団教育できないんだというふうに意見を言わなあかんかったときも言ってないんですよ——そのときには——でしょう。だから15人以下でもいいんだみたいなことを、本来認めないけど認めないわけにいかないよねみたいな形で、けど増やすわけにはいかないからいうことで何か15人というふうになってるんだったら、そもそもはっきり言ってその定員枠そのものが子供の教育の集団的な確保について全く議論してない中で、1つの園についてどういう定員が必要かというのを全く議論してない中で、どれだけ受けられるかということだけこども家庭局が議論しちゃってるんですということをお認めになってるだけの答弁なんです——今のね。

そういうふうに来てきたときに、やっぱり本当に20人と——15人も別にあれなんですけど、そういう一律の数字だけで全ての1号受入れや幼稚園を必要としている児童の教育の在り方をその枠だけで縛ってしまうということにもう問題があるということをお私ちょっと御説明したかったわけなんです。

人口減少している地域だからこそ、もちろん児童も少ないんですよ。ですけどそこに求められているニーズというのは地域にあるわけですから、その地域偏在をやっぱりしっかり確保すると。少人数では私立では経営が成り立たないわけですから、そこは市立幼稚園がカバーするというのがもう当たり前の考えだと思うんです。

それでもうまとめますけれども、市長が9月の記者会見で、一旦閉園の計画を発表したけれど、からと・道場・大沢の3園は閉園時期を柔軟に考えますということで今回の計画が決められたんだという御説明がされました。それはそのとおりですよ。

先ほど御報告がありました来年度の園児の見込みを見ても、閉園の対象になっている山田・たるみ・太山寺・櫛谷・おしんべ・平野は、この3園と比べても園児数遜色ないわけですよ。でしたら同じく柔軟に対応していただいて、閉園時期をそんなに焦ることなく、そしてその間の間やっぱり3年保育も行ってしっかりニーズを酌み取るべきだということを指摘させていただいて終わります。

○委員長（さとうまちこ）　他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ）　次に、陳情第104号について御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） まず学習指導要領の過積載、いわゆるカリキュラム・オーバーロードについて伺います。

先ほどの口頭陳述聞かせていただいて、過積載にもかかわらず、標準時間内で授業を行うための努力を現場でされている教員の御苦勞がうかがえました。そういう観点でお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、令和4年度の公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果の概要——これは文科省が発表してますけども——によりますと、令和3年度の小学校5年生の年間総授業時数全国平均は、標準授業時数である1,015単位時間に対して1,059.9単位時間となっており、標準より44.9単位時間多い状況にあります。神戸市の実績についてお尋ねいたします。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 小学校・中学校の授業時数についてお答え申し上げます。

令和5年度より小学校・中学校の余剰授業時数につきましては、小学校で約40時間の余剰、それから中学校で約30時間程度ということで各学校に教育課程を編成指導しております。

実績ですけども、令和5年度の実績においては、小学校は33時間、それから中学校は23時間の余剰となっております。それから令和6年度——本年度に関しましては小学校38時間、中学校28時間の余剰時間の見込みとなっております。

○委員（堂下豊史） 今御答弁いただいた余剰の実績かと思うんですけれども、実際その余剰を持って授業が行われると思うんですけれども、結果的に何時間やったかをお尋ねしたいんです。この国の調査——文科省の発表してる調査はそういう趣旨かと思うんですが、実績として教えていただければありがたいんですけれども。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 令和5年度は実績の数でございます。小学校は33時間、中学校が23時間の余剰となっております。

○委員（堂下豊史） 分かりました。ありがとうございます。

全国の平均から比べると少ない余剰時間でありますので、そういう意味では神戸市が求めているというか、学校現場に伝えている標準時間プラス小学校で40時間という基準に、計画も実績もほぼほぼ収まっているのかなという印象で今の結果は聞かせていただきました。

そこでお尋ねなんですけども、国の言うところのこの40——国は標準時間、標準授業時数1,015に対して1,059.9、差引きすると44.9時間余剰なんですけども、この44.9時間は陳情にありますいわゆる過積載により生じているというふうに理解をしてよろしいんですかね。

○西川教育委員会事務局学校教育部部长 先ほどの陳情の内容にもございましたけども、社会の変化に合わせて小学校英語でありますとか、そのほか現代的な諸課題の学習等を含めて指導が求められておりまして、各校における新たな取組につきましては、教材の研究でありますとか、授業準備に係る教員の負担はやっぱり一定あると考えております。

学校におきまして各教科の授業を組み合わせるなど、やはり教育課程の編成を工夫するとともに、我々教育委員会事務局としても各学校の状況に応じて支援してまいっているところでございます。

○委員（堂下豊史） そういう意味では、もう文科省——今回の陳情は意見書採択の陳情です。国に対して文科省に対して学習指導要領の過積載の状況を是正していくべき、是正を求める、陳情項目の1つがそういう内容なんですけども、改めて冒頭申し上げましたように、過積載にもかかわらず、標準授業時間内で収める努力をしていただいている現場の教師の苦勞が本当にうかがえるなと思うんですね。

昨年6月なんですけども、ある学校現場の教員の方からこういうお声を聞きました。授業時数は本当にここまで多く必要なのか、もっと時間に余裕を持たせて事務作業の時間を確保すべきではないかとの声のある教員からいただいたんですね。

授業時間自体がそういう意味では実態として1年前は標準時間をかなり上回っている状況もあったのではないのかなというふうに感じてるんですけども、早速教育委員会にはそのお声を伝えた次第なんですね。

よくよく伺うと——調べるとというか教えていただくと、教育委員会は当時、学校の業務と活動に関する指針第2弾を出されてました。標準時間数を大きく上回らないよう、標準時間時数プラス40時間程度で計画することと示しておられた——当時ですね——今もですけども。そういった視点で相談のあった教員が勤務する学校の状況は、標準時間時数をプラス40が基準なんですけども、プラス96時間上回る計画が立てられておったんですね——計画として。

その旨を教育委員会にお伝えしたところ、ほかにも同様に教育委員会が目安としている小学校でプラス40時間を大きく上回る学校が見受けられたことから、その翌月7月、教育委員会は学校長に対して書面を発出されて余剰時数が40時間程度となるよう再計画を促す措置が取られたいきさつがあります。その結果、先ほど御答弁いただいたように今はほぼほぼ——ほぼほぼというか計画も実績も教育委員会が示す基準内に収まっている状況があります。

現場の教員というか教育委員会は、いわゆる働き方改革の観点からも、できるだけ標準時間内に収めなければいけない、それを求める現場の教師の方もいらっしゃいますし、そのお気持ちは十分分かっています。一方でカリキュラム過積載という状況もあることが今回の陳情で私も改めて感じた次第なんです。一方では標準時間内に収めてほしいという方向性が示されながら、一方で過積載の状況を何とかその時間の中でこなそうとしている教員の実態が改めて感じられた次第なんです。

そうした意味で、この陳情項目の1番については本当に実感をするところですので、そういう意味でも国に、文科省に対して強く求めていきたいなというふうに思ってます。

今ちょっと私、質問というよりも、今私申し上げたことに対して御見解いただければありがたいんですけども。

○**田尾教育次長** ただいま御意見頂戴いたしましたこと、また教育委員会としても改めて重く受け止めて学校のほうを支援してまいりたいと思います。

どうしても学校におきましては、定められた標準授業時数の中で何とか収めたいと思いながら、やはり目の前の子供たちに将来のことを考えて、やはりこういう教育をここまでやっぱりしていく必要があるのではないかという熱い思いの中から、標準授業時数を超えた計画または実績というものがこれまで行われてきておりましたし、今も若干そういう部分は当然あるかと思えます。

ですので、そこをうまく今後も教育課程の編成の工夫などしながら、文科省が今後どのような判断をするようになるか分かりませんが、それまでの間、もちろん目の前にいる子供たちの学習において不利益のないようにしていきたいというふうに思っております。

○**委員（堂下豊史）** 神戸市の教育委員会事務局また学校現場の教員の方、本当に一生懸命、今御答弁いただいた趣旨でやっただいてるのは本当私も感じてますし、ただ一方でちょっと改めて伺いたいのは、今回課題として挙げられている過積載ということに対して教育委員会事務局としてどのようにお考えなんですかね。もうそれは実態としてやっぱりそうなんだということですか。

○**田尾教育次長** 求められている標準授業時数というのは、学習指導要領にのっとって学習指導要領の中にある教育内容を年間通じて行っていくために必要な授業時数というふうになっております。ただ、その各教科の学習内容を超えて、やはり今現代的な諸課題、様々な社会の変化に伴いまして、子供たちにやはりつけていけないといけない力というのが求められているがゆえに、〇〇教育、〇〇教育というようなものがたくさん学校のほうに教育現場のほうに求められている。それを各教科の中で、もちろん教科横断的に教育課程を編成する中で十分に賄えるものもありますけれども、そうでないものもありますので、やはり新たなものということが過積載というふうになって今学校のほうに求められているということでございます。

したがいまして、過積載というものがないという認識ではなく、当然そういったものがあるという認識であります。

○**委員（堂下豊史）** すみません。しつこいので、もうこれ最後にします——この件は。

私の理解のためにも改めて御見解を伺いたいんですけども、今、神戸市教育委員会は正規教員の数も増やしていただいて、教員のいわゆる現場の負担感を一層減らしていく努力を積み重ねていただいているんですね。ただ一方で国ですね、文科省は過積載の状況、指導内容を減らすことなく標準時間を一方で減らしてきた。ここに教員の学校現場での負担感が増しているという理解でよろしいですか——大枠は。

○**田尾教育次長** 文科省は、先ほど陳情いただいたお話の中にもありましたけれども、それを教育課程の編成をうまくする中で何とか時間を生み出すようにというような方向性で、文科省としてはそれも当然あるかと思えますけど、現実それを超えるものが今求められているというふうに認識をしております。

○**委員（堂下豊史）** 分かりました。るる御答弁いただきましてありがとうございます。

では2点目なんですけども、いわゆる国が市教委や学校に送る文書を削減することという陳情項目について質疑させていただきます。

まず神戸市の実態を教えていただければと思うんですが。

○**高田教育委員会事務局長** 国から教育委員会ないし学校に対して発出される文書についてでございますけれども、文部科学省から直接各学校へというのはあまりないのではないかなというふうに思います。教育委員会宛てに通知があって、それを各学校に周知してくださいというようなことが多いのではないかなというふうに思いますけれども、文部科学省から教育委員会に対して年間で何通の通知が来てるのかというようなことについては申し訳ございませんがちょっと数を数えておりませんで、数字的なものについて国からの文書の件数ということについては把握はできてございません。

○**委員（堂下豊史）** 分かりました。

それでは、いわゆる学校側が教育委員会から受信した文書というのは、実態、時系列で分かる範囲で教えていただければありがたいんですが。

○**高田教育委員会事務局長** 学校が教育委員会から受信した文書については調査を毎年行っておりまして、学校があまりに大量の通知・通達の類いが事務局から送られてきてもう大変だというようなことが大きく問題になりましたのが、たしか令和2年頃であったかと思うんですけども、令和2年度時点で受信件数が2,346件、月平均でいいますと約200件弱ということでございました。

委員からも御指摘ございましたように、令和の時代の学校の業務と活動というようなことで働き方改革の取組を進め、事務局においても発出文書の精選であるとか数の削減、そういったこと

に取り組みました結果、直近の令和５年度では1,778件、月平均にいたしますと150件弱ということで、おおむね24％程度の減少となっております。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。

陳情趣旨は、教職員が文書処理に費やす時間が長時間労働の一因になっている、それを是正するために国や市教委が学校に送る文書を削減するということ、その数は、それを削減して学校の現場でどれほど効いてくるのかというのが今の現状では分からないんですけども、一方で教育委員会独自の努力として、長時間労働の一因となっている文書処理のために費やす時間を減らすために文書数を削減されてるというのが今の御答弁でよく分かりました。令和２年度対比で24.2％も削減をされているその努力に本当評価をさせていただきたいなと思ってます。

一方で、今現状令和５年度で、事前に手元にも頂いたんですけども月平均148件という文書が学校側が受信をしているわけですけども、この数なんですけども、例えばほかの政令市と比べてどうなんだという比較がないので、何とも私の中でも分からないんですけども、教育委員会としてこれをさらに——すみません、ちょっと少し聞き方変えますが、標準——これは大体もうこれぐらいですと、もうこれ以上減らしようがないですということなのか、さらに削減の余地があるので、いわゆる例えばですよ、デジタル化するとか、あるいは文書は取りあえずサーバーに入れてクラウド上で管理して、それを学校に引っ張ってもらうとか——分からないんですけども、そういういわゆる電子化の余地等も含めてさらに削減をして、学校現場の教員の方の負担をさらに減らす余地があるのかというふうにお考えなんでしょうか、そのあたり御見解をお願いいたします。

○高田教育委員会事務局長 月平均で148件ということでございますので、20日で割りますと１日7つ強ぐらいかなということで、もうこれ感覚的なお話になってしまうんですけども、それが非常に多過ぎるということは一定解消できてるのかなというふうに思います。

ただ、これに安住して、安心してしまっ手て手を緩めるということではなくて、やはり教員の仕事の本分は、文書処理ではなく子供たちによりよい授業をしていただくということですので、文書処理に関する負担の軽減、これはもう引き続き取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

委員から例示をいただきましたような様々な工夫をすることで受け手の側の負担を軽減をする、そして本当にその文書が必要なのかどうかという必要性の見極めでありますとか、調査ものでどうしてもやっぱり学校に対して調査に答えていただきたいというような件もありますので、そういったときになるべく楽にといいいますか、手を煩わすことなく答えていただけるような調査表の作り方とか、そんなような工夫を引き続き事務局各課にそれは強く求めていきたいと思ひますし、そういった見直しを今後も継続をすることで現場の負担軽減、長時間勤務の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○委員（堂下豊史） もう１点教えてほしいんですけど、この際なんですけども、いわゆる学校現場として、例えば校長会とかあるいは様々な機会て学校側からこの文書受信の現状あるいは課題についてどのような御意見が出てますでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 校長会や教頭会等と意見交換をさせていただいておりますが、特にこういう文書事務の実務を担っているのが教頭であるケースが多いと思うんですけども、教頭会と意見交換などの中では数年前と比べるとかなり文書の数も減り負担は軽減されたということで、何といいいますか、歓迎の声といいいますか、そういう効果は実感していただけてるという状況かと思ひますけれども、ただやっぱり個々にいろいろお話を聞いてみますと、どうしても例えば年度

初めですね、4月の新年度当初には、やはり大量の通知がいつときに来るとかいうようなことが課題としてはございますので、できるだけそれを時期を分散化するとか、発出から回答なりいただくまでの期間を配慮するとか、そういった取組も引き続き行っておるところでございます。

○委員（堂下豊史） 様々な努力、また現場との意見交換もされてることも伺いましたので、引き続きこの件もよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（しらくに高太郎） 授業の単位数のことで、今堂下委員からの御答弁の中でちょっと私も確認したいなと思ったことは、要するに国は1,015単位だと言うておって、今、神戸市の実態としては小学校がプラス33、中学校でプラス23単位だと。

私たち頂いた資料ではこの令和4年ですか、4年の話ではそれぞれ小学校がプラス63とか中学校プラス58とかいうことだから、その全国平均からすると半分ぐらいということなんですけれども、このプラスアルファというのは、要は教育委員会の裁量でプラスにしているということの単位数というふうに見とったらよろしいんでしょうか。

○高田教育委員会事務局長 基本的には1,015時間という授業時数を確保するということが必要なので1,015ぴったりでやればいいんですけども、どうしても例えば台風が来て臨時休校になったりとか、インフルエンザで学級閉鎖になったりとか、いろんなことで授業できない日が出た場合に全く余裕がないと1,015を割り込んでしまいますので、そういったイレギュラーなことがあっても1,015を確保できるようにということで、余裕を見てプラス30とかプラス40積んでということなんですけれども、その積み方が以前はもう余裕をかなり見過ぎるような形で大幅に積んだその結果1,015よりも実際に学級閉鎖とかそういうのを除いた授業時数の実績でいっても1,015をかなり大幅に上回るということだったので、これはちょっと余裕を見過ぎではないかということもありましたので、そういう何かあっても大丈夫な余裕というのが大体小学校で40、中学校で30というのが適当ではないかという教育委員会の考え方の下、各学校にそのように通知をしたところでございます。

○委員（しらくに高太郎） なるほど。

私たちの会派のスタンスとしては、いずれにしても枠を小さくしていくということによって子供さんに向き合う時間を先生方がきちっと取ってもらっていくということに関しては、ぜひそうしてもらいたいという基本的な考えでおるんですけども、そうすると今の1,015プラスアルファの部分というのは必要最小限のプラスアルファの単位数なのかなということなんですかね。

次長からも御答弁がたしかあったように思うんですけども、プラスアルファになったところが1,015に入ってる話と入ってない話があるというお話があったように思うんですよ——いろんな教育が求められていてと。私そういう意味ではプラスになったところが恐らく子供さんに対しての教育という意味では大変有用に働いて、いい時間に多分なってるんだろうなとは思ってるんですけども、仮にもしこの話を意見書を出していこうということになれば、何としてもこの1,015に近づけてもらわないかんという話になるわけです。

その1,015に近づけてもらうために、1,015に入っている話は1,015の中で、そこから先は国に要望せないかん話ですけども、漏れたところという単位の授業の内容というのはどんなことがあるんですかね。ちょっと今御答弁いただけるんだったら教えてほしいところなんです。

○田尾教育次長 すみません。説明が不十分で申し訳ございませんでした。

まず年度当初に計画をする段階で、先ほど事務局長のほうからも御答弁申し上げましたように様々な休校等々のおそれがございますので、計画段階では小学校は40時間、中学校では30時間の余裕を持って計画を立てるようという——以内です、プラス40以内、中学校では30時間以内で計画を立てるようというふうに事務局のほうからは通知をしております。

実際に学校のほうにおいてはそうした計画を立てて、ただ実績は必ずしもそのとおりにする必要はなく、特に学級閉鎖等なければ、その授業時数を満たす状況で、例えば年度末に少し6時間目で本来だったら6時間目まで授業のあるところを1時間カットして5時間目で帰すというようなことをしております。

実績の中でプラス、例えば結果的に10時間、20時間プラスアルファの授業が行われるということは、当然先ほども5年度の実績で言いますと小・中併せて30時間程度の実績が上がってきております。

それは若干その調整がなかなかそんなぎりぎりうまいことできないということも当然ありますし、もともと計画をしている中で、その計画の中で、その行事の様々な事前学習であったりとか総合的な学習の時間でこういったことを深めていこうというような計画をすることもございますので、なかなか1,015にぴったりするということとは当然できないので、その分のプラスアルファが出てきているということでございます。

もちろん各教科の授業時数におきましては、学習指導要領に記載されている内容をその時間の中で収めていくというのはそうだと思いますけれども、先ほど申し上げましたプラス今現代の諸課題に応じて子供たちにつけるべき様々な資質能力につきましては、教科学習を少し深めたり、あるいは総合的な学習の時間でより深めたりする中でつけてやりたいと思う教員の思いがあって、結果的にプラス数十時間というようなことが結果的に生じているというふうに私どもとしては理解をしております。

○委員（しらくに高太郎） 総合的な学習の時間というのは——私すみません、ちょっと学習要領に詳しくないですけれども、総合的な学習の時間というのは入ってるわけですよね。教育課程に入ってる時間だということですね。だからその部分の充実をする中でプラスアルファが少し出ているというふうに解釈したらよろしいですか。調整のためにプラスアルファ取ってるという話はちょっと置いて中身の話だけですけど。

○田尾教育次長 総合的な学習の時間も当然学年に応じて年間何時間というふうに定められておりまして、その中でどのようなことを取り組むかというのは各学校の裁量に任されておまして、もちろん事務局のほうからもいろいろ提示はしますけれども、その時間でプラスアルファが生じることも当然ございますし、各教科の中でプラスアルファの時間が生じるということもございます。

○委員（しらくに高太郎） なるほど、難しいところですね。

しかし、いずれにしたって1,015に近づけるというか、さらに国に要望しながらも1,015という単位数がどうなのかと、これが多いのか少ないのか、恐らくもう少し少なくしながら、やっぱり子供さんの時間とかあるいは先生方が言われてる働き方の話なんかも含めると、やはり全体的に圧縮をしていくということの方向を考えて——これ何度も言いますが、私たちとしてはそういう圧縮をした時間を子供さんたちにきちっと向き合う時間をつくってもらいたいというのが一番大事な条件だというふうに考えている立場ですけれども、そうすることによって例えばですけど、もうマイナス10ぐらい小・中やっていけば、今日陳情の先生がおっしゃっておられたように



例えば加賀市のような状況が神戸の中で生まれてくるということは考えられそうですか。どんなものでしょうかね、実態としては。

- 田尾教育次長** 子供と向き合う放課後の時間とかをどのように生み出していくのかというのは授業時数だけの話ではないのかなというふうにも思っておりますが、ただこれまで数年前、非常に余剰時間をたくさん生み出してしまっていたことに関しましては、例えば各行事の準備・練習、そういったことに費やしていた、行き過ぎた練習の時間とかそういったことに費やしていたものもございますので、そういったものについては一定整理をして、そしてできるだけコンパクトにふだんの授業の中で培った力を保護者の皆様に見ていただくような行事につくり変えていこうというようなことで、できるだけそういった——無駄な時間だったとはもちろん言いませんが、その分子供たちに負担、そして教員にも負担が生じていたものについては一定整理をしてきて現状の時間になっているというふうに思っております。

今後もまだそういったものがないかということはもちろん見直してまいりますし、それ以外の時間で子供たちと向き合う時間をどのようにつくっていくのかというようなことも併せて事務局としてもいろいろ検討をして学校のほうには支援をしてまいりたいと思っております。

- 委員**（しらくに高太郎） 承知しました。以上です。  
○**委員長**（さとうまちこ） 他にございませんか。  
○**委員**（堂下豊史） 関連ですので申し訳ないです。

今しらくに委員の質疑の中で私も改めてちょっと確認をさせていただきたいので今機会いただいたんですけども、この陳情文書に書かれてるんですが、学習指導要領の内容を精選し、国が定めた標準時間数内で収まらなくなっているカリキュラム・オーバーロードの実態を改善することという、これをこのまま読むとというか、ここから私が理解するのは、いわゆる今例えば5年生の1,015としたときに、それに収まらないのは過積載、いわゆるもう盛りだくさんだから収まらない——例えば教科で具体的に算数ですね、算数としたときに、算数でここ時系列でどんどん文科省からこれもやりなさい、あれもやりなさいという趣旨で指導要領が盛りだくさん、いわゆる過積載になってて、一方で標準時間というのはむしろ時系列で減ってるんですよ。算数にける、いわゆる算数の標準時間というのは。片や過積載、どんどん内容は盛りだくさんになってて、片や標準時間は減ってる——どうやって現場はやったらいいのという趣旨かなって私は感じてるんですね。

総合的な学習時間とか、いろいろ台風とかそういうことはちょっと置いて、例えば算数ということで見たときにそういう実態があるんですね。ちょっと確認なんです。

- 福本教育長** 少し我々教員ですから、ちょっと現場で想定した話でいきますと、例えば1年間35週というカウントをしています。例えば1週間、今毎日6時間授業すると30時間になります。これ単純に計算していただくと30掛ける35となりますと、これで何ぼですかね、1,050になるんですね。

実際学校現場では、例えば先ほどしらくに委員が指摘いただいたんですけども、例えば1週間で29時間にすればどこか1時間減らせるんですね——6時間目をカットして。それで計算しますと、35週でしたら若干もうぎりぎりぐらいになってくると思います。1,015になってくると思います。

実際学校現場では中学3年生は若干卒業が早いので、35週ぎりぎりになるんですけど、小学校や中学校の残りでは大体36～37週は授業できてしまうんですね。ここで問題になるのは何かとい

うと、じゃあ日頃29時間とか28時間という日を実現して、もっと子供と向き合う時間をつくれればいいじゃないかってなるじゃないですかね。ところが、我々、例えば私は中学校の社会の教員でしたけども、その教科書に書いてあることをきちっと教えようと思えば、やっぱりもう35週、36週、週に3時間とか4時間かかるんですよ。

やっぱり今言われてるのは教科書の内容がやはり多いので、そこを少なくしていただいたら、きちっと例えば35週ぐらい分で終わると、年間1週間3時間の社会の授業を35週したら大体教科書が終わるということであれば、学校裁量で1週間毎日6時間しなくても29時間の日を何日かつくって、その分子供と向き合うとか補習をすとか、もしくはいろいろ学校が様々な工夫する時間ができるんじゃないかと。

なので今後次の学習指導要領では、教えなければならないという内容をもう少し中身を削減していただいて、1,015というのは今言いましたように大体35週掛ける29時間ですから、これは目安ですよということで、これについては恐らく大きく変わらないと思うんですけど、できるだけその中身を圧縮してもらったら、もっともっと自由に子供たちにいろんな教育ができるんじゃないかと、そういう流れでございます。

○委員（堂下豊史） 教育長ありがとうございました。よく分かりました。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（前田あきら） 続けて聞かせていただきたいと思うんですけど、今ちょうど先ほど堂下委員が聞かれた内容をまさに聞きたいと思ってたんですけども、教育長自身も校長先生でしたので、まさに時数編成をされる立場にいらっしゃったと思うので、この間いろんなSDGsの問題ですとか田尾次長も言いましたが、教科内で取り上げるものもあれば、それ以外にも防災教育ですとか主権者教育を含めてくるとその枠を出る部分もあるというふうに考えていくと、いわゆる算数とか社会で求められている学習指導要領に基づく内容というのは、ちょっと詰め込み教育というのがいいのかどうかはちょっと判断分かれると思いますけど、今の現場の1,015では限界来てるかなというのは今の教育長のお考えでよろしいでしょうか。

○福本教育長 教科以外の総合的な学習の時間でやる内容というのはいろいろ分類ありますが、それはもう学校に任されてることですので、学校がやはり例えば今言われてるように環境教育に力を入れたいと思えばそういう時間が長くなったりとかしますので、そこについてはそれほど一学校がきちっと判断をしてやればいいと思います。

私はこの問題は、やはり必修、いわゆる教科として教えなければならない中の学習量の問題だと思ってます。

○委員（前田あきら） 今の学習指導要領で学校にこの部分をやりなさいというところが多いんじゃないかということなんですよ。

私はちょっと子供の教科書見てて、もちろん教科書の中身に書いてあるやつもすごい多いなと思うんですけど、書き方が例えばQRコードがついてて、その中を読みなさいみたいな話になってくると、この文言でとどまらへんような内容になってるなというふうに思ってた、ちょっとページが少なくなったように見えるけど、何かこれも含めて考えるとあまりにも教えるところとか、広がり過ぎちゃうんじゃないかなと。

それに対してやっぱりどんどん教えてくれという親の要望に引っ張られてしまうとね、もう本当に全部やらなあかんいうふうになってくると、とてもじゃないけど先生が耐えられないし、やっぱりそれについてこれなくなる子供さんってかなり生まれてきてるなというふうに思ってるの

で、その辺の教科書の、今のいろんなデジタルも含めて、カラーも含めているんな表現の仕方になって、私たちが学んでた教科書よりは何か見た目はやっぱりいろんなことが学べるなという感触はあるんだけど、その内容すごい変わってきてると思うので、やっぱりそういうことも加味して教科の中身については見直すべきだなというふうには思ってるんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○**田尾教育次長** 今おっしゃいましたとおり教科書は非常に大きく変わってきておりまして、様々な資料がふんだんに——ですので大きくなり、また重たくもなっております。

そしてさらにQRコードで様々な資料が閲覧できるというようなことになっておりまして、ただ、今も御指摘の中にあったように全てが全て教えなければならない内容ではございません。発展的な内容、子供たちが家に帰ってその内容を自主的に深められるようにといったことも含めて資料がたくさんついているというようなことがございますので、教科書の中に書かれてるものが全て授業の中で取り扱わなければならないわけではないんですけれども、やはり教員のさがと申しましょうか、いい資料があれば、少し触れて子供たちに伝えたいなというようなこともあって、少し時間をかけて丁寧に指導するがゆえにプラスアルファになっている部分もあるかと思います。

そこにつきましては、やはり今後授業の在り方なども考える中で、最低限つけなければならない、習得しなければならない部分と、それから発展的に子供たちが自分の興味関心と能力に応じて学べる部分ということの内容とそれから時間については、少し精査をしなければならないのかなというふうに思っております。

○**委員（前田あきら）** そうですね。当然授業で出てくるので、先生によって、やっぱりそこをよく捉えてるかということも含めてテストに入れてきたりするわけなんですよ。そうなってくると、やっぱりそれにも答えていかなあかんというふうになってくると、授業でも必ずそこを触れないと、触れないものをテストに出すわけには絶対いかなよねというふうになってくると、やっぱり差をつけるということでどんどん広がってきているので、その辺はやっぱりもう少し大胆に必要な教育の中身については文科省のほうでも改善していく必要があると思うんですけど、やっぱり今の指導要領で生徒の主体的な学びを重視するというのが本来、今回の柱になってて、育成すべき資質・能力の3つの柱というふうに掲げられたんだけど、結局はこの1つ目の知識及び技能というのがやっぱり詰め込みの中で——陳情の中でもおっしゃったように外国語教育がぐっと入ったりとか、プログラミングなどですね。今のともすれば就職先といいますか、産業界の要請に基づいた詰め込みがやっぱりさらに進んでるのではないかなというふうには思っています。

私たちは——やっぱり共産党は日本国憲法、本来教育の内容というのは国の関与にできる限り抑制を求めて学校や教員の自主性を尊重するということをすべきだというふうに考えてますので、やっぱり現在の指導要領の内容の運用というのは問題があると、その中身で何でもかんでも全て押しつけになるとがんじがらめになって、判を押したような教育をいかにクリアするかというふうに現場の先生がきゅうきゅうとするのではなくて、そこの地域的な特性とか子供の特性に応じた、子供たちに寄り添いたいと思われてる教員の皆さんのスタンスに応えるような教育のスタンダードの在り方というのをしっかり国のほうでも議論していただいて、現場の裁量をしっかり持っていただく流れが必要かなというふうには思います。

それで、それ以外に今回の陳情の中で教職員の負担軽減や定数改善をお求めになられてるので、ちょっと発出して聞きたいんですけども、毎回聞いてるんですけども、現在直近で教職員の欠員状況って今どうなってますか。

- 濱田教育委員会事務局総務部部長 11月1日時点におきまして、小学校で9名、中学校で3名、特別支援学校で4名、計16名の欠員が生じております。
- 委員（前田あきら） ちょっとまた若干9月から比べたら増えてる——これ中学校は若干減ってきてるのは、お戻りになられてるということですかね。
- 濱田教育委員会事務局総務部部長 はい、そのとおりです。10月時点では中学校4名だったんですけども、今回1名復帰しております。
- 委員（前田あきら） ありがとうございます。

引き続きやっぱり不足しているのが実情なので、やっぱりそこはしっかり定数改善して——本来これ定数改善しなくても足りない状態なので、そこに見合った負担軽減という意味では引き続き処理もするし、そういう教員をしっかりと養成して雇っていただくためにも、国のほうでもそういう養成に必要な予算——教職員を養成する高等教育の充実も含めて国の予算の抜本的増というのが必要かなというふうに思うので、併せて今回の要望の中で求められてることというのはそこに願意があるのかなというふうにも思っています。

あわせて働く環境改善の問題についても触れられてるんですが、これも9月に少し御確認させていただいて、教育委員会のほうでも重視されている、やっぱりメンタルヘルス対策で今産業医、保健体制の強化ということで努力されてて、高田事務局長も自らのいろんなつながり生かしていることやってるんですという御答弁をいただいてたと思うんですけど、今何か改善できている点があれば、ちょっと御報告いただきたいんですが。

- 高田教育委員会事務局長 以前に御答弁申し上げてから、例えば産業医が確保できたとか保健師が増えたとかいうようなことは残念ながらまだでございまして、引き続き手を尽くしているところでございます。

継続して取り組んでおる保健師によるところと身体健康相談でありますとかあるいは文部科学省の調査研究事業を受けました各学校での取組、そういったことを今年度は引き続き継続いたしますとともに、来年度からは体制の拡充がぜひとも実現できるように引き続き全力で取り組んでまいります。

- 委員（前田あきら） よろしくをお願いします。

あと文書処理の問題で今ちょっと幾つか御答弁、やり取りがあったんですけども、やっぱりその教育委員会、文科省のほうもそうだと思うんですけど、別に不必要な文書を発出してるつもりは多分ないとは思ってます。

ただ何か全国的な問題で何か問題が起こった場合は、当然国から下りてきて、それをやっぱり現場に発出するということが必要になってきますよね。通学で何かいろんな全国的な課題があったらやっぱり総点検必要ですとか、この間ちょっと御要望させていただきましたけど、運動場のくぎなんていうことがあれば、それについてやっぱり現場で対応せなあかんというふうにやっぱり当然出てくるので、必要な発出は要ると思うんです。何か数が減ったらそれで改善するというものではなくて、やっぱりその発出するということは現場に対応することが求められてるということですので、やっぱりそれが現場の先生方の数では足りないということであれば、教育委員会が出向くですとか、それに必要な人員を配置しないと駄目なので、発出を減らしますということは本来確保しないといけない安全性の問題とか、全国的な課題でもう改善が求められてる——今回でいえば、K O B E ◆ K A T S Uの問題だって今回この方針出したら現場にたくさんの通達発出してますよね。それ要るから発出してるわけでしょう。現場が困ると思って出したんじゃないで、やっぱりこれを本当

に円滑に、是非はともかく円滑に進めようと思ったら、この段階で学校ではこういう配慮とか理解が要るよねというふうに出されてると思うので、必要な文書の発出に対する現場の負担感を、やっぱりそれに応える人員や援助体制というかね、いろんな、教頭先生に援助するために今サポートつけて教頭先生もすごい喜ばれているというのは、僕もPTAやってたので、いろんな対応でその方とも御対応してたので、やっぱり必要だというふうになるので、そういう体制を今ちょっと時間減らされて困ってるというところもあるので、そこも復活させていただくことも含めて、そういう今の教育に求められている現場の対応に対して文書を減らすということだけを——そういうのされてないと思いますけど——を何かの目標にするのではなくて、必要な現場の変革が求められているのであれば、そこにも対応するし、今文書の発出の仕方も大分検討されてるというふうに言われてましたよね。

福本教育長もPTA改革の問題で担当におられてたと思うので、あのときもかなりの文書が発出されてて、それを校長先生や教頭先生がもう現場のPTAの方にかみ砕くためにどうするかという——元のマニュアルがあって、こういうひな形があってということをやちょっと御説明して今度はPTAの方に自主的に考えていただくという対応なので、やっぱり板挟みになるような発出の仕方もあったと思うんですね。

やっぱりそれがすごい苦労されてて、もうそれだったらいふことで何かDVDも出されて直接これを見てくださいますみたいな努力もされてたと思うので、やっぱり現場の対応することもね、何かもうあとはもう何だろう、型どおりのことだけばんと発出してあとは現場で考えなさいというような文書ではなくて、やっぱり共に考えるようなスタンスを教育委員会のほうでも出すような発出の仕方というのをぜひ検討していただきたい。その中で不要な文書があるのであれば統合したり減らしていくというようなスタンスが大事なかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○福本教育長 このメールの問題につきましては私もさんざん受け取った側でしたので、これ1つ、当時すごく現場から減らしてくれて出たときは私も教頭、校長やったので、そのときは何かと言いますと、メールがやはり現場から見ても、これ何の調査なのとか、これほかの課から来たところやんかとか、それ大きなデータベースからそっちが拾ったらいい話、こんなん々我々答えるもん違うやんかというようなことがあったので、もう無駄ですよということで結構やり取りを教育委員会とさせていただいて、その後、端末なんかのそのシステム——校務のDX進んでシステムなんかでうまくやれるようなことになったことと、やはり出す側が、やっぱり受け取る側も仕事してますから、これがほんまに何なのかって分かりながらやっていますのでね、その辺を減らしてきた結果、先ほど言いましたように24%の削減になっています。

それともう1つ大事なことは、実はこのメールでいろいろなことを——先生方は確かに授業が仕事です。教頭先生でも授業行っておられる方もおられますが、やはり管理職は、こういうメールが来てちゃんとそれを確認することで学校の実態を知るという面もあるんです。私もたくさんそれで勉強させてもらったんですね。

先生というのは授業をして管理職になりますから、やはり行政の方のそういう管理的なところの業務って慣れてないんですけど、やはり管理職になって外部から来たメールに対応することで、きちっと学校を把握できるというそういうことは絶対大事なことになるので、やはり出す側も出された側もやはり意味があるというふうなことをまず思うことと、最近はやっぱこういう機械が進んでますから、そういう削減をしていくと。こういう今24%減ったからもうこれでオーケー

じゃなくて、今後もやっぱりその視点でどんどん減らせるものは減らしていきたいとそうように考えております。

○委員（前田あきら） ありがとうございます。

そうだと思うんですね。いろんな対児童の調査というのは今すぐ一顧なんか使えば教育委員会から直接調査できることもあるんですけど、やっぱりそれが自分の学校でどういう傾向にあるんですとか、やっぱり児童がどう考えてるかということも当然学校が知るべき部分があると思いますので、その辺はやっぱりこの調査の中身という意義ということがすんなりしっかり伝わるような通達の仕方、中身も工夫していただいて現場の苦労感とかというのを減らすとともに、共に一緒に考えるスタンスを教育委員会のほうでもしっかり持っていただきたいということを要望します。

終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 他になければ、委員の皆様申し上げます。

既に審査時間が2時間を経過しておりますので、暫時休憩いたしたいと存じます。

午後1時10分より再開いたします。

（午後0時4分休憩）

（午後1時10分再開）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育委員会に対する審査を行います。

次に、報告事項、令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望についてのうち教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） まず特別支援学校の整備についてお伺いをいたします。

特別支援学校の児童・生徒の受入れについて設置義務のある県において構築するよう要望をしておりますが、この背景について教えていただきたいと思います。

○田尾教育次長 特別支援学校の設置に関しまして御答弁申し上げます。

障害のある児童・生徒の教育環境の確保につきましては、これまでも県と協議をしながら受入れ体制の確保に市としても努めてきたところでございますが、学校教育法におきましては、都道府県に特別支援学校の設置義務があるというふうにされておりますことから、県の役割が大きいというふうに加え、県に対して予算を要望しております。

本市におきましては、特別支援学校を希望する児童・生徒数が知的障害部門を中心に非常に増加をしている状況がございまして、特に西区にあるいぶき明生支援学校では児童・生徒の増加が著しい状況となっております。今後もしばらくは増加傾向が続く見通しでございますので、引き続き県と市において適切に役割分担をしていく必要があるというふうと考えております。

神戸市におきまして、児童・生徒数の増加に対応するため、平成29年度にいぶき明生支援学校、そして令和3年度には灘さくら支援学校を設置をいたしました。また青陽灘高等支援学校、そして友生支援学校及び青陽須磨支援学校の3校では暫定校舎を設置するとともに、5校全てにおいて特別教室でありますとか多目的教室などを普通教室に転用しながら、児童数の増加に対応をしてきているところでございます。

増加する児童・生徒の受入れの確保につきましては引き続き県に十分な対応を求めてまいりたいというふうに思っておる次第で、このような要望をする背景となりました。

○委員（堂下豊史） 今御答弁あった内容1つ確認ですが、法律上は特別支援学校は県の権限という趣旨の御答弁があったかと思えますけれども、一方でいぶき明生は平成29年、青陽灘に至っては令和3年に、また灘さくらが令和3年等々神戸市が設置をしているんですけども、これも本来は設置義務は県にあったという理解でよろしいんですか。

○田尾教育次長 まずは設置のこれまでの経緯を先ほどの説明の補足も含めて少し説明をさせていただきます。

昭和54年度から養護学校の教育が義務教育となって特別支援学校の設置義務が都道府県に置かれることとなっております。その一方で、それ以前から神戸市が養護学校を設置してきた経緯がございます。これまで県と市で協議をしながら市内の特別支援学校の整備を進めてきているところでございます。

学校の通学、具体的には平成19年度に兵庫県と本市で特別支援学校の通学区域に関する覚書というものを締結いたしまして、東灘区の一部、そして北区、西区の一部において県立の特別支援学校に通学する区域を決めているところでございます。

これ以降も市会の応援もいただきながら兵庫県に対して要望・協議を行ってきた結果、必要に応じて通学区域の調整を行っているというところです。

おっしゃるとおり、設置の義務につきましては基本的に県のほうにあるというふうに御理解いただけたらと思っております。

○委員（堂下豊史） 分かりました。

その上で質問を続けたいんですけども、兵庫県に対して要望をされるということなんですけれども、これまでもこの特別支援学校の整備については県に対して教育委員会事務局から要望をされてきたいきさつがあると思えます。これまでの県の要望に対する回答、このあたり教えていただければと思います。

○田尾教育次長 まず昨年度は令和6年度当初の予算に対する神戸市からの要望に対しまして、県のほうでは県立特別支援学校における教育環境整備方針——令和4年に策定をされているものですが、その方針に基づき必要な学校環境の整備を計画的に進めていって、現在は東播磨地域の整備を進めているため、そのほかの地域については東播磨地域の整備が終了する令和9年度以降とならざるを得ないというような回答を承っております。

以上です。

○委員（堂下豊史） これまでも要望は続けるものの、ほかに優先すべき地域があるので、神戸市については令和9年以降という趣旨の回答がこれまでも寄せられているようなんですけども、一方で先ほど御答弁でも触れられましたけども、知的を中心に特別支援学校に通う生徒の需要が増える中、特にいぶき明生支援学校については、特別教室を普通教室にしながら等々の工夫をしながら生徒増に対応しているような趣旨の御答弁もあったんですけども、この県が言うように令和9年以降という回答なんですけども、これでそもそも本市の増大する需要が賄えるのか、特にいぶき明生ですね、非常に強い懸念をしているところです。

昭和54年には、先ほど御答弁でしたけれども、支援学校は法律上、県の権限である以上、優先順位は分かるんですけども、本市のこの特にいぶき明生の状況なんかを強く訴えて、現在の整備計画にこだわることなく前倒しでこうした本市の需要増に応えるよう強く県に訴えていただきました。

いと思うんですけども、そのあたり、今までどのようなやり取りがあったんですかね。いぶき明生のことなんかもしっかりおっしゃっていただいていたんですかね。

この要望、言葉だけでは書面上だけではそのあたり伝わってこないですけども、県との実際のやり取りの中で、そのあたりもお伝えいただいていたのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○**田尾教育次長** これまでも折に触れて神戸市の特別支援学校に在籍いたします児童・生徒数の現状、そして今後の推移、数年先までの推移を県のほうにも示してまいりました。それにつきましては今後も引き続きその現状をお伝えして、県のほうには改めて強く要望してまいりたいというふうに思っております。

○**委員（堂下豊史）** これ以上ここでは、やり取りはもうこの件についてはこのあたりでとどめたいと思いますけども、今申し上げた質問の中でもお伝えしたとおりの状況が、また答弁でもあったとおりの状況が神戸市内ありますので、引き続き県に対して強く要望していただきたいと思います。

それと2点目の要望項目、北区における特別支援学校の環境整備という項目で要望をされております。

具体的には施設整備に問題があるというふうに書かれているんですけども、どのような問題があるのか、お答えいただけますでしょうか。

○**田尾教育次長** 北区は県立神戸特別支援学校に通学するというふうになってございます。現在県立神戸特別支援学校は昭和53年度に知的障害者を対象とする学校として開校いたしまして、その後平成25年度から肢体不自由の児童・生徒を受け入れておりますけれども、新しい施設と比較すると、空調などの施設・設備面で課題があるものというふうに我々としては認識をしております。

そのため、北区内に居住している、特に人工呼吸器を装着している児童・生徒の中には、施設・設備に不安があるとの理由から神戸の市立の特別支援学校に通学しているケースもございます。保護者からは、やはり施設の設備に対して、全館空調設備の整備でありますとか、学校施設内での移動の支障となる段差解消でありますとか、屋外にあるスロープの整備などの要望があるというふうに承っております。

こうした点におきまして、北区内の児童・生徒が安心して通学できる特別支援学校となるよう、環境改善を県に対して要望をしているところでございます。

○**委員（堂下豊史）** 空調とバリアフリーのことを今御答弁いただいたんですけども、少し整理をさせていただきたいんですけども、神戸市の——少し比べる対象が違うんですけども、これまで本当に空調に御努力いただいて、特に体育館ですね、気候変動の中、猛暑の状況が続いている中、体育館についても課題があるものの、空調整備をしていただいた状況があると思うんです。

今少し驚いたというか、ええというふうに思ったんですが、空調がそもそも体育館にないということなんですけども、昭和53年に設立された比較的古い——年代もたってる体育館だからなのか、あるいはほかの県立の高校、県が設置した高校、県立のじぎくであるとかあるいは芦屋特別支援学校とか、このあたりは空調の状況はどうなんですか。

こうした学校こそ真っ先にバリアフリーであれ空調であれ整備をしていくのが最優先課題かなと思うんですけども、そのあたり県立の県が設置した特別支援学校の状況を教えていただけますか。

○**田尾教育次長** 県立神戸特別支援学校のほうは教室の中は空調が効いているけれども、廊下等に



関しての空調がないやに聞いております。そういったことにつきましては、神戸市の市立の特別支援学校におきまして、知的障害部門と肢体不自由部門の設置校として灘さくら、そして友生支援、須磨支援学校、いぶき明生の4校につきましては、いずれ特別支援学校においても全館、廊下も含め、全館空調とバリアフリーの対応を行っているところでございます。

○委員（堂下豊史） 体育館についても教えていただきたいんですけど、県立の北区の神戸特別支援学校は体育館に空調がないんですね。そのあたり、普通教室は今の御答弁で分かったんですけども体育館について教えてください。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 県立神戸特別支援学校につきましては、体育館に空調はないということで聞いてございます。

○委員（堂下豊史） すみません。一遍に聞けてないんで申し訳ないですけど、この北区の特別支援学校だけじゃなくて、県立のじぎくあるいは県立芦屋等々いわゆる県が設置の高校の、特別支援学校の体育館の空調状況あるいはバリアフリーの状況どうですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 先ほど委員おっしゃいました県立芦屋、それからあと県立のじぎくにつきましては、比較的新しい施設でございます。建ってからまだ10年たっていないのではないかなというような施設ですので、今きちっと把握してるわけではないですけど、恐らく体育館空調設置されてるものと認識してございます。

○委員（堂下豊史） そのあたり今恐らくという御答弁でしたけども、県のいわゆる特別支援学校を整備するに当たっての基準というか、指針というんですかね、まずは1度御確認いただいてまた教えていただければなと思います。少なくとも神戸の特別支援学校は体育館においても空調が整備されてますし、当然バリアフリー化もなされてるという今の答弁でそういうふうに理解をいたしました。なので、県設置の学校についてもお調べいただきたいですが、少なくとも北区の学校については、体育館に空調がない。本当に猛暑の中、こうした学校こそ、繰り返しますけども真っ先に古かろうが新しかろうが、空調は整備されるべきだと私は思ってます——感じます。

ましてや保護者が——保護者というか、もうこの学校に通えないと言ったら言葉不適切かもしれないですけど、こんな環境では安心して通えないから本来の通学区域外の高校に通っているという、本当にこうした状況は、今回の県予算の背景を今御答弁いただいて本当に驚いてます。

なので、これも毎年——新規項目には少なくともないので、昨年度も過年度も要望してこられたことだと思うんですが、そもそもの考え方をしっかりと改めていただくように、県にはただ単なる要望じゃなくて当たり前に特別支援学校については体育館も含めて空調を行う、バリアフリー化もするということを強くおっしゃっていただきたいと思いますが、整備方針どのようになってるんですかね、その辺も今御答弁いただけないんですかね。そもそも空調設置することになってないんですか。古い高校は分かりますけども、新しい高校どうなんですかね、県は方針として。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 こちらも継続要望となつてございまして、以前の回答では、やはりこちらで長寿命化の改修の計画に沿って整備を進めていくという御回答をいただいておりますけれども、委員おっしゃいますようにこれ喫緊の課題だと思いますので、私もしましては引き続き強く要望してまいりたいと考えてございます。

○委員（堂下豊史） 県の回答も事前に頂いてるんですけども、少し読ませていただくと、普通教室や音楽室、調理室、被服室などの特別教室への空調設置、体育館のLED化、感染症対策のためのトイレ改修も完了していると。ここはいいんですけども、すなわち——これちょっとお調べいただきたいですけれども、体育館についてはまだ完了してないという印象で取れるんですね、

この文章は。ですから、このあたりも確認をしていただいて、そもそも特別支援学校の全国レベルの体育館への空調設置率がどないなってるのか、このあたりもしお手元に資料があるのであればお示しいたいて、そのあたりもしっかりと使って県に訴えをしていただきたいと思いますけど、そのあたりの設置率、本市は100%というふうに先ほど理解しましたけども、全国的にはどないなってますかね。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** 今、具体的に手元にはございませんけれども、全国の調査結果というものはあったと私も認識してございますので、そういった数値も活用しながら強く求めていきたいと思ってございます。

○**委員（堂下豊史）** まとめますけども、繰り返しになりますが、真っ先に、昨今の気候変動を考えると、そういうことを抜きにしても、特別支援学校の体育館についてもバリアフリーも空調も当たり前の設備だと思いますので、ましてや同じ神戸市民、神戸の生徒が通う地域によって空調のある学校もあればない学校もあるということは、やはり公平性の観点からも適当ではないと思いますので、ただ一方で、もうこれ県がやってくれへんから神戸市がやるという話じゃないと思いますのでね、県に法律上設置義務がある、県がいわゆる法律上の主体なんですから、そのあたりしっかりと我々議員も県議通じてしっかりと県のほうには声を上げていきたいと思いますけども、今日の質疑の様子なんかもしっかりと県のほうにお伝えいただきたいと思います。

先般再選をされた齋藤知事も、選挙公報の中で未来を担う若者が輝く兵庫というのを第1番目の選挙公約に挙げられてました。兵庫県立高校の環境整備ということを具体的な項目として挙げられているわけです。

こういうことも踏まえて体育館への——体育館というかバリアフリーも含めて環境整備しっかりと——特に、繰り返しますけども、神戸市のこうした学校にあっては、神戸市がつくった学校と県がつくった学校で環境が違うわけですから、ましてや通えないから、やむなくほかの地域に通ってるという児童・生徒がいるということも今御答弁でありました。そういうことがあるから北区ということで、わざわざ北区のというふうにつけられてると思いますけども、しっかりと調べいただいて、北区だけでないのであれば——仮にですよ、ないのであれば全校を——神戸の生徒が通う特別支援学校は全校、体育館の空調設置そしてバリアフリーを強く求めていただきたいと思いますので、今までの要望とは少しいぶき明生のことも考えると我々も時間との勝負になってきてるかもしれません。そのあたりも強く訴えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○**委員長（さとうまちこ）** 他にございませんか。

○**委員（前田あきら）** 幾つか質問させていただきたいと思うんですけども、先ほどの北区の特別支援学校の環境整備、昨年も要望が出されてこの問題いろいろ御指摘されてて、私もちょっと他の県立学校どうなってるのかなというのを調べたこともあるんですけど、例えば今お話にありました県立芦屋というのは、昨年の11月に特別支援学校の体育館空調設備設置工事がもう入札かかってるんですよ。芦屋はなくてつけるというふうに、県立はつけると言っとんの何で北区は後回しになってんねんて、それはもう堂下先生おっしゃるとおりだと思いますので、ぜひそういうことも現場レベルでつかんでいращゃると思いますので、そこも含めて強く要望していただいて、ほんまどこまで神戸市がそこせなあかんねんというふうになってる実情があると思うので、その中で頑張っていただいているのはいいんですけど、やっぱり県は県に——しっかり役割を果た

してほしいということは強く要望していただきたいというふうに思います。

それで質問のほうなんですけども、今回の県要望のすみません、資料では6ページの交通事故・犯罪者被害防止に向けた取組の推進について聞きたいんですけども、今回も通学路等の危険箇所の改善ということで御要望上がってるんですけど、今学校とその他の何とか——通学路の安全対策の検討委員会などを開いて危険箇所をそろえて各部署に割り振って要望してると思うんですけど、今年の要望って大体何件ぐらい今出ている状況になってますか。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 令和6年度につきましては179件となっております。

○委員（前田あきら） ごめんなさい。去年の分しか持ってないので、1個1個聞く形になると思うんですけど、ごめんなさい、もう1度お願いします。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 令和6年度につきましては179件となっております。

○委員（前田あきら） 失礼いたしました。179件ですよね。

このうち警察、いわゆる兵庫県が担当する部署というのは何件ありましたか。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 警察に関係する数値としましては23件となっております。

○委員（前田あきら） そしたらすみません。警察23件だったと思うんですけど、大体これ対策内容って分けてるんですか。そこまで今把握できてますでしょうか。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 大きく3つになってございまして、信号機の新設、あと横断歩道の新設となっております。

○委員（前田あきら） 申し訳ありません。多分それ件数があると思うんですけど、信号機の新設が何ぼで横断歩道の新設が何ぼで、その他（規制標識の表示等）になっとんかな——というのは何件ずつになってますか。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 信号機でございしますが7件、それから横断歩道につきましては10件、その他につきましては6件となっております。

○委員（前田あきら） ありがとうございます。

それで、今回の御要望の中にもついている信号機のことについてなんですけど、この間ずっと御要望をされてて、令和4年度については警察件数が115件で信号の設置・補修が18件、令和5年度が警察要望が28件で信号機の新設が11件、今年が信号機の新設が7件ということになってると思うんですが、この3年間で何か実現してる信号機ありますか。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 申し訳ございません。数値のほう今資料のほう手元にございせん。

○委員（前田あきら） 多分これほぼゼロに近いと思うんです——現場感覚で聞いても。

それで、これ何でつかないかなということで県の担当者にも聞いたんですけど、毎年兵庫県の信号機を新設する予算というのは、全県ですよ、10件しかないって聞いているんですよ——10個。これではほんまに対応できるわけないとほんま思うんですよ、これで。いろいろ現場のほうでは対応できないということで、建設局のほうでいろんな——横断歩道をちょっと下げる交渉をしたりですとかいろんな努力する中で対応されたりしてるとか、あとガードレールを設置して、これも建設事務所になるのかいろいろ調整されたりしてると思うんですけど、やっぱり本当に信号機の新設をこの予算でやってるということ自身について愕然とするし、それは教育委員会のほうとしてもしっかり要望していただきたいということで今回上がってきてるんですけどね。今回強く安全対策責任持って行ってくれというのはまさにそのとおりだと思うので、強く要望していただきたい

いし、やっぱり警察——県に求めて実現できてないもののがかなりあるんですけど、それは例えば教育委員会は集めてる要望が返ってきた段階でどう、P D C Aサイクルで回してるとか、そんなん何かどういふ検討されてるんですかね。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 それぞれの小学校でありますとか中学校、それからここ最近では地域の方の声なんかも聴きながら情報のほう取り集めているところでもあります。

それをまとめまして要望のほうを出していくことになるんですけども、例年ですと大体10月ぐらいに要望がまとまってきます。それに伴いまして各学校——要望を出した学校もそうなんですが、警察でありますとか、それから地域の方、建設局も含めまして、また教育委員会事務局も入りまして、実際に合同点検というふうな形で点検のほう進めてまいります。

そのような形で実際に信号機でありますとか横断歩道設置ができるのかとか、不可能な場合には代替案とかいうようなものも含めまして次の工程、ステップに入っていくと、サイクルに入っていくというこんな形でございます。

○委員（前田あきら） 実際これが神戸市通学路交通安全推進会議ですとか各区の子育て推進会議ということでやってるんですけど、これは大体年に何回ぐらいやられるものなんですか。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 例年7月頃に1回というふうなことでございまして。

○委員（前田あきら） 1回だけですか。年1回。

○小菅教育委員会事務局学校教育部部長 警察でありますとか教育委員会、その他集まる会議につきましては7月ぐらいに1度というふうな形で、各校で合同点検でありますとかそういうふうな形につきましては随時行っているところもございまして。

○委員（前田あきら） ちょっとこれ回数が少ないと思うので、もちろん学校の先生も出ていかなあかんのでね、大変だと思うんですけど、やっぱり安全を確保するためには大事だし、いろいろ点検もされてるといふ——本来は何かみんなで点検しますというのものもあるんだけど、兵庫県がちゃんと点検せなあかん部分もあるんですよ。

今年でいいますと4月18日だったかな、須磨区で信号機が、千守のほうだと思うんですけど折れたというのが問題になって、私ちょうどP T Aの区の会議やってたときにぱっと連絡入って、どこで折れたという話されてたら須磨区だったという話があったんですけど、それも調べてみたらかなり腐食があって、いわゆるもう安全性に問題があるというのを分かってて手つかずだったという話だったと思うんですよ。信号機の4本に1本が耐用年数が超過しているという実態が明らかになったということで、本来そこの予算もついてないというのがやっぱり問題になってるので、ここはやっぱりよくつかんでいращやるのは地域の方だろうし、学校が保護者を通じていろんなことつかんでると思うので、これはほんまに真面目に——こっちは真面目に伝えてるんですよ——を県のほうでやっていただけるようにここは本当にリアルな声で——この間の信号のやつは、たまたま小学生の子がもたれてぼきっと折れて、それについて別にその小学校の子にかぶさらなかったからよかったけど本人けがしたらどないするねんという話ですから、やっぱりそこは本当につかんで——せっかくこれ会議やってそういう交通状況の実態をつかんでいращやるのが——学校がやるのも変なんですけど、よく地域のことつかんでるので、ここは本当に生の声をよく伝えていただいて、県のほうにほんま真面目に真剣に責任持ってやっていただけるよう強く要望していただきたいというふうに思います。

すみません。続けてもう1つだけちょっとお聞きしたいんですけど、県要望の資料8ページで3の7)の2つ目の小・中学生の体験活動の改善ということで、自然学校、わくわくオーケスト

ラ、トライやる・ウィークなどの体験学習について、保護者の経済的負担を軽減するとともに実情に応じた柔軟な実施を可能にすることというふうに要望されてるんですけども、自然学校、トライやる、わくわくオーケストラ等どういう課題があって、どのような改善が求められているというふうにお考えになっているんでしょう。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 このたびの要望の趣旨でございますけれども、少し具体的に説明させていただきます。

自然学校でございますけれども、こちらにつきましては、県は4泊5日での実施を基本ということにしております。神戸市におきましては令和2年度から2泊3日ということで実施をしております。この柔軟な期間の設定を要望していきたいと考えております。この2泊3日とすることで保護者の経済的負担も軽減できるという面もございますので、そういった形で要望していきたいと思っております。

それから、トライやる・ウィーク、連続5日間の今体験活動ということで実施しておりますけれども、こちらにつきましてもこれまでも御答弁申し上げてきましたけれども、近年どうしても画一的な取組になりがちということで、本来期待される教育的効果が十分に上がっていないケースも見受けられてございます。また、学校における事業所の確保それから調整、そういった負担が大きくなっていることもございますので、こちらも柔軟に期間や内容を設定できるように要望していきたいと思っております。

それからもう1点、わくわくオーケストラでございますけれども、こちらも保護者負担軽減の観点から、現在保護者がこのバス代を負担しておるんですけども、そのバス代の補助を要望いたしますとともに、こちらも各校の実情に応じて、例えば希望する学校が参加できるようなそういった柔軟な対応を要望していきたいと思っております。

以上です。

○委員（前田あきら） わくわくオーケストラでいえば、市外の部分には補助来てるけど神戸市の部分は遠く西神のほうから来ようが神戸市なんだろうということでもらえないということで、おかしいやないかという要望、それはもうごもっともだと思いますので、やっぱり求めていただきたいし、バス代の高騰というのは確かに今いろんな問題で、修学旅行もそうだし、神戸市独自でやってる校外学習でもやっぱりかなり課題になってて、やっぱりそこが高騰する下で保護者の負担を増やすわけにいかないということで、児童会費をちょっと減らして付け替えたりとか、中学校でいえば生徒会費ちょっと減らすとかかね、ほんま涙ぐましい努力を現場でやりながら何とか今までどおり従来できることをやりたいというふうに努力もやっぱりされてるので、そういう今の物価高騰や燃料費高騰に合わせた支援というのを——神戸市独自でやれる部分はやっていただきたいんですけど、県にも要望していただきたいし、やっぱり昨今の感じで考えると今さら自然学校4泊に戻すというのは、ちょっと無理があるんじゃないかというふうにやっぱり思うので、それは画一的に——結構兵庫県こういうのをやりたがってるかもしれないんですけどね、神戸市のほうでは無理に押しつけんといってくれと、実情に合わせてやっていきたいんだということを強く要望していただいて、トライやる・ウィークについてもいろんな努力も現場でもされててなかなか見つからないので、保護者も含めていいとこ探してくださいというのを御案内して、それを最終出てきたとしてもそれを確保するのはやっぱり現場の先生が1個1個確かめながらやられるってすごい御苦労されて、かつ希望が受け入れると児童の要望とマッチングするなんていうのはもうほんま至難の業ですよ、いろんな配慮必要な児童さんもいる中でやっているので、それはもうゼロベース

で検討する時期に来てるんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうなのでしょうね、トライやる・ウィークも含めてね。日数の削減というのものもあるんですけど、そこはもうちょっと踏み込んだ要望とかはしないんですか。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** これ実際に要望する際には県の所管課と私どもの所管課で実際に顔を突き合わせてお話しするわけですが、もちろんそういった話合いの中では細かい部分も含めて、本当にゼロベースとおっしゃいましたが、本当にゼロから事業を構築していくぐらいの気持ちで私どもとしましては話をしていきたいと思っています。

○**委員（前田あきら）** ぜひ現場の実態とか児童・生徒の実態を踏まえた対応をしていただいて県にも強く要望していただきたいというふうに思います。

終わります。

○**委員長（さとうまちこ）** 他にございませんか。

○**委員（堂下豊史）** 私も自然学校、先ほど続けて聞かせてもらったんですよけれども、途切れてしまってすみません。

自然学校について残された課題、確認をしていきたいんですけども、神戸市以外の他都市の学校の状況を教えていただければと思います。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** 今年度におきましては、神戸市以外の他の市町につきましては4泊5日で実施していると聞いてございます。

○**委員（堂下豊史）** じゃあ県内2泊3日というのは神戸市だけのようなんですけども、どのような理由で2泊3日の宿泊を選択しているのか、そのあたりについても教えていただけますか。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** 先ほど保護者負担のお話もさせていただきましたけれども、神戸市におきましては、コロナ禍以降、令和2年度以降2泊3日の宿泊体験、それに加えて日帰りの体験活動を2日間、そういったことで実施をしてきてございます。この加えた日帰りの体験活動でも、田植ですとか地引き網ですとか、それから登山とかクラフト体験といったように各校が工夫を重ねて実施しておるところでございまして、こちらでも十分な教育的効果を得ることができることが分かってございます。

それから、保護者にもアンケートを取っておるんですけども、保護者の方へアンケートをしますと2泊3日の希望が一番多くなってございまして、やっぱり偏食ですとかアレルギー、それから服薬なんかのそういった不安のある御家庭がございます。

また、子供たちもやっぱり家族と離れることへの不安ですとか、友人関係に少し不安があるといったそういったことで、できれば2泊3日をと希望される子供たちも一定数おられることも事実でございます。

こういう多様な子供たちへの配慮、こういったことも踏まえて総合的な観点から2泊3日の宿泊が神戸市では望ましいのではないかと判断してございます。

○**委員（堂下豊史）** 極めて合理的な理由だと思います。保護者も児童も教職員も多くは2泊3日というのを前向きに捉えていると思われしますので、合理的な理由だなと思うんですけども——2泊3日の今理由を伺いましたけども、一方でなぜ兵庫県教育委員会は4泊5日にこだわってるんですかね。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** これも県の教育委員会に聞く限りということでございますけれども、やはりこの事業でございまして、そもそも成り立ちですけれども、他の自治体に先駆けて昭和63年度から自然環境の中での長期宿泊体験を通じて生きる力を育成するとそういった

目的で県が取り組んできたものでございまして、もともとは5泊6日で実施しておったものでございます。

その後、国のほうでも平成29年度に示されました学習指導要領の解説におきましても、こういった集団宿泊活動について一定期間、例えば5日間程度にわたって行われることが望まれるとそういったことが記載されていることもございまして、県のほうでは4泊5日以上での実施が望ましいと判断されているということでございます。

○委員（堂下豊史） 昭和63年ということですので、もう36年も前からの伝統と歴史があると言えればそれはそれでいいことだと思いますけども、36年前の時代状況と今の教員あるいは保護者を取り巻く状況というのはかなり変わってると思うんですね。ですからこのあたりを理由にされてもと言うとちょっと失礼ですけども、このあたりは県と今後の話合いの中で、ぜひ神戸はこういう状況なんですと、保護者も教員もこういう考え方なんですということをしっかりと訴えていただきたいです。

それと国の考え方も今県は判断材料の1つにしてるようなんですけども、これも別に全国的な話で文科省がぼんと打ち出してるだけであって、それぞれの自治体、都市のあるいは教育環境が違うわけですから、一旦神戸はコロナで2泊3日にしてそれが今もう定着してますし、長ければいいというもんじゃないと思いますので、そのあたり含めて多様な子供たちへの対応あるいは教職員への働き方改革の観点からも、合理性のある市教委の考え方をしっかりと県にも一層伝えていただいて改善を強く要望していただきたいと思いますので、実際私も現場の教員の方からも長い、負担だという声も聴きますし、決して教員の働き方改革だけじゃなくて、やっぱり児童・生徒・保護者のことを考えても2泊3日というのが望ましい姿ではないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） ないようでしたら、次に報告事項、中学校部活動の地域移行の取り組み（コベカツクラブの募集）について御質疑はございませんか。

○委員（山本のりかず） よろしくをお願いします。

先日、川西市で子供たちにバスケットボールを指導している方と話す機会がありました。

指導しているチーム自体は川西市における部活動移行前から活動しており、当初は月謝1万5,000円を徴収していましたが、移行後、つまり学校側から受け入れる児童に対しては低廉な金額設定という枠組みで5,000円にしたところ、運営収入においてスタッフの持ち出しがあり、運営上の課題があると現場から声が上がっていました。

運営者の収支が安定しなければ活動自体の継続性も担保されず、子供たちのスポーツに触れ合う機会の喪失につながるということが想定されます。部活動の移行を進めていく神戸市においても今後同様の課題が出てくるのではないのでしょうか。

そこで、これから当局、教育委員会としてどのように対応していくのか、考えがあればお聞かせください。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 この会費設定の考え方でございますけれども、やはりこのコベカツクラブの活動に当たりましては、指導員の報酬それから消耗品等の購入とかそういったことで一定の経費が生じますので、保護者の方に月会費または年会費として一定の金額を負担い

ただくことを想定してございます。

この具体的な会費の金額につきましては、種目ですとかそれから活動頻度、そういったことで条件が異なりますので、各活動団体が設定することと神戸市のほうでもしてございます。教育委員会としましては中学校施設を主に活動場所として利用していただくことで、できるだけ低廉に設定していただきたいとそういったことを考えてございます。

ただ、一方で安定的・継続的に活動いただくためには、その団体において収支のバランスを取っていただく、そういったことも重要な観点でございます。基本的にはそれぞれの活動団体におきまして、活動内容それから指導内容、そういったことに応じまして適切な会費を設定いただきたいと思っております、教育委員会としましては、活動内容等に見合った適切な会費設定となっているかどうか確認していきたいと思っております。

また、団体からそういったことで相談があった場合につきましては、教育委員会としましても丁寧に対応していきたいと思っております。

御家庭で参加する活動を選ぶといったその際には、活動内容それからこういった会費、そういったことも含めまして総合的に判断していただく必要があるのかなと考えてございます。

以上です。

○委員（山本のりかず） 月謝に関しては、利用者さん——子供、保護者にとっては望ましい一方で、先ほど御答弁で適切な金額を運営者に対し設定していくと、その中身は種目や頻度によって教育委員会の担当課が判断していくという答弁の趣旨と理解しました。

間違っていればまた御答弁をお願いしたいと思いますが、その中でこの内容に記載されてる低廉な金額は利用者さんにとっては望ましい、一方で運営者にとっては収入を確保しないと団体の要は継続性が担保されない。

例えばこれからその差額があれば、他の自治体も参考にしながら、例えばこういったその補助の仕組みがあるのかということも文科省もスポーツ庁もガイドライン出していますので、そのあたりと調整しながら当局も今後どういうふうな形が望ましいのかというのを検討していただきたいと思います。

もし何か私の質疑で何か間違ってるところあれば。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 私の説明が少し不十分だったかもしれませんが、最終的に会費の設定をいただくのは活動団体側ということで、教育委員会はその設定いただいた金額を確認するというところで考えてございます。

それから先ほど例えばその差額を補助をとということおっしゃいました。やはり先ほども申し上げましたように、活動団体の収支の安定、それから指導者——それだけの指導者を確保していくと、そういうためには団体として一定の収入が必要になってまいります。

ただ一方で保護者負担の関係もございますので、この費用負担の在り方ということにつきましては、実はこれ、国の考え方がまだ今の時点で明確に示されてございません。私もとしましては、これまで国に対して要望しておるところでございますけれども、今後もこの移行後に発生する費用負担の考え方を明確にさせていただいて、必要となる費用に対する財政支援、こういったことをお願いしていきたいと思っております。

いずれにしても、今後も国の動向も踏まえながら必要な対応について検討していきたいと考えてございます。

○委員（山本のりかず） 理解しました。ありがとうございます。



実は先週、我が会派でさとう委員長となんの委員と私で東京に伺いまして、文科省とスポーツ庁とこの部活動移行について意見交換を行いました。

その中で、静岡県掛川市から、教育委員会から出向されている方がいらっしやいまして、掛川市の事例を紹介していただきました。

その中では、新しくこれまで部活動になかった活動が新たにクラブとして認定されたと。例えばテラリウム——御存じですかね、こういう丸い瓶の中に植物を——見て鑑賞するような文化活動であったり手芸であったり、今までスポーツに関しては女子野球ができたり、そういった新たな生徒主導のやりたい種目が新しく出来上がったということで先行事例を伺いました。

今日の神戸新聞でも、皆さん御承知のとおり小学校４年生から６年生の全児童と保護者を対象にしたアンケート結果によれば、これまでなかったスポーツ種目に関してはダンスであったり、文化活動にあっては私もびっくりしたんですけど料理という項目も出てきたり、あとは手芸・クラフト・eスポーツ・ピアノなどこれまでにないようなスポーツ・文化活動をやりたいという子供たちの意見が上がってきております。

子供たち主導のこれから文化活動・スポーツ活動をしていくためには、新たにこういうアンケート結果も出ていますので、しっかりと子供たちの希望がかなうような取組もぜひ教育委員会でも実施していただきたいことを要望させていただきます。そのあたりの何か考えがあればお聞かせください。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 委員おっしゃいましたように、このK O B E ◆ K A T S Uでございますけれども、やはり最大のメリットというのが校区を越えて子供たちが自分でやりたいことを選べるということでございます。

おっしゃいましたように、これまでの部活動になかった今本当にニーズが上がっておりますダンスですとか料理、それから男の子なんか——男の子と言ったら駄目ですね、男子児童はeスポーツ、そういったこともやりたい活動として挙げておる児童が多くなってございます。

そういったことで、できるだけ多くの活動団体に参画いただいて選択の幅を広げていきたいということで考えてございますので、委員おっしゃった方向で私どもも努力していきたいと思っています。

○委員（山本のりかず） ありがとうございます。

あとは先ほど御答弁ありました校区を越えてということですので、交通手段、この委員会でも課題上がってきてますので、ぜひスムーズに交通移動できるような、様々な手段を通じて子供たちが希望する文化活動・スポーツ活動に従事できるように御支援と検討のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に。

○委員（堂下豊史） 中学校部活動地域移行における課題と対応策について数点質疑させていただきます。

まず、地域の条件の違いについてです。

K O B E ◆ K A T S Uは川西市の先行事例を参考にしていると思いますけれども、神戸市と比べて川西市は市域も狭く、同じモデルが神戸市にそのまま当てはまるわけではないというふうに考えております。同様に、神戸市内においても市街地と田園地域では地理的な前提条件が異なります。教育委員会としてこのあたりどのように認識をされておりますか、御答弁をお願いいたします。

ます。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 委員御指摘のとおり、川西市のモデルがそのまま神戸市に当てはまるわけではないと考えてございます。

やはり神戸市内におきましても、おっしゃいましたように市街地とそれから西区・北区の田園地域、そういったところでは様々な条件が異なっております。これから募集進めてまいりますけれども、場合によったら生徒がやりたい活動が校区内にないというような状況が生まれるかもしれません。そういった場合には、私どものほうも地域のほうに出向いていって活動団体——担っていただける団体を探すですとか、そういったことにも取り組んでいきたいと思っております。

地域によって条件の差はやはり生じるということが見込まれますので、そういったところで、できるだけ子供たちが自分のやりたいことをできるだけ近くで選んでできるというようなことに向けまして、私どもも努力していきたいと考えてございます。

- 委員（堂下豊史） ありがとうございます。

部活動の地域移行に際しては、市街地と田園地域それぞれの特性やニーズに応じた対応が求められます。

市街地では交通の利便性や施設の充実を生かし、複数の学校や団体が連携することで幅広い選択肢を提供することが可能です。一方、田園地域では移動距離や施設不足といった課題が顕著であり、これに対応する具体策が一方で必要です。

さらに地域移行を契機に、田園地域では地域の伝統芸能やスポーツを活用したコミュニティ形成や地域活性化が期待され、それが交流人口の増加につながる可能性もあります。こうした課題認識の下、北区淡河町では、地域の団体が主体となり、地域団体としての申請に向けて課題整理を今現在しているというふうに伺っております。そうした背景を踏まえて、教育委員会の御見解を数点にわたり伺っていききたいと思います。

まず、地域外からの人材参画についてです。

地域外から多様な人材が参画することは地域活性化に大きく寄与すると考えられます。しかし、昨今の雇用情勢を鑑みると、平日にボランティアとして指導に当たる人材を確保することは困難ではないかと懸念をされております。人材確保の観点から、一定の対価を支払う必要があると考えますが、教育委員会の見解を伺います。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 先ほどの会費の設定の考え方にも関わることでございます。やはり地域活動団体として運営していくためには、先ほどもおっしゃいましたように、指導者の確保ということで、場合によっては遠くから指導者を呼ぶ必要があるということも考えられます。そういった場合に、私ども基本として、そういった費用につきましては会費で賄っていただくということを基本的な考え方にしてございます。

ただ、一方で、それだけではなかなか収支取っていくことが難しい団体も恐らく出てくるのが考えられますので、先ほども御答弁申し上げましたけれども、これにつきましては、今、国のほうで費用負担の考え方が示されてございませんので、私どもとしましては、そういった必要となる費用に対する考え方、それから財政支援につきまして、引き続き国のほうに要望してまいります。

また、神戸市としましては、できれば企業の支援のようなもの、寄附でありますとか、例えばふるさと納税を活用したクラウドファンディングのようなものが考えられないのかとか、そういった会費以外の財源確保、そういったことにも今検討しているところでございまして、どのよう

なことができるのか、引き続き考えていきたいと思っています。

- 委員（堂下豊史） 先ほどから国、国という言葉が出てますし、私も出すんですけども、肝腎の国が——先日の朝日新聞ですけども、11月19日の——移行期間を31年まで延長いうてね、こういう見出しで記事が書かれてました。神戸市含め、先進的な自治体は一生懸命今やってるのに、国がこれ、何ですかという感じなんですね。私個人的には。本当に大丈夫かと。自治体から3年間の達成は難しいという意見が相次いで、そういうような延長になったようなんですけども——この記事からするとですね。ではなくて、難しいのであれば、しっかりとその課題整理をして——するのが私は国の役目なんだと思ってるんですよ。個人的にですけど。

なので、国がそういう状況ですから、先行して今、神戸市が取り組んでますけども、財政面も含めてかなりの困難が予想されますし、ちょっと話が横にそれましたけども、そういう状況も一方でありますので、国に対する要望もそれは続けていただきたいと思いますけれども、やっぱり神戸市独自でしっかりと制度設計していくことが大事だなという前提に立って質問を続けていきますけども、よろしくお願いします。

次なんですけども、K O B E ◆ K A T S U の担い手として、地域の方だけでは不足することが予想されます。なかなか、今さっき申し上げたように、地域外の人材参画にしても、やっぱりボランティアで来てくれる人がどこまでいるのかなと。今、淡河町ですけども、やはり例えば他区から人が来るときに、どこまでボランティアで来てくれるか、本当に疑問なんですね。

その一方で、活動を希望する教員の方は貴重な人材であるというふうに考えております。ただし、本来の業務を優先する必要があることは理解しますが、勤務時間外にK O B E ◆ K A T S U へ参画して指導等に携わる場合は、教育委員会が手当を支払うことができるのかできないのか。教育委員会の見解を伺いたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 教員の参画でございます。このK O B E ◆ K A T S U での指導を希望する教員につきましては、兼職兼業の許可を受けた上で、コベカツクラブのほうから一定の報酬を受けて参加していただくといったことを私ども考えてございます。現段階で神戸市から何か手当のようなものを出すということは難しいかなと思ってございます。

- 委員（堂下豊史） 難しいとか、それは何かルールがあってできない——法律とかよく分からないんですけど、条例とかがあってできないということなんですか。支払おうと思ったら支払えるんですか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 現在の制度においては支払うことができません。

- 委員（堂下豊史） すみません、制度って国ですか。神戸市ですか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 国においても神戸市においてもということでございます。

- 委員（堂下豊史） 分かりました。では、ますます財源の確保が課題になってくると思います。淡河町のように市街地から離れた地域では、地域外から指導者に参画していただく場合、いわゆる報酬に加えて、交通費が多額になる可能性があります。この負担を御家庭だけに会費という形で求めることは適切でないというふうに考えております。

地域外の人材が交通費の負担によりK O B E ◆ K A T S U への参画をためらうことがないよう、繰り返しますけども、先ほどの背景はあるものの、国に対してしっかりと要望をしていただいた上で、神戸市として、先ほど財源の話も部長触れられましたけども、例えば地元企業の協力を得て基金を創設するなど、その他財源の確保をすべきと考えておりますけども、教育委員会としての御見解お願いいたします。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 先ほども申しあげましたように、私どもあらゆる手段で財源は確保していきたいと思ってございます。先ほど企業の支援ということで申しあげましたけども、この企業の支援の動機につながるような広報活動、こういったことも今準備を進めておるところでございますので、12月中旬から今回お示ししている方針を示したいと思ってございますけども、その方針の公表と併せてホームページもリニューアルしまして、そういった企業の支援、そういったことも募っていききたいと思ってございます。いずれにしましても、財源確保につきましては、国への要望も含めまして、神戸市としましても引き続き努力してまいりたいと考えてございます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。他局——市長部局も含めて、企画・地域協働局、あるいは区役所など、全庁的な取組も求められると思いますので、そういった観点から他局も一生懸命今御協力いただいているということも仄聞してますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、活動場所ですね。この確保についてお尋ねします。中学校の施設が使えるということなんですけども、中には体育館の広さが不十分で、十分な練習ができない場合があると聞いています。具体的に、この淡河町の方なんですけども、バレーボールも1つ種目として考えられてるようなんですけども、どうも淡河中学の体育館はそれほど——例えばサーブを打つ十分なスペースがないとか、そういう課題があるようなんですね。このような場合、近隣の施設等の利用が考えられますが、これらの施設の利用料について補助の対象とすることも検討すべきではないでしょうか。教育委員会としての御見解を伺います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 私どもできるだけ中学校の施設を使っていたきたいと考えてございますけども、やはり委員御指摘のとおり、中学校のグラウンド、体育館、十分な広さがない、そういった施設もございます。そういった場合、中学校の立地によりましては、地域におけるほかの施設、そういった施設のほうが活動場所として望ましいといったことも考えられます。そういったことにつきましては、私ども、K O B E ◆ K A T S Uとしてそういった施設を利用することができないか、市長部局と連携して、今協議を始めておるところでございます。なかなか民間の施設までということになりますと、どこまで調整できるかと、ちょっと難しい部分もございますけども、やはり活動場所の確保といったことも十分私ども留意の上、団体の相談に応じて適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○委員（堂下豊史） 危惧されているのは——淡河町の方なんですけども、農村部から市街地へのさらなる人の流出なんですね。有償であっても、施設があつて、受入先があつたらそっち行くわという状況が生まれかねない——このままでは。なので、そういったお声を踏まえて、今日私質疑させていただいてるんですけども、冒頭申しあげましたように、移動距離とか施設不足といった課題は顕著なんです——農村部は、田園部は。なので、そこのところは一層御留意をいただきたいなと思ってます。

そういった観点で、次は送迎なんですけども、送迎に関する課題についてです。遠方からの参加者には保護者による送迎が必要となるケースが想定をされます。しかし、仕事を持つ保護者には時間的な制約があり、大きな負担となる場合があります。また、仕事を持たない主婦であっても、様々な事情で送迎が困難な保護者がいる可能性があります。

この点について、文部科学省・国土交通省は、交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局の連携・協働の下、地域住民の移動手段の確保に向けた取組を推進するよう、支援制度を設けて通知をしているというふうに聞いております。神戸市においても、こうした支援制度を活用して、

具体策を検討する必要があると考えておりますが、教育委員会の考えを伺います。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 御指摘いただいた通知でございますけれども、文部科学省と国土交通省の連名で、児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用についてといった通知が——たしか10月だったと思います——出てございます。この通知そのものは部活動の地域移行に限った内容ではなくて、そういった地域交通に対する支援制度が紹介をされてございます。ただ、部活動の地域移行の該当部分の支援制度といったことにつきましては、実証事業の実施期間だけ運行費の一部を支援するといったような仕組みとなっておりますのでございまして、私どもどうもこれを考えますと、継続的な移動手段の確保にはなかなかそういった意味で活用していくのが難しいのかなと考えてございます。

また、その中では、スクールバスを活用してというようなことが書かれてあるんですけども、そもそも平野小学校の問題でもそうでしたけども、移動手段の確保に当たりまして、バスの運転手を確保するというのが本当に社会全体の課題となつてございまして、非常に難しい状況になってございます。そういったことで、移動手段については本当に大きな課題と考えておるんですけども、送迎の負担軽減につきましても、どのようなことが考えられるのか、私ども引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

- 委員（堂下豊史） そうですね。国ができれば神戸市がやるぐらいの意気込みで取組を進めていただきたいんです。部長も今触れられましたけど、支援制度を国が一応メニュー化してますけど、本当にかゆいところに手が届いてないなとか、実証事業の実施期間中だけで、これもまた個人的な思いなんですけど、なかなかこれでやってみようかという気にはなかなか地元も、教育委員会もなれないのかな——すみません、ちょっと勝手に決めつけたらあかんですけど、なかなか厳しい事業だなと思うんですね。

ただ、やはりここからうかがえるのは、部活動の地域クラブ活動移行とか移動手段確保とか、こういう文言が、実証事業だけとはいえ、国が言葉として表現していることに、やはり国も課題意識を持っているのかなという印象も持ちました。なので、繰り返しますけども、国には一層本当に頑張ってもらいたかなければいけないなと思うんですが、移動手段の確保についてもよろしくお願いします。

あと、周辺都市の流出ですね。先ほどちょっと触れましたけども、神戸市が部活動を地域に移行していくということを発表したため、淡河町のような田園地域の方は他都市への人口流出があるんじゃないかというふうに懸念をされております。そうした観点で、神戸市の周辺自治体の地域移行に向けての検討状況を把握している範囲で伺えればと思います。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 他都市の状況でございますけれども、神戸市の周辺地域ということに限らず、阪神間の自治体は、神戸市と同じように、平日、休日ともに地域移行を進めていくということで聞いてございます。具体の市町の名前まで上げるのはちょっと控えさせていただきますけども、私ども神戸市がこういう平日、休日の取組を始めるということを打ち出してから、実はほかの自治体からもかなり問合せが入ってきてございまして、恐らく今、休日だけという方針を示している自治体も、今後、平日もということで変わってくる自治体も恐らく複数出てくるのではないかなと思ってございます。そういったことで今のところ把握してございます。

- 委員（堂下豊史） 分かりました。周辺自治体もやはりこのままでは部活動が成り立たないという危機感から、神戸市に続いてこられてるんだなというふうに思いますし、一層そうした観点で御尽力をいただければなと思います。

この課題最後になりますけども、現在実施しているK O B E ◆ K A T S Uの体験会ですね。非常に予約が殺到していると聞いております。さきに実施したアンケート結果からも、子供たちのニーズは非常に幅広いことも分かります。今後もさらにこうした体験会を広く実施をしていただいて、子供たち、あるいは保護者の理解を一層深めていただきたいと考えておりますが、御見解を最後をお願いいたします。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長　今実施しております体験会、本日の新聞にも掲載されておりましたが、書いておりましたように、一部種目ではすぐに募集が埋まってしまって、それから、私も当日の活動を幾つか見させていただいたんですけども、ボルダリングですとかフェンシングといった、ふだん子供たち取り組んだことのない、初めてやるような種目なんですけども、本当に生き生きと取り組んでいる姿を見せていただきました。本当にニーズが多様化しているのかなというのを実感したところでございます。

この体験会ですけども、今回、私ども年明けから活動団体の募集を開始してまいりまして、今年度中には一定審査を経て登録されたコベカツクラブが出てまいります。そういったコベカツクラブが個別に体験会を今度はまた実施されたりですとか、可能なところは先行実施していくといったことも考えられます。そういったところで、そのような情報ですとか、体験会での様子なども私どものほうで積極的に発信をしてまいりまして、子供たち・保護者の皆さんのK O B E ◆ K A T S Uへの理解といったものをさらに広げていきたいと考えてございます。

- 委員（堂下豊史）　部活動の地域移行という枠を超えて、地域の活性化につながるようなすばらしい、私は取組だと思えますし、大いに期待をいたしております。様々な困難は伴うかと思えますけども、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

- 委員長（さとうまちこ）　他に。

- 委員（なんのゆうこ）　すみません、私から簡単に1点だけ伺います。

10ページのスケジュール予定のところなんですけれども、今年の12月中旬からコベカツクラブの在り方についての方針を公表する、年明け1月中旬からはコベカツクラブ募集開始ということなんですが、これに当たって、まず募集するに当たって、広報ですとか、説明会とか、そういったものは考えていらっしゃるのでしょうか。お願いいたします。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長　広報につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、方針を確定次第、12月中旬に――教育長が会見したいと思ってございます。まだ調整中の情報で、言ってええんかどうかも分かりませんが、そういったことで考えてございますし、あらゆる広報媒体使いまして、発信の強化に努めていきたいと考えてございます。

- 委員（なんのゆうこ）　教育長の会見というのは一番強いアピールかなと思うんですけども、先ほども山本委員とかも言ってたんですが、これまでにない部活をしたいというお子様のニーズに応えるためにも、そういった地域の方とか、より多くの活動団体に知っていただくために、まずちょっと説明会とかも開いていただきたいと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長　競技団体ですとか、地域スポーツクラブですとか、そういったところを対象としました説明会につきましては、もう既に何回か実施をしてきておるところでございまして、今後も適宜状況に応じまして説明会等も開いていきたいと思ってございます。

- 委員（なんのゆうこ）　ありがとうございます。より多くの児童・生徒がいろんな部活を体験できるということも大事ですし、そのために、担っていただける、活動していただける方を募って

いただくという意味で、これからもいろいろと広報なり説明会なり開いていただきたいと思います。

以上です。

○委員（諫山大介） すみません、ちょっと受入れ団体の立場で数点お聞きしたいと思います。

市教委と競技団体の間で条件・課題整理のための意見交換を行ったとお聞きしまして、まず、どのような意見が出てきたのかということと、これから12月中旬に方針決定・公表、1月募集開始となっております。競技団体、地域スポーツクラブ等との課題整理、条件設定等の意見調整はどうなっていますでしょうか。できているでしょうか。お願いします。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 先ほども少し申し上げましたけども、文化スポーツ局と連携をしまして、9月に競技団体27団体への説明会を開催してございます。その場では、やはりK O B E ◆ K A T S Uの制度がなかなか公表されている情報が少なくて分からないと。分からないため不安だというようなことを多くいただいております。その中で、個別の意見ということで申し上げますと、例えば学校の設備や備品、そういった使用をできるだけ柔軟に認めてほしいということ、それから、団体の指導者の質の確保、そのために研修が必要だということ、それから、希望する教員がやはり参画できるようにしてほしいと。そういった個別の意見をいただいております。

また、前向きな御意見もいただいております。やはり中学校施設を無償使用できることに魅力を感じるということ、それから、競技団体としてK O B E ◆ K A T S Uへの参画を進める、もう検討を始めているよというような意見もいただいております。

こういった競技団体の御不安、解消していくためにも、今回この説明会で御意見いただいた点も踏まえまして、このたびの方針案を作成しておるところでございます。また、この方針案ですけれども、現在、神戸市スポーツ協会が各競技団体のほうに改めて確認を行っておるところと聞いてございます。今後もこの各競技団体等の意見も踏まえながら、その意見の中で反映すべきものは反映をしまして、活動団体の募集を進めていきたいと思っております。

○委員（諫山大介） スポ協に上げて、また各競技団体から来たものはそれなりに反映していくという方向でよろしいですね。ありがとうございます。

この中で、ちょっと気にされてた意見で、6ページ、7ページにあるんですけども、社会教育を実施する団体と定義されました。実効性のある指導方法を取り入れ、効率的かつ効果的な指導ということで、かなり短期間のスケジュールでいろいろとされてたので、当初の説明と出来上がったものの間の、ハードルって言ってしまったらあれなんですけど、急にぐっと硬くなったのかもしれません。これで参加可能な団体が望みにくくなるという懸念の声があったんですが、これいかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 この方針上の記載の表現でございます。確かに少し硬い表現になってございまして、決して私どものほうはハードルを上げようという意図はありませんでして、国のガイドラインに基づいた表現としてございます。ただ、この表現につきましては、実は教育委員の皆さんからも同様の御指摘を受けているところございまして、今の表現ではハードルが高いという印象を与える可能性があるということで、表現については方針確定までに少し改めるよう検討したいと思っております。

○委員（諫山大介） 文章の表現と実際求めたい条件がそごがある場合は、きっちりと言葉で埋めればいいかなと思います。先ほど言ったように、大分かなり短いスケジュール感でやってますの

で、いろんな声が出てきたかと思いますが、各競技団体の意見も、恐らく議会や委員会でもばつと噴出した意見が特に参加団体としての実質的な意見だと思いますので、そこをしっかりと配慮していただきたいなと思います。

その中で、ちょっと大きな話なんですけど、文部科学省の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議より中間とりまとめ骨子案がちょうど示されまして、名称が地域移行から地域展開に変更するような話が出ております。私、この地域展開がどう意味するのかちょっとまだ分かってないんですけども、今回の骨子案について、今、神戸市が先進的に取り組もうとしている方向性とそごがないのか、この辺り、見解いかがでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長** 御指摘のとおり、実行会議のほうの中間とりまとめ骨子案というものが10月23日に公表されてございます。その中で、先ほどおっしゃいました地域移行が地域展開という言い方に変わるということでございますけども、これ自体は、部活動そのものがそのまま地域に移行するわけではありませんので、地域全体で支えていく取組、そういう取組にしていくという意味で、より実態に即した表現になるのかなということで私どもは認識してございます。

それ以外の内容の部分でございますけども、これまで国がガイドラインを示して取り組んできました、2023年度から'25年度までの改革推進期間とされてきましたけども、この中で、意欲ある自治体の取組は進捗してますよと。ただ、その一方で、改革途上の自治体も多いということで、引き続き2026年度から2031年度までの6年間を改革実行期間としまして、早急に自治体に改革に着手することを求めていくということが内容の1つとされてございます。

また、今回の骨子案では、休日だけではなくて、平日も含めた包括的な調整を自治体に求めていくというようなことでございます。スピード感は別としまして、この内容そのものは基本的には本市の取組と同じ方向性ではないかなということで認識をしてございます。

- 委員（諫山大介）** 地域移行という言葉はどうしても誤解を帯びるというのも各議論はあったと思います。今日の各委員の議論も聞いておりますと、神戸市をはじめ先進的な都市と、国のほうがちょっとスローダウンしている印象もありますので、兵庫県であれば川西、そして神戸、川西から展開した加古川というところが恐らく先進地域だと思うんですけども、ちょっと国と先進的なところのスピード感がどう——悪い方向に行かないかなと心配はしてるんですけども、しっかり情報を集めながらやっていただきたいです。

最後、確認なんですけども、お金の面がたくさん話出てきておりまして、公費負担する部分はどんなところかという声がありまして、今日、国のガイドラインか何かが出て、国が示した上で、その中身を含めて要望していく、つまり、現状ではどう公費負担するかまでは決まっていないということでよろしいですか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長** おっしゃるとおりでございまして、国のほうでそもそもこの費用負担の在り方が示されていないということが一番の課題かなと思ってございますので、まずはそこを求めていきたいと思ってございます。公費負担が必要な部分出てくるかもしれませんが、そういったところも含めまして、私ども活動団体募集の取組を進める中で、併せて検討していきたいと思ってございます。

- 委員（諫山大介）** これは意見です。基本的に活動は受益者負担ということなんですけども、活動に参加できない生徒がいるか心配であると。施設面の費用が大きくなりそうだという不安の声から質問させていただきました。



以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（しらくに高太郎） 数点この件につきましてお伺いしたいと思います。

今さら言う話でもないですけど、私たちとしてはK O B E ◆ K A T S Uについては懐疑的な立場ですけれども、しかし、教育長が大きな決断をされて、'26年9月にしようということにつきまして、このK O B E ◆ K A T S Uというものが少しでもよりよいものに、どうしていったらいいものかということ私たちとしては向き合って、このことについて考えさせてもらってる、議論をさせてもらってる最中なんです、今日ちょっと数点お伺いしたいというのは、まず1つは、以前から私たち申し上げておることの1つなんですけれども、いわゆるこれまで部活動が果たしてきた役割の1つにある教育的意義と言われるものですね。

この案の1ページ——この1ページのはじめにという文章は本当に立派な文章で、どなたの先生が書いたんかと私は思ってるぐらいなんですけどね。ここにある自己肯定感とか責任感とか連帯感の涵養に資するということについて、次のこのK O B E ◆ K A T S Uの中ではどこで生かされようとしているのかということは、私はちょっと見えないんですけども、どこに書いてることになってるのかというのをちょっと確認させてください。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 委員おっしゃいますのは、今までの部活動の意義、これがK O B E ◆ K A T S Uになったときにどう継承されるのかと。そういった意味合いでよろしかったでしょうか。

○委員（しらくに高太郎） そうです。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 委員おっしゃいましたように、部活動につきましては、これまで大きな役割を果たしてきてございます。私どもとしましては、できるだけ子供たちがそういう成長できる機会、この機会を将来的に確保していきたいと思ってございます。

そういった中で、K O B E ◆ K A T S Uでは、子供たち自身が主役となって、目標を持って取り組むと。それから、仲間と楽しんで活動をすること、あるいは、勝ちを目指して一生懸命仲間と取り組むと。そういったことで、これまでの学校生活の中での部活動とはまた違った場面、違った体験を通じて、子供たちの成長につながるような取組としていきたいということで考えてございます。なかなか十分な回答になってないかもしれませんが、そういったところで私ども考えてございます。

○委員（しらくに高太郎） 今の部長の答弁はどこかに、ここへ書き込んでほしいところですね。それだったら。このコベカツクラブの目指す姿というところに書いてありますけども、例えば（1）だったら子供たちが主体的に活動を選択し、1人1人に応じた多様な参加ができると。これは手段の話なんやね、私からすると。（2）子供たちが安全に活動、これ今も安全やと私は思いますけれどもね。（3）生涯スポーツ・生涯学習の一環として、子供たちにとって持続可能な活動ができると。

こういう話なんですけれども、こういう目指す姿のところに——これ、はじめにというふうにかかれて、本当に目の覚めるような文章の中でも、この中でも出てくるんですけども、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえと書いてあるんやけど、それを踏まえたんがどこに踏まえられとんかなと思うんやけど、なかなか見えないということについて、ここはちょっと指摘をさせていただきたいんですが、しかし、ちょっとその前に、この方針が、今日は案と書いてるんですけども、この委員会ではこの話は報告事項となっとなんですけども、これは決定事項に教育

委員会ではなかったんですかね。今日現在の扱いはどうなってるんでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 現時点でまだ案でございまして、今後、教育委員会会議でもまた改めてお諮りをして、正式決定していきたいと思っております、まだ——皆様方の意見も踏まえて、そういったところで反映させるべきものを反映させて考えていきたいと思っております。

- 委員（しらくに高太郎） ほんまに踏まえていただきたいと思いますね。

もう1つは、これは以前の委員会でも植中委員からもお話があったところなんですけども、先ほど部長も言われたところなんですけども、勝利至上を押しつけないというK O B E ◆ K A T S U の特徴の③なんですけども、あのとき前回、私ここで、委員会でお伺いしたら、教育長からは、昔そういう不適切な指導があつて、過去にそういうことがつながつたというケースがあつたと。そういうことは防いでいこうということだから、これから活動とか競技を目指して、勝ちを目指すということには何ら問題がないという御答弁はいただいているんですね。

それって、気になられたことというのは、この方針の中で私見せてもらったら、10ページのところにちゃんと書かれとって、2-12で体罰・暴言・ハラスメントの根絶と、こう書いてあるわけですよ。体罰等の許されない指導と考えられるものの例として、(1)殴る、蹴る等とか、(2)の社会通念、医・科学に基づいた健康管理云々かんぬんがあつて、例までちゃんと書いてくれておるんですよ。長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせることと書かれてますやん。私これでいいと思いますね、この話というのは。そのことをわざわざこの一番大事な——私から今申し上げるところ、大事な教育的意義が踏まえられてないと。どこに、一生懸命探してもないと思っておりますけども——ことが書かれてないのに、この③のことをわざわざここで、特徴で明記すべきことかなというのは非常に私、疑問に思ってるんですよ。

前段の子供たちが活動の主役となるということに関して、それは私も異論はありませんし、主役となって、主体となって活動を——私、今の部活動参加されてる中学生もそうだというふうに受け止めてますけれどもね。それで私、十分じゃないかなと思いますけども、この点についてちょっと御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 以前、6月のこの場だったと思いますけれども、同様の御指摘をいただきまして、K O B E ◆ K A T S U のコンセプトの3つ目の部分でございまして。6月の報告の時点では、子供たちが活動の主役となり、大人が勝利至上を押しつけませんという表現に実はなっております。私ども御指摘を踏まえまして、大人が「一方的に」勝利至上を押しつけませんということで、表現については修正をさせていただいております。

おっしゃいますように、特にスポーツなんかそうなんですけども、子供自身が勝ちにこだわって、仲間と勝利を目指して努力すると。こういったことは非常に大切なことと私どもも認識しておりますし、その結果、大きな感動を得たりですとか、やりがいにつながることを思っております。

ただ、一方で、指導者——これも6月の際に答弁したところですので詳しくは申し上げませんが、指導者、保護者といった大人が勝ちにこだわるということについては、やはり様々な弊害が指摘されておるところでございまして、そういったところで、今回、私どもK O B E ◆ K A T S U のコンセプトというところで、もちろんこの前段の子供たちが活動の主役というのがメインでございまして、その後ろに、一方的に勝利至上を押しつけませんといったことで明記をさせていただいております。そういったところですので、御理解をいただければ

ばと思います。

- 委員（しらくに高太郎） なかなか私は理解し難いですね、そこは。一方的にをつけてもらったというんですけれどもね、そういう趣旨で申し上げとんではないということなんですね。だから、今、部長が御答弁いただいた話、あるいは6月に教育長が御答弁いただいたことをそのまま書いていただいたらいい話なんです。私からするとね。

そのマイナスの面に関しては、先ほど申し上げたとおり、明記されてるわけですよ。指導者はこういうことを気づけてくださいと。これ今だってそういうことですよ。これから新しい人にいろいろと入ってもらうんだから、余計にそういうことを書いとかないかんということなんですけども、その勝利至上主義ということと、このハラスメントの話とか、体罰に関する話ということと、全然ちょっと違うように思いますね、私。

これはちょっと次回、教育委員会会議もあるということであれば、ぜひ委員の先生方でここは御議論をいただきたいところですね。私としては、この③番の後段は明記する必要があるという立場ですね。考え方としては、そこを申し上げておきたいというふうに思います。

あと、この案ではない、地域移行、K O B E ◆ K A T S U についての資料の中で、受皿の先ほどの確保の話で、現行、部活動で部員数が多くて、引き続き高いニーズが見込まれる種目、例えばスポーツだったらサッカーとかバレーとか、今ここにありますようにバスケとか、文化活動だったら吹奏楽とか美術・絵画ということで、そういう種目については、おおむね区ごとに一定数の受皿を確保できるよう調整を行うと書いていただいているんですけれども、これは今からの募集の中で何度か募集しながら、受皿の確保の何か具体的な見通しなんか、今の現在では何かありそうですか。どんな感じでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 この内容でございますけども、確かに子供たちのニーズ多様化しておるんですけれども、ただ、一方で、今、現行の部活動で部員数が多くて、それから引き続き高いニーズが見込まれる種目、こういったものにつきましては、やはり私どもおおむね区ごとに一定の受皿を確保していく必要があると考えてございます。今現在ですけども、どの種目においてどの程度のクラブ数を目指していくのかと。そういったことを、やはり区ごとに少し状況が異なる部分もございますので、今現在、各区の中学校長と協議を行っておるところでございます。

今後、活動団体の募集を何回かにわたって行ってまいりますけども、その中で一定数の受皿確保——私どもどうしても申請が少ない地域も考えられますので、そういった地域については具体的にその状況を見ながら、地域の団体ですとか、それから競技団体、それから保護者の皆様、そういった方も含めて、個別に働きかけなり説明会なり行うことも考えて、進めてまいりたいと思っております。

- 委員（しらくに高太郎） よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしても、子供さんの放課後の時間の文化活動、それからスポーツの活動が継続をしていくことができるように、その継続をするためにどんな手段ができることなのかと。あらゆる手段を、方策をやっぱり検討してもらって、もっともっと柔軟に変えなあかんところかもし出てきたら変えていただいたらいいと思いますし、そこに子供さんの活動の継続と。そういう主体的な選択というものを含めてやはり位置づけることができる環境をずっと考えてほしいということだけ要望して、終わります。

以上です。

- 委員（坂口有希子） 現在、部活動のコーチを地域の方々にされてるんですけれども、11月の初

旬にその校長先生から、K O B E ◆ K A T S Uが始まりますと。K O B E ◆ K A T S Uが始まったら、ぜひ引き続きコーチをしていただきたいけれども、K O B E ◆ K A T S Uになると学校側は一切責任はないので、一切手を引くという説明だったそうなんです。

そのコーチをされている方々は、そんなんおかしいのではないかとということで校長先生と話し合ったそうなんですけど、学校側はもう一切、K O B E ◆ K A T S Uになると手を引くので、責任はないので、あなたたちでやってくださいという説明しかしてくださらなかったそうで、せっかく今頑張っていてくださって、次もまた募集して下さったらありがたいと思うんですけど、そういう校長の言い方にその方たちはすごい腹が立って、もう絶対せえへんという感じでおっしゃられてるそうなんですけど、そもそも校長先生の説明不足だったかもしれませんが、学校側にこのK O B E ◆ K A T S Uのことをどういうふうに御説明されたのか、お伺いしたいと思います。

- 高田教育委員会事務局長 私も委員の今の御指摘を聞いて本当に腹立たしい思いです。子供たちのためによりよい活動を、教育委員会、学校、そして地域や関係団体の皆さんと一緒につくってこうという取組だと思えるんですけど、いや、もう学校は一切手を引きます、知りません、責任ありません、あなたたちで勝手にやってくださいって、それはないやろうと本当に思います。

この間、中学校長に対して何度も説明を行ってきましたけれども、それが、教育委員会の思いが全然伝わってないとすれば、これは聞く側に問題があるのか、我々の伝え方が悪いのか分かりませんが、これは看過できないと思いますので、K O B E ◆ K A T S Uの趣旨、何を目標しているのかということ、教育委員会の役割、学校の役割、地域や関係団体の皆さんとどう役割分担してやっていくのか、その辺のところ、もう本当、足元が全然——伝えることができてないということであれば、これは本当に申し訳なく思いますので、そこについてはしっかりと意思疎通を図っていきたいと思います。

- 委員（坂口有希子） ありがとうございます。せっかく、今一生懸命してくださっている方たちが引き続きしていただけるように、また、本当に皆様の思いがしっかりと伝わるように、丁寧な説明をより一層お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、ちょっともう1点お伺いしたいんですけども、教員は兼職兼業でK O B E ◆ K A T S Uに参加できるとありますけれども、教員の方は何時からK O B E ◆ K A T S Uに参加できるのか、お伺いいたします。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 やはり兼職兼業という形で御参加いただきますので、特に平日ですけども、やはり教員の勤務時間、8時15分から17時が基本になってございますので、その間につきましては、やはり学校における業務に専念する必要があるございますので、平日の活動は基本的には夜間になるのかなと思ってございます。

- 委員（坂口有希子） ありがとうございます。そうすると、17時以降でしたら、その学校とかだったらすぐK O B E ◆ K A T S Uに入れるんですけど、違った場所でK O B E ◆ K A T S Uに参加する場合は、18時ぐらいから始まることもあるかもしれないということの認識でよろしいでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 このK O B E ◆ K A T S Uの活動時間なんですけども、今の部活動で申し上げますと、平日は今、ほとんど全ての学校で17時下校になってますので、16時から17時ぐらいの、もう僅か1時間足らずの時間でやってございます。ただ、K O B E ◆ K A T S Uにつきましては、委員会資料9ページにも記載してございますけども、平日は16時から20時

半、この間のうちの2時間程度ということで考えてございますので、夜間の活動も十分に考えられるということでございます。

- 委員（坂口有希子） ありがとうございます。今なんかだったらもう5時以降かなり暗いですし、そういった安全面のこともしっかりと配慮していただいて、今後また検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

- 委員（西 ただす） 今、教育的なところも含めて出てきてたんで、そこをまず聞いていきたいなとは思ってるんですが、まず、部活動の意義というのはどういうふうに考えてらっしゃるのかなというところなんです。

私たちも政策的にここについても書いてるんですが、例えば部活動というのを、子供たちの文化やスポーツへの権利に応えるとともに、自発的で自主的な活動であることによって、思春期の人間形成を豊かにする積極的な意義があるというふうな考え方を持ってるんですよ。こういった認識は同様なのか。あるいは、今後のK O B E ◆ K A T S Uに関わっても考え方変わらないのか。そういうのも含めてどう考えてらっしゃるんでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局学校教育部長 部活動の意義でございますけども、委員会資料12ページになります、はじめにの冒頭に書いてございますように、私どもやはりこういった機会子供たちが異年齢での交流、そういった中で人間関係を築いていく、また社会性を身につけていく、そういったことも含めて、子供たちの成長に大きな役割を果たしてきたものと思ってございます。

K O B E ◆ K A T S Uになりますと、学校生活とは少し離れた形にはなりますけども、K O B E ◆ K A T S Uの中でまた様々な方々と関わることで、やはり豊かな人間性を築いていただく、また、一生懸命取り組むことで自己肯定感を上げたりですとか、そういった、部活動と全く同じとまでは申し上げませんけども、部活動が果たしてきた役割と同じ効果——同じ効果とまでなかなか申し上げられるかどうか分かりませんが、そういった子供たちの健やかな成長につながる役割、そういったものは果たしていけるのではないかと思いますし、果たせるように努力していきたいと思ってございます。

- 委員（西 ただす） さっき中間取りまとめの話もあったんですけど、今現状でまとまった文章というのはスポーツ庁のガイドラインかなというふうに思ってるんですけど、今現在、国においても、部活動の地域移行というところの関連と、学習指導要領の見直し等の議論もしているということなんですけども、今ちょっと紹介します。平成30年のスポーツ庁のガイドラインを見ていくと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図るとされてるんですね。だから、さっき出てきた——御紹介いただいたような学校の向き合い方というのは絶対間違ってるなというふうに思うんですけども、まずちょっとお聞きしたいんですけど、まず、教育の一環であるというふうに言われてるんです、ここですね。中間取りまとめ案でも教育的意義を継承・発展しているというふうに書かれています。

です、子供の成長ということもさっきも言われてましたけど、その生徒が抱えている課題、例えば集団行動が苦手だった子供が同学年、あるいは異学年の中で共に成長していった、その中でも自分の意見を表明することができるとか、共に活動することで今までできなかったことができるというようなことも、私は教育の一環であるかなというふうに思ってるんですね。

教育の課程という視点から、共に——今のいろんな団体とは関わるとは思いますけど、共に1人

の生徒を育てていくという条件をつくっていけるというふうに思ってもらえるのでしょうか。そこはいかがですか。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** このK O B E ◆ K A T S Uになりますと、学校教育ではなくて、社会教育ということで、学校生活の一部として取り組むわけではないですけども、私どもとしましては、やはり地域の方々含めて、社会みんなで子供たちを育てていこうと。その取組の1つとしてこのK O B E ◆ K A T S Uにしていきたいということで思っていますので、そういった方向で取り組んでいきたいと思っています。

○**委員（西 ただす）** 社会教育的なということで言われてるんですけども、やっぱり今までの学校教育の中で部活動というのが果たしてきた役割というのがあったと思うんですよね。それはどういうふうになる——それはなくなるということですか。いかがですか。

○**竹森教育委員会事務局学校教育部長** 先ほども申し上げましたように、子供たちが健やかに成長していける機会ということでK O B E ◆ K A T S Uをしていきたいと思っています。子供たちの成長の観点、部活動で申し上げますと、どうしても今、部活動のよいところがクローズアップされておりますけども、やはりかなり厳しくなっているところもございます。そういった子供たち、今でしたら、学校にある部活動のどれかを選んで入ることになってまいります。子供によっては、学校での人間関係をそのまま部活動の中でそのまま引きずって活動すると。それが、今回新たにK O B E ◆ K A T S Uということになりますと、校区に関係なく、学校の人間関係とはまた別で、やはり輝けるような子供も出てくるのではないかなと私ども思っていますし、そういうような形にしていきたいと思っています。

○**委員（西 ただす）** 例えば私が思ってるのは、その子供たち1人1人というのが当然それぞれ選んで、いろんな活動をしていくということとはとても大事というふうに思うんです。ただ、例えば今まで部活動を行っている中で、その生徒がいろんな困難に見舞われたとき、例えば家族の中で貧困状態でやっぱり生活が厳しい、あるいは、DVのような傾向が見られて、かいま見えたときというのは、例えばこれまでであったら、部活の先生がそれに気づいて、これはちょっとまずいんじゃないかなということで担任の先生に報告したりとか、こういう関係ができていたというふうに思うんですよね。そういったことはできるんですか。

○**福本教育長** 部活の役割の話がずっとあると思うんですよね。これは当然、一定いろんなところが書いておるんですけど、やってきた立場から言いますと、これは時代とともに変化をしてきたと私は認識しております。昔、部活動が果たしてきた役割——当然、その当時の社会の情勢であったり、子供たちのそういう傾向なんかに対して対応してましたので、当然、だから、それについては変化するべきだと思いますし、私もどちらかというと、昔の部活動にノスタルジックな部分を今はたくさん持ってますし、よかった思い出とかいろいろありますので、ただ、時代が変わってきて、今の部活動自身、先ほどちらっと言いましたけども、例えば45分なんですよね、今できるのが。皆さん、私が個人的に説明した方は、まだこういう夏の時間だったら6時、6時半までやられると思ってんですけど、今45分なんです。そしたら、もう準備したらすぐ終わりなんですよね。この子供たちが週に4日しかできないんです、平日。例えば日曜日とか土曜日どちらか1日——半日でしたら3時間なんです。私、バレーボールを教えてましたですけど、もし私が顧問であれば、これどうやって3年間、試合ができる場所まで持っていけるのかなというのは、実は今の体制でもすごく問題があって、そういうことから、やっぱり今こうやって放置していても、部活動自身が駄目になっていくんじゃないかなという気持ちがあって、子供たちに——少なくとも

もやりたいなという気持ちの子供たちには機会を与えてやりたいというようなことで、今回取り組んでいるのも大きな原因なんです。

先ほど教員の関わり方というのもあったんですけど、部活動がK O B E ◆ K A T S Uに移って、じゃあその分教師が遊んで何もしなくなるんかいうたら、そうではないんです。もう既に校長にも言ってますが、学校が本来果たさなければいけない役割というのが、やっぱり今は子供たちが時代とともに変わってきて、それぞれ、今までやったら部活で画一的にやることで子供たちが入ってきたのを、そうではなくて、子供たちの状況に合わせて、4時から5時まで指導できることがたくさん増えるんですね。

先ほどちょっと言いましたけど、部活が停止します。K O B E ◆ K A T S Uにも入らなくて、例えば地域活動する子もおるかもしれないんですね。今言ったように、部活じゃないとそういう家の悩みが聞けないかという——部活というチャンネルがあれば聞けたかもしれないんですけど、そういうところも踏まえて、やっぱり中学校現場では、脱部活、K O B E ◆ K A T S U移行後、自分たちが何をすべきなのかということも同時に考えていって、より子供たちのためになるようなことを考えていこうと。

そのようにしてしますので、今言われたようなことで、価値観であるとか役割というのは時代に応じて大きく変わると思います。我々のように古い教員はついつい昔のノスタルジックな感じになるんですけど、そこは勇気を持って、やっぱり今の子供たちに必要なことを考えていく、これがK O B E ◆ K A T S Uへの移行だと思っておりますので、よろしくお願いします。

- 委員（西 ただす） 別に私、ノスタルジックなことを言うてるつもりはないんです。子供との関わりがこれによって弱まっては困るなというふうに思ってるわけですね。それで指導する機会とか増えるというのは、それはそうなのかもしれないんですが、一番もともと教育長が初めから言われてらっしゃったのは、今の働き方改革の中で、先生の状況が今ここまでいけない。実際に部活を継続することは難しいという中で、地域移行が必要だというふうに言われてきたんです。でも、それは本来的に言うと、今までの部活はそのままいけばいいと別に言うてるわけではないんですけど、本来であれば、それは人を増やして対応するべきことであって、やっぱり私はこれ順番がちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言うたように——聞いたわけ、言ったわけですよ。いろいろこれからいろんな団体の方にも説明しながら一緒になってやるということなんだけど、例えば以前の部活であったら、先生同士で話し合いが——その生徒の状況を見て、意見が上げられるようなこと——さっき言ったような、この子ちょっと体細って大変そうやな、あるいは、ちょっと傷がついていて、これはどうしたんだろうかと、そういうことも含めて、報告して、相談してという体制は取れるのか。これについてはいかがなんでしょうか。

- 福本教育長 部活動をしてるから多面的に子供たちを見れるという可能性はあると思いますが、教員がしっかりと放課後、新しい様々な関わり方をすれば、同じような多面的な見方は可能だと思いますので、何も部活動だけでそういうことが分かるということではないと思います。
- 委員（西 ただす） 部活動だけとは言いません。その中で、例えば関わる人が確かにその時間、先生ではないのかもしれない。でも、そのときに何か問題があったということであれば、相談をし、問題を解決していこうということで学校側とやり取りできる関係をつくれるのかと。そこについてはいかがなんでしょうか。
- 福本教育長 一定K O B E ◆ K A T S Uの活動については、一旦学校から離される形にはなりま

すが、当然、教育委員会もそういうものについての情報等を収集しますので、間接的になるかもしれないですけども、子供たちの様子に、必要であれば、きちっと学校に返すこと、それは可能だと思っております。

○委員（西 ただす） それは私がこうやって言わなくても、そのK O B E ◆ K A T S Uの中身の中で——この文章の中で私はこれ書いておくとあかんことやと思います。

次の質問に行きますけど、生徒の自主的、自発的な参加という観点についてなんですけども、この間言われて、確かに一番心配なのは、例えば費用であったり、指導者不足という点もあると思うんですけども、ただ、やっぱり本来であれば、自主性とか自発性ということを考えたときに、今回のように期限を切って強引に進めるやり方は非常に心配があるんですよね。当事者である子供たちからの意見を聞く姿勢がどうしても必要だと思うんですけど、ちょっと事前のヒアリングで聞いたときで言うと、このK O B E ◆ K A T S Uに関しての意見を聞くアンケートというのを取ったというふうに聞いているんですが、小学生とその保護者に聞いたと。今現在の生徒——その頃には確かにK O B E ◆ K A T S Uではないかもしれないけど、今、実際の部活をやっている中でこういう話が出てきたらどういうことが問題になるだろうとか、そういう話を聞いておかなかったら、当事者から聞かないというのはやっぱりおかしいと思うんですけど、そこから意見をもらうことがいいものをつくるということには必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 部活動の地域移行に関しましては、これまでも令和3年度、4年度進めてきた中で、保護者、生徒にも一定の意見を聞いてございます。今回新たにK O B E ◆ K A T S Uという形で新しい活動に移行していくに当たりまして、本当に当事者となる小学校4年生から6年生の子供たち、それからその保護者に対して、まさに生の意見をいただくということで、7月にアンケートを取ったものでございまして、何もこれで終わりとは思ってございません。私どもも引き続き保護者、子供たちの意見聞いていきたいと思ひますし、教員の意見も聞く必要があると思ひてございしますので、引き続きそういった形で意見の把握といいますか、そういったことに努めていきたいと思ひてございします。

○委員（西 ただす） その聞いていくというのは、今考えてるのは小学校と、その保護者ですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 今の段階で具体的にイメージしているものではございませんので、これから検討したいと思ひます。

○委員（西 ただす） それは、中学生も聞いてほしいと思うんですね。当然、小学生から聞くというのは当然だとは思ひますが、実際に今、中学校で部活動をしている人、そして保護者がその経験を通して、もし地域移行ということになるのであれば、やっぱり一番実感持って答えられると思うんですね。多分アンケートしたら、ここでも皆さんからも出てくるような吹奏楽部とかの楽器を買うなんて無理とか、移動するというけど、その交通費どうなるという具体的な声が出てくるんですよね。そういった声を聞いていくという発想、だから、自主性とかいうたときとか、本当に考えたときに、やっぱり今やっている子供たち、そして、今からこれが変わっていくとするならば、やっぱりこういうところは残してほしいとか、こうやったらもっとよくなるんじゃないかという声を聞いていくのは、やっぱりいいものをつくっていくというのでは当たり前だと思うんですけど、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 子供の意見を聞くということに関しましては、子どもの権利条約の趣旨そのものでございしますので、私ども何も否定するものではございませんし、今後も



そういった子供の意見、あるいは保護者の意見、そういったところを十分に踏まえて進めていきたいと思っています。

○委員（西 ただす） これやっぱり見てると、神戸市が国の動きよりも先に進んでやってる。学習指導要領上の議論というのも続いているようですし、今回の中間まとめとか出てきていると思うんですけど、拙速なやり方というのはやっぱりおかしいと思うんですね。やっぱり子供たちにとってということなんです、全て。子供たちにとってどうなのかという教育の視点からやっていくこと、そして、その中で、確かに先生が今大変な状況になっている。これは私自身も繰り返しここで言ってきました。その状況を改善していくということは、当然、合わさってやられたらいいと思うんですけども、やっぱり子供たちがやりたいことは一体何なのか、そしてそれが教育的には一体どういう意味があって、そこに沿いながらやっていくにはどうしたらいいかという、その全体的なコントロールをしていくのがやっぱり教育委員会の仕事だというふうに思うんですよね。それについては、ちょっと改めていかがですか。

○福本教育長 部活動を持つということは、例えば今のような現状を何とか維持していく方法、これを考えたときに、例えば単純に教員の労働ということで考えたら、例えば土曜日・日曜日、それと夜間——夜間というか、勤務時間を超えた活動、これをするという行為については、基本的に、例えば単純に人を増やして、それを分担してやっていくということは、ちょっとなかなか現実的ではないと思いますね。

私は個人的に部活動というのを今考えたときに、やはり一定整理する大きな原因としては、やはりその部分というのは正直、前回も申し上げましたように、整理しなければ駄目だということ、それと、やはり子供の視点というのを今おっしゃいましたけど、私説明しましたように、部活動自身が今、5年前とか10年前と比べても、今の段階で——私も3年前まで校長しておりましたから、子供たちの様子も見ましたし、もっとそういう何か自分のやりたいことに取り組みたいんだという子供もたくさんいましたし、逆に部活動が同調圧力になって、ちょっとやりたくないという子供もいましたし、そういうことに関してじっと見てきて、今の現状の部活動はもう限界だなと。

そして、やっぱり先生が、例えば今のまま来年も再来年も——拙速だとおっしゃいましたが、続けていくとして、じゃあ先生がどこで関わっていくのか。土曜日・日曜日とか夜間とかはどういうふうに整理していくのか。この辺も何とかしなければならないというのはよう分かるんですが、やはり方向としては、今、K O B E ◆ K A T S U で動いているような方向でやっていくのが何とか唯一の方法ではないかなと、私はそのように考えております。

○委員（西 ただす） 土・日からとか、そういうことで進めてるところも多いわけですよ。でも、それを一緒になってやろうということ自身がやっぱり神戸市のやり方の特徴だし、その中で、さっき教育長言われましたけど、子供たちの中でこういうのやりたい、ああいうのやりたいというのをもっと聞いてから、私はそれは提案していくべきではないかなと思うんですね。そういう中で、本来の教育ということと言うと、どういう人がいるのかということが議論として次にあるというふうに思うんです。そこが子供の意見表明権ということだし、本当の意味で意欲的に取り組んでいくということではないかなというふうに思います。

いろいろとまた問題があると思いますので、本当の意味で子供を真ん中に置いたK O B E ◆ K A T S U カツというふうに、今されようとしていますけど、部活動の在り方というのを今後も提案していきたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（植中雅子） 体罰・暴言・ハラスメントの根絶についてお尋ねいたします。

今、指導者の方は、これからハラスメント防止についてとか、様々な研修をされるわけですが、いまでも、その後、例えば、起こってはならないんですけども、こういうことが今、6つのやってはいけない、許されないことが書いてあるんですけど、そういうときは、この起こったとき、まずチェック機能はどこがどのように働くのか。それからもう1つは、どれかに該当することがあったときに、どのような指導をして対処されるか。また、ある程度その想定マニュアルというの也要るのではないかと。この3点についてお尋ねをいたします。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 体罰・暴言・ハラスメントに関しましては、当然、部活動からK O B E ◆ K A T S Uに移行しても、決してあってはならないことということで認識してございまして、当然、活動団体の全ての指導者に十分理解いただく必要がまずはございます。

そのため、研修等も実施していくんですけども、その上で、いざK O B E ◆ K A T S Uが始まった後にそういう問題があった場合にということかと思えますけれども、一義的には、まずは活動団体の中でそういった情報を受けて対応いただく。それでも、恐らく中には解決が困難な事案もあるかと思ってございます。そういった場合は、私ども教育委員会で一定窓口設けまして対応が必要になると思っておりますので、そういった取組も今後、K O B E ◆ K A T S Uが始まるまでに一定考えてまいりたいと思っております。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。最初は皆、初心を忘れず頑張るんですけど、喉元過ぎるとちょっと熱さを忘れていくというのか、熱くなって、こういうことが1つや2つ起こり得るかもしれないんですけども、そういったときに、やっぱりせっかく始まったK O B E ◆ K A T S Uを途中で挫折ということがないような形で、積極的な——先走っての介入ではなくて、窓口をつくってくださることなので、ぜひともその指導の方法をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 委員の皆様に申し上げます。

既に審査時間が2時間を経過しておりますので、暫時休憩いたしたいと存じます。

なお、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午後3時17分休憩）

（午後3時23分再開）

○委員長（さとうまちこ） では、この際、教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（山本のりかず） 私からは、令和5年度児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する状況について伺います。

先日公表された児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する状況では、長期欠席、つまり不登校などの不登校児童・生徒について把握した事実が判明しました。その内訳としては、学校生活に対してやる気が出ないなどの相談や生活リズムの不調に関する相談が、小学校では全体合計で56.9%、中学校では45.7%と約5割を占めている状況です。プラス、不登校児童・生徒数の割合

としては、神戸市においては、小学校2.55%、中学校8.55%、合計4.49%となっており、全国の割合に比較しても少し高い傾向があります。

その中で、今後の対応として、教育委員会におかれましては、校内サポートルームの整備や、学びの多様化学校などを推進しており、このこと自体は一定の評価をしていますが、ハード面の整備だけではなく、学校に行けない子供たちに対するソフト面でのさらなる政策支援が必要だと考えますが、考えがあればお聞かせください。

- 小菅教育委員会事務局学校教育部部長 委員御指摘のとおり、不登校支援におきましては、学校に行きづらい子供たち1人1人に寄り添ったソフト面での支援というふうなものが非常に重要というふうに考えてございます。

現在ですけれども、学校のほうでは、担任等を中心にしまして家庭訪問を行いまして、不登校児童・生徒1人1人の状況を把握しまして、例えば校内サポートルームでのコミュニケーション活動でありますとか、それからオンライン授業の実施とか、スクールカウンセラーによりますカウンセリング等の提案を行っているところでございます。教育委員会としまして、メタバースでございますとか、オンライン相談を実施するとともに、開設しました不登校相談支援センターにおいて助言を行うなどの支援に努めているところでございます。

今後ですが、学校に行きづらい児童・生徒1人1人に寄り添いまして、それぞれのニーズに合った支援の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員（山本のりかず） 寄り添った支援ということで、家庭訪問、オンライン授業、カウンセリングなど様々な支援策を現状においては実行しており、今後の展開としては、個々のニーズに応じた対応をするという答弁で理解しました。

その中で、不登校になっている子供たちが学校に行けなくても、学びの機会を確保することは非常に大切と考えております。先ほど御答弁でありましたメタバース、ICTを活用した学習支援の入り口として、仮想空間を設けて現在運用しています。分かる範囲で構いませんが、現状はどのような状況か、分かる範囲で教えてください。

- 小菅教育委員会事務局学校教育部部長 ICTを活用したつながり、学習の支援ということで、メタバースのことですけれども、令和6年10月現在ですけれども、利用の申込みが18名ございました。うち7名のほうが継続しておりまして、学校が接触することも難しい状況にある生徒も多いんですけれども、見守りの指導員と一緒にコミュニケーションをしているというふうなところでございます。

- 委員（山本のりかず） 利用実績も報告していただき、承知しました。

その中で、今後の、現場の意見や利用実績などを踏まえて、日時とか対象の拡充も1つの方法かなと考えますが、その辺りの現場の意見等、いろいろな考えを含めて、何か方向性あれば教えてください。

- 小菅教育委員会事務局学校教育部部長 本年度、不登校の支援につきましては、様々なものを展開しておるところでございます。ICTを活用したつながりも含めまして、今年状況を一度振り返りまして、今後に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員（山本のりかず） 分かりました。今後の展開に期待したいと思います。

以上です。

- 委員長（さとうまちこ） 他に。

- 委員（なんのゆうこ） 長くなってすみません。GIGA端末について伺います。

5年前に政府が打ち出したGIGA端末構想なんですけれども、一定成果を出すために、一定の活用目標を教育委員会でも設定して取り組んでいると思うんですけれども、全ての授業での活用が難しいといった現場の先生の声もよく聞くんですね。ある学校では、授業中にGIGA端末でゲームしたりユーチューブ見たり、そういったお子さんもいたり、あと教室の様子を録画する生徒もいて困っているといった話も聞きます。

また、デジタルドリルで宿題を今出しているということなんですけれども、これに関しても、ぱぱっと飛ばしたりとか、結構真面目に取り組まない子供もいるといった声も聞いておりまして、デジタルに頼ることで子供の書く力が衰えるのではないかと懸念した声も出ております。

その点で、従来の紙での指導の必要性を感じている教員もいるということなんですけれども、今後、GIGA端末をさらに活用していくことが教育現場に求められていくと思うんですが、教員や子供たちが端末を利用する目的を理解しながら進めていかないと、こういった問題がまだ続くのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局学校教育部部長 御指摘いただきました学習用パソコン、GIGA端末の活用についてお答えさせていただきます。

情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力を育み、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、やはり学習用パソコンの活用というのは必要不可欠であると考えています。ただ、一方で、使うこと、活用率を上げること自体が目的ではなくて、これまで実践してきました授業の取組と最適な形で組み合わせながら有効に活用することが大切であると考えております。

あと、情報モラルのことを御指摘いただきましたけども、現在、学習用パソコンにつきましては、ゲームやユーチューブなど学習に関係のない不適切なウェブサイトを開覧できないような一定の制限を行っております。しかしながら、一部の児童・生徒が抜け道を探しまして、学習に関係のない不適切なウェブサイトを開覧するケースがやはり見受けられます。その場合は、分かり次第、個別に閲覧制限を追加しているところでございます。あわせて、学習用パソコンの利用により懸念される問題につきましては、やはり情報モラル等の指導を重ねて行っているところであります。

それから、デジタルドリルにつきましては、字を書かなくなるといった懸念については、やはり書くことをはじめ、将来必要となる様々な力を発達段階に応じましてバランスよく身につけていくことが重要な視点であって、家庭学習等、授業以外の活用も含めまして、工夫しながら日々の学習活動等に取り組んでいるところであります。また、デジタルドリルには、画面に表示された問題をノートに書いて回答したり、それからプリントできる教材も収録されておりまして、手で書く学習にも活用できるものとなっています。

今後の活用促進につきましても、委員御指摘のとおり、今後とも情報活用能力を育成しながら、個別最適な学びと協働的な学びの充実につなげるために、教員及び児童・生徒が学習用パソコンを使う目的及び意義をしっかりと理解しながら、効果的な活用を進めていきたいと考えております。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。閲覧制限をかけても、抜け道を知っている子供がいるのはちょっと賢いと思うんですけれども、そういった面でも、今おっしゃっていただきましたが、ITリテラシーや情報モラルに関する教育も今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（堂下豊史） 通級指導教室について伺います。

自校通級指導教室の設置に当たっては、神戸市は令和8年度に100校とする目標を掲げていますが、通級による指導が必要な児童・生徒がひとしく指導を受けられるよう、数値目標にはこだわらず、他都市——具体的には京都市ですけれども——の手法なども参考にしながら設置拡大を進めるべきと考えておりますが、御見解を伺います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 この通級指導教室でございますが、令和8年度までに100校での設置を目標として取り組んでございますけれども、委員御指摘のとおり、通級指導の対象となり得る児童・生徒、毎年増加してございます。私どもも必ずしもこの目標にこだわらずに対応していく必要があると考えてございます。

先ほど御紹介いただいた他都市の取組でございます。京都市でございますけれども、この自校通級以外の方法としまして、児童・生徒が通級指導教室を設置している学校に出向いて行って指導を受けに行く——本市の拠点校通級に近い形ですけれども、京都では他校通級という、そういった形態があるようでございます。また、同じく京都ですけれども、通級指導教室の設置校から指導者が出向いて行って指導を行う巡回指導、こういったことを行っているということも伺ってございます。

これ従来より御答弁申し上げておりますように、自校通級指導教室を増やしていくためには、やはり専門性のある教員の確保が重要でございます。人材の確保・育成と併せて、こういった他都市の手法も参考にしながら、今後も必要とする児童・生徒に支援が行き届くよう、努力してまいりたいと考えてございます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。ぜひその方向性でお願いしたいと思います。

質問じゃないですけども、拠点校への通学というのは、やはり距離的な制約がありますので、特に北区においては移動が長くなりますので、距離的に近い自校に、教室がある学校へ通学するということは、児童、保護者にとってもより行きやすい環境ですし、巡回による指導も一部始めていただいていると思いますけれども、その拡大についても、次年度以降、ぜひ御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

もう1問、ごめんなさい。小学校の修学旅行で貸切バスを利用する際の保護者負担についてお尋ねしたいと思います。

小学校の修学旅行で貸切バスを利用する際、小規模校では児童数が少ないため、1人当たりの負担額が大きくなるという声を道場小学校区の方から伺っております。義務教育の一環として行われる校外学習において、学校の規模によって保護者の経済的負担に差が生じるのは適切ではないと考えております。この点を踏まえ、交通費の一部を公費で負担する仕組みなどを検討すべきではないかと考えますが、御見解を伺います。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 修学旅行の保護者負担額でございますけれども、学校の規模にかかわらず、国の就学援助制度で決められております額、この額を基本的に上限といたしまして、小学校では2万2,690円という金額設定があるんですけども、そういった上限額で実施してございます。そのうち、バスの費用でございますけれども、今年度で申し上げますと、1人当たり平均約7,500円ということになってございます。

議員おっしゃいますように、やはり義務教育におきまして、学校の規模によって保護者の経済的負担に差が生じるというのは私どもも望ましいことではないと認識してございます。また、こ

れも御承知のとおり、昨今の物価高騰の影響で、バスの費用、こういったものをはじめとして、修学旅行費、上昇傾向にございまして、これもやはり全市的な課題と認識してございます。その中で、学校によっては、例えばバスを電車で切り替えて、その費用を少し工夫したりですとか、そういったこともやっておるところでございます。

交通費の一部補助のお話ございました。なかなか難しい話かなと思ってございます。慎重な検討が必要かなと思ってございますが、そういった工夫も含めまして、教育委員会としましては、課題意識を持って、引き続き実態把握に努めていきたいと思ってございます。

○委員（堂下豊史） 実態把握に努めていくということなんですけれども、今、例えば2万2,600円ですか、で収まっているのかとか、あるいは、バス代の上限も1人当たり1日7,500円のようにすけれども、昨今のバス代の値上がりによって、そもそも例えばバス1台60人乗りとして、1人頭がそれで収まっているのかとか、その辺りの実態については、努めるということなんですけど、今現状、不明なんですかね。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 修学旅行の保護者負担額につきましては、私ども一定各校の状況を把握させていただいてございます。その中で、全ての学校のデータは今手元にございせんけれども、先ほど申し上げました7,500円というのが、バス移動を使いました153校の平均の金額でございまして、やはり学校によってばらつきがあるのが事実でございます。やはりどうしても50人乗り、60人乗りで行きますので、そこでクラスの人数によって——必ずしも小規模校だけではなくて、少し規模が大きくても、その人数をちょうどはみ出したところにつきましては、2台必要、3台必要とかいうことで、1人割が高くなる傾向もございます。

そういったところもありまして、各学校では、例えば児童数に応じまして、大型のバスではなくて、少しバスの車両のサイズを変更したりですとか、先ほども申し上げた鉄道を利用したりですとか、それから近隣校と合同で実施したりですとか、そういった工夫を行ったりしているところございまして、そういった工夫をされている事例についても各校にも紹介するなどしまして、私どもも今後もそういった工夫に努めていきたいと思ってございます。

○委員（堂下豊史） もう1問ですね、この件。今回、道場町の方からのお声なんですけれども、同趣旨の要望が令和2年度の北区婦人市政懇談会において淡河町の婦人会からも寄せられておりました。その際、学校教育課からは、できるだけ保護者の方の負担を軽減できるよう——今の御答弁の趣旨にも通じますけれども、小学校においても引き続き工夫してまいりますという回答をされてるんですね。具体的にこれらの学校、どのような工夫が行われてますか。

○竹森教育委員会事務局学校教育部長 淡河町の婦人懇ですけれども、小学校の校外学習で利用する場合のバスの負担、そういったところで議論があったということで私ども認識してございます。その場で、今後学校において工夫してまいりますと私どもお答えしてございまして、各校におきましては、先ほども申し上げましたように、バスの大きさの工夫でありますとか、それから近隣校と合同で乗り合わせる、また、もちろん教育的意義を十分に担保するということが前提ですけれども、行き先ですとか活動内容を精選すると。そういった工夫も行っているところございまして、この辺り、学校での事例につきましては、各学校で共有できるように紹介をいたしまして、小規模校の実情に寄り添った対応に努めてまいりたいと思ってございます。

○委員（堂下豊史） もうまとめますけれども、学校での工夫も、それは大事というか、もっと求めていかれるということなんですけど、学校の工夫に加えて、やはりこの件、大事な課題だと思いますので、すぐさまというわけにはいかないでしょうけれども、例えば先ほどの7,500円が平均な

のであれば、それを超える分は補助を検討するとか、その辺りはぜひ今までの検討に一步踏み込んだ形で検討していただけたらと思いますので、要望という形で終わらせていただきます。

以上です。

○委員（諫山大介） すみません、1点ちょっと端的にお願いします。

こころの劇場神戸公演がちょうど今開催されておりまして、この事業は劇団四季による公演で、劇団四季と舞台芸術センターの協力で、無償で小学生を招待しておりまして、教育的にも社会包摂的にも意義のある事業だと思っております。本市では1974年からずっと毎年市内の6年生対象に招待されて、昨年は11月、8公演で171校、1万2,000人を超える生徒が観劇したとお聞きしております。教育委員会として、長年続いているこの行事の評価及び関わり方をお伺いいたします。

○田尾教育次長 ただいま御紹介いただきましたこころの劇場でございますけれども、本当に今御紹介ありましたように、1974年より本市の小学校、義務教育学校、それから特別支援学校のほぼ全校におきまして毎年御招待をいただいております、非常にありがたい事業だというふうに感謝を申し上げるところでございます。鑑賞いたしました子供たちからは、これだけ本格的な演劇を見て本当に感激したとか、それから迫力のある動きや音楽があって非常にすばらしかったというような感動の声を毎年もらっているところでございます。

この事業につきましては、これからも本市といたしましてはぜひ引き続き参加をさせていただきたいと思っておりますので、現時点では劇団のほうから何かサポートや支援といったことについての御依頼はいただけないんですけれども、教育委員会といたしましては、何かお手伝いするようなことができれば、ぜひ検討したいと思っておりますので、一度文化スポーツ局や文化振興財団のほうに話を聞いてみたいというふうに思っております。

○委員（諫山大介） すみません、意見だけですけれども、本当に小学校長会さんとかも関わってるとお聞きしておりますし、ぜひやっぱり継続のために——マンパワーなのか、お金の面なのかを含めて、しっかりとサポートいただきたいというお声もいただきました。ぜひコミュニケーション取っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑はございませんか。

○委員（しらくに高太郎） 端的に最後にもう1回だけ要望します。

先ほどのK O B E ◆ K A T S U のことですが、子供たちの健やかな成長を願うという理念をしっかりとこの方針の中心に据えて、御議論、御決定いただきますことを心から期待して、要望いたします。

以上。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、次のこども家庭局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので、御了承願います。

（午後3時46分休憩）

（午後 3 時 58 分再開）

（こども家庭局）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これよりこども家庭局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5 分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第101号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の岡さん、発言席へどうぞ。

それでは、5 分以内でお願いいたします。

○陳情者 神戸市中央区、岡富美子と申します。市会議員の皆様、神戸市こども家庭局の職員の皆さん、大変お世話になっております。子供たちの健やかな成長と、保護者の安心して働く権利を守るために公立保育所を充実してくださることを願って、神戸市保育運動連絡会を代表して、口頭陳述をさせていただきます。

幼い子供たちの安心して 1 日の大半を過ごす場である保育所で保育士が足りないという深刻な事態が長年続いています。2024 年 4 月には 56 か所ある公立保育所でフルタイム会計年度保育士が 43 か所、98 人も足りないことが明らかになっています。こども家庭局は 5 ポストが欠員としていますが、短時間のパート保育士が週に 2～3 回、午前午後入れ替わりでパッチワークの保育で穴埋めしています。産・育休を取得している保育士も多く、育児休業代替任期付保育士はその半数も雇用できていません。

非正規の保育士が募集しても確保できない原因は処遇の悪さにあります。ほかの職種に比べて月額 8 万円安いと国の統計でも出ています。今朝のニュースにこども家庭庁が保育士の給与改善を予算化したことが報じられていました。しかし、それは民間保育園のことで、公立保育所は地方交付税の中で会計年度の保育士給与も出すために、神戸市独自で非正規の保育士の給与の大幅改善が必要です。会計年度で雇用が区切られるのに、正規と同じ責任で働かされます。様々な保育事務やクラス運営、保護者対応、行事の担当など、当然、サービス残業や持ち帰りも当たり前になっています。

公立保育所の実態をちょっと紹介させてもらいます。ある保育所では、早朝 7 時開所の保育所で、7 時に子供が来るのに、勤務時間は 7 時からしか認められず、受入れ準備で早く出勤しているのにサービス労働になっている。私が働く保育所では、7 時に 4～5 人の子供たちが門の前で待っています。私は毎日正規保育士と 6 時 45 分から保育準備に当たり、勤務と認められています。公立保育所でまだ朝のサービス残業での保育準備がなされていることは大変残念な事態です。休憩時間はまともに取れない。産・育休と病欠で、ある保育所では正規が 5 人もいない状態で、時差勤務が大変になっています。ある保育所では、フルタイム会計年度保育士が 3 人必要なのに、1 人も確保できず、パート保育士で途切れ途切れでつないでいるという実態です。0 歳・1 歳・2 歳の乳児クラスは各クラス複数以上の 2～3 人の正規が担任するべきなんですけれども、正規は各 1 人しかいない状態で、体調が悪くても休めない日々が続いている。

76 年ぶりの保育士の配置基準の改善が昨年なされましたけれども、神戸市の配置基準は全く変わっていませんし、悪くなる一方です。こども家庭庁の調査結果では、今年 7 月で 90%を超える



施設が公立でも民間でも配置基準の改善が既にできていると報告されています。全国的に見ても神戸市の公立は恥ずかしい限りです。

さらに、神戸市は正規の保育士を増やすのではなく、子供の入所定数を減らすことを計画しています。長年公立が担ってきた乳児の入所枠の拡大を解消し、正規保育士を減らしています。3・4・5歳の定数も減らす方向です。しかし、それでは保護者の要望に応える公立保育所の役割が後退します。

表向きの待機児童はゼロになっていますが、兄弟別々の保育施設にやむなく毎日通っているケースがたくさんあります。枠の縮小がされると、さらに年度途中の入所が難しくなります。2人目、3人目を出産して、子育てしながら働こうとする保護者に不安が広がっています。神戸市が本当に子育てに優しいまちを目指すのであれば、3・4・5歳の担任は1人ではなく、正規で複数担任にするべきです。

フルタイム会計年度保育士は募集しても集まりませんが、正規保育士は応募がたくさんあります。神戸の未来を担う子供たちのために、正規保育士の採用枠を大きく増やしてください。保護者が安心して子供を産み育てるための拠点である公立保育所を充実させてこそ、神戸市の少子化に歯止めがかけられると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、議案2件及び陳情1件並びに報告3件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○中山こども家庭局長 どうぞよろしくお願いいたします。着席させていただきます。

それでは、議案2件、陳情1件、報告3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第25号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の1ページを御覧ください。

I 一般会計、(1)債務負担行為補正でございますが、指定管理者の指定に当たり、渦森台児童館ほか31施設、旗塚児童館、すずらんだい児童館について、それぞれ指定管理期間まで債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、2ページに移りまして、第85号議案指定管理者の指定の件（神戸市立渦森台児童館ほか）につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、神戸市立渦森台児童館ほか31施設の指定管理者として社会福祉法人同朋福祉会ほか23団体を、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間、旗塚児童館の指定管理者として特定非営利活動法人ふらっぐを、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間、すずらんだい児童館の指定管理者として社会福祉法人神戸市社会福祉協議会をそれぞれ指定しようとするものでございます。

次に、陳情第101号公立保育所の充実を求める陳情につきまして御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

1. 長年の保育士不足の状態を改善するために正規保育士を大幅に増員することですが、公立保育所の保育士配置は、児童数に応じて国が定める配置基準に基づき、基本的には正規職員で充足しております。また、正規職員の補助的な役割を担っている会計年度任用職員と正規職員が協働することで保育所全体を運営しております。

2. 会計年度保育士も含めて保育士の大幅な処遇改善をすることですが、会計年度任用職員を含む保育士の処遇については、神戸市職員全体の給与体系の中で決定されており、直近では令和4年12月、令和5年12月に改定を行っております。また、保育士会計年度任用職員については、国の処遇改善への取組も踏まえ、一般行政職員に先駆けた処遇改善を行ってきており、具体的には、令和4年2月に勤務時間等の変更等を行い、職務内容や責任に見合った給与改善を図ったところでは、

3. 1歳児の配置基準改善を国は先延ばしにしたが、既に近隣の芦屋市・西宮市・宝塚市では以前から実現しており、神戸市でも国に先駆けて実現させることですが、国は1歳児の配置基準について、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとしております。配置基準については、全国で共通する課題として国において対応する問題であり、引き続き国に対して1歳児の配置基準の改善及び必要な財源確保を要望してまいります。

4. 早朝7時から12時間もの開所時間での保育を、どの時間帯も全て最低基準が守られるように公立保育所でも保育士配置を厳格にすることですが、保護者の就労形態の多様化等に対応するため、全ての公立保育所において朝7時からの延長保育を実施しております。公立保育所の運営については、パート職員などの会計年度任用職員を活用し、正規職員と会計年度任用職員がチームを組み、保育の提供を行っており、朝夕の児童数が少なくなる時間帯を含めて、国が定める配置基準を満たしております。

5. 子供たちの命と安全や保護者が安心して働く権利を守る砦であるべき公立保育所の充実のために大幅に予算を増額することですが、保育サービスの提供は公立・民間双方で支えており、公立は子供施策全体の中で運営に必要な予算を確保しております。今後とも公立・私立全体で保育の質の向上に努めながら、安全・安心で良質な保育の提供に努めてまいります。

続きまして、令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、教育こども委員会資料6ページを御覧ください。

重点項目8. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実、2)保育・福祉施設等の環境改善に向けた国への働きかけとして、地域区分の見直しに係る財政支援を、3)特別支援教育の推進として、私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実を、4)保育所等における要支援児童等への支援として、地域連携推進員に係る財政支援の創設を要望しております。

7ページに移りまして、その他項目3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実、1)教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援として、保育士・幼稚園教諭等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善を、4)子育て世帯の医療費負担への支援として、乳幼児等医療費助成及びこども医療費助成の継続を、5)妊婦に対する支援として、不安や問題を抱える妊婦への支援に係る費用負担の見直しを要望しております。

続きまして、9ページに移りまして、工事請負契約の締結についてのうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げます。

議決対象である5億円以上の工事請負契約につきまして、（仮称）新北区文化センター建設工事に当局の関係する児童館などが合築で整備される予定です。工期といたしましては、令和9年6月30日までとなっており、令和9年度中に供用開始の計画です。

なお、本件につきましては、11月29日の経済港湾委員会において審議される予定になっております。

続きまして、10ページに移りまして、神戸っ子すこやかプラン2029（案）について御説明申し

上げます。

1. 計画の位置づけですが、本計画は、現行のプランと同様に、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等を定めるものです。こども基本法第10条に基づく市町村こども計画と一体のものとして策定するとともに、放課後児童対策及び社会的養育推進計画を集約・重点化し、本市の子ども・子育て支援の推進に向けた基本的な方向性を定めております。

2. 計画期間ですが、令和7年度から令和11年度の5年間となっております。

3. 計画策定の取組ですが、本計画案の策定に当たっては、利用希望調査や子供へのアンケートを実施するとともに、学識経験者、保護者、地域の子育て支援者、教育・保育事業者、経済団体等の関係者から成る神戸市子ども・子育て会議に諮り、検討を進めてまいりました。特に教育・保育、放課後児童対策、社会的養育の領域については、各分野の有識者や事業関係者等が参画する検討会等における議論を踏まえております。また、子供を対象としたワークショップに加え、放課後の過ごし方や社会的養育について、当事者である子供に直接ヒアリングを行うなど、子供の意見を踏まえ、策定に取り組んでまいりました。

4. 今後のスケジュールでございますが、本委員会での報告後、12月9日から1月17日にかけて、パブリックコメントを実施いたします。その結果について、令和7年2月に本委員会へ報告後、3月に開催予定の第4回神戸市子ども・子育て会議を経て、3月末に計画を策定する予定としております。

それでは、計画案につきまして御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。

本計画は、全ての子供が健やかに自分らしく成長でき、また誰もが安心して子供を産み育てることができるよう、切れ目のない総合的な子ども・子育て支援の推進に向けて、神戸市の基本的な方向性や共通する視点を定めております。

計画の策定に当たっては、子供の最善の利益の実現に向けて、子供の視点に立った支援、子育て世帯がゆとりを持って、子育てと自己実現を両立できる環境づくり、市民や企業・大学・NPO・地域団体など多様な主体による地域社会全体での支援を基本的な視点として、1ライフステージに応じた切れ目のない支援、2こども・子育て世帯の状況に応じた支援、3こどものやってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくり、4神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくりを4つの柱と定めております。

4つの柱について、12ページに移りまして、1ライフステージに応じた切れ目のない支援ですが、誰もが安心して子供を産み育てるという選択ができるよう、親のライフスタイルや子供の年齢及び発達に応じて切れ目なく必要な支援を提供していきます。

身近な相談窓口からつながる切れ目のない支援として、区役所を中心に、気軽に相談できる身近な地域の子育て相談先等との連携を強化し、子供や子育て家庭との接点を増やすとともに、どの相談窓口からも必要な支援につなげていくことで、育児不安の軽減や孤立化の防止に努めます。

生まれる前から乳幼児期の期間においては、親と子の健康の確保・増進及び妊娠・出産・産後の支援の充実を掲げ、13ページに移りまして、乳幼児期から学齢期の期間においては、人口減少社会を見据えた教育・保育の提供体制、幼児教育の理解の推進、幼児期の教育・保育の質の向上、保育人材の確保・定着支援、小学校教育との円滑な接続連携、放課後こども対策の推進、全ての期間において、心のゆとりを持って子供に向き合える環境づくり及びライフステージを通じた子育て世帯の経済的負担の軽減を掲げております。

14ページに移りまして、2 こども・子育て世帯の状況に応じた支援ですが、どのような状況にあっても子供が健やかに成長することができ、安心して子育てができるよう、多様なニーズにきめ細やかに対応していきます。

社会的養育の推進では、虐待等に至る前の予防的支援に取り組むことを第一に、代替養育を必要とする子供については、特に乳幼児を中心に里親等への委託を進めます。また、子供の家庭復帰に向けて、施設等での生活中から自立後まで一貫した支援に取り組むとともに、親に頼ることができず困り事を抱える子供の自立に向けた支援に取り組みます。さらに、子供が意見を表明する機会を確保し、子供本人の意見・意向を尊重した支援を行います。

そのほか、児童虐待防止対策の推進、発達が気になる子供・障害児・医療的ケア児等への支援の充実、独り親家庭等への支援の充実、貧困の連鎖解消施策の充実及びつながりの希薄化など社会課題を踏まえた支援を掲げております。

15ページに移りまして、3 こどものやってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくりですが、子供の気持ちを尊重し、自分らしく思い描く幸せに向かって、1人1人のペースでチャレンジでき、自分の意見を表明し、社会に参画できる環境づくりを進めていきます。

子供が自身のことや命の大切さを知る機会・子供を守る環境づくり、子供の居場所づくりの推進、中高生世代が主体的に活用できる場と居場所づくり及び子供の意見を尊重し、その意見を表明しやすい社会環境づくりを掲げております。

16ページに移りまして、4 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくりですが、海や山の豊かな自然や公園、児童館など神戸ならではの充実した子育て環境の下、もっと便利に、もっと楽しく子育てライフを過ごしていただけるよう取り組みます。

また、多様な価値観や考え方を前提に、若い世代が子育てへの将来展望を描けるよう、地域社会全体で子供と子育て世帯の笑顔を支える支援を進めます。

地域とつながる多様な遊び場の充実、子供と子育てに優しい環境づくり、子育てしやすく働きやすい職場環境の啓発、もっと子育てしやすいまち神戸の発信を掲げております。

次に、17ページから26ページにかけて、量の見込みと確保方策を定めております。

17ページの1 教育・保育についてですが、各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保として、量の見込みの考え方を記載しております。

18ページに移りまして、2 段落目ですが、今後は、利用定員が量の見込みを上回ることから、新たな施設整備は計画しないものとします。ただし、大規模マンションの建設や大規模住宅開発などにより保育需要が激増するなど局所的に新たな保育ニーズに対応する必要がある場合や、経済動向などにより保育ニーズが大きく変動する場合などは、その影響を十分検証の上、柔軟に対応していきます。

次に、20ページの2 地域子ども・子育て支援事業についてですが、利用者支援事業等について、量の見込みと確保方策をお示ししております。

23ページにおきましては、放課後児童クラブについて記載しておりまして、取組の方向性ですが、1. 学童保育の量の見込み、実施場所の確保として、学童保育を必要とする全ての児童を受け入れるため、教育委員会と連携し、原則として小学校内で実施場所を確保することとし、余裕教室の活用や、多目的室等の特別教室、学校図書館、運動場、体育館等の一時利用を促進します。あわせて、民設助成による支援や、放課後支援員の処遇改善等による安定的な人材確保に引き続き取り組みます。

学童保育の利用人数としては、2024年度の実績が1万9,206人のところ、2029年度には2万5,148人に増えることを見込んでおり、その実施場所が確保できるよう取り組みます。

そのほか、2. 放課後の居場所づくり、3. 学童保育の質の確保、4. こども家庭局と教育委員会との連携を掲げております。

次に、24ページの3 社会的養育の推進についてですが、基本的な考え方と取組の方向性・提供体制の確保についてお示ししております。

27ページから38ページにかけては、出産・子育てをめぐる社会環境の変化に関する資料と主な取組一覧を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

39ページから42ページにかけては、こどもまんなか社会の理念に基づき、初めての試みとして、子供たちの理解につながるように、子供にも読みやすい計画案も作成しております。

以上、議案2件、陳情1件、報告3件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（さとうまちこ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

なお、予算第25号議案のこども家庭局関係分については、指定管理者の指定に対する債務負担行為の追加の補正であることから、当該指定管理者の指定に関する第85号議案と一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、第25号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、こども家庭局関係分及び第85号議案指定管理者の指定の件（神戸市立渦森台児童館ほか）について、御質疑はございませんか。

○委員（前田あきら） じゃあ質疑させていただきます。

今回、指定管理者の児童館の公募、また非公募でそれぞれ選定したと思うんですけども、この中で、公募をしたけれども結局決まらずに、その後随意で対応したということがあると思うんです。それはどこどちらの園になるのでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 今回の公募ですけども、13児童館のうち3館、落合児童館、ひよどり台児童館、若草児童館は、児童館の指定管理としてふさわしい団体からの応募がなかったということでございます。関心があった団体からは、職員の確保が困難だったというふうには伺っております。

指定管理者候補者にふさわしい団体の選定には一定の期間を要すること、そして、指定管理者候補者になった後に職員の確保や現指定管理者からの引継ぎに期間を要すると。また、利用者の安心・安全の確保や職員の雇用の安定が求められることなどを総合的に勘案いたしまして、現運営者である神戸市社会福祉協議会及び、須磨区内での児童館の運営実績があり、今回の公募にも他館で応募があった株式会社セリオを選定評価委員会にて審査を行った上で指定管理者候補者として選定をすることにいたしました。

以上です。

○委員（前田あきら） 3つあって、ひよどり、若草も須磨区なんだけど、ここは社協にやっていたかということになったけど、落合だけがセリオでいけるという話で、その状況で進めたということになってるかと思います。この会社が公募を受けるとき、5年前のときにも、1つは株式会社セリオが持っている問題で、いろんな問題点をちょっと指摘はさせていただいているので、それに加えて、ちょっと幾つかお聞きをしたいというふうには思います。

そのとき、株式会社の問題で、あるんじゃないかというふうに——児童福祉施設を株式会社が運営した場合、本来、保育士や指導員の給与に使われるはずの運営費というものが高額な役員報酬等や企業の事業拡大の原資になって、本部に吸い上げられて、別に使われているということも懸念があるということがあるんですけども、この会社ですよ、セリオ自身は、実際の本部経費とかというのは大体どれぐらいになってるか分かりますか。

○岩城こども家庭局副局長 数字のほうは、すみません、持ち合わせてはおりません。

○委員（前田あきら） そこがやっぱり実際、問題で、特に児童館の指導員の問題で言えば、処遇改善が求められているところなので、そこを抜きに考えられないというふうに思っています。

ちょっと今日は時間あれなので、そこも全部省いて、今回このセリオが、大黒に加えて落合、板宿で運営候補になってるということなんですが、このセリオが今年、他社に買収されてるというのは御存じですか。

○岩城こども家庭局副局長 すみません、存じておりません。

○委員（前田あきら） 今年の3月22日に大手の運輸会社を買収されて、完全子会社化をしています。ちょっと名前はS社にしておきましょうか。S社がなぜこういう買収をしているのかということをおっしゃってるんですが、この会社、大手の運輸会社になります。

問題なのは、2024年問題、いわゆるドライバーの2024年問題で、事業の継続的・持続的な成長のためには、収益機会の多様化・事業の多角化が必要だと。主力の物流事業にとどまらないで、例えば高齢化の進展や健康への関心が高まって、女性の社会進出などで介護やヘルスケア、保育などの市場拡大が見込まれると。少子化で物流事業の大きな成長が見込まれない中で、この分野は国内では大きな成長市場の1つと捉えていますと。いわゆる企業の多角化と収益化を目的にこの会社を買収したんだと、この会社の社長、明確におっしゃってるんですよ。こういう会社との関連を持ってるということをこの検討会で実際、議論はされたんでしょうか。この会社と関連企業がどういうことを行ってるかということも、本当にもうちょっと深めて検討されてる——何かあるんでしょうかね。

○岩城こども家庭局副局長 すみません、買収の関係につきましては存じていなかったのですが、そういう場では議論はしていないんですけども、一旦この3館につきましては、最終、選定評価委員会の審査を受けておりまして、その中では、会計監査であったりとか、そういった内容のものも審査をしておりまして、最終的に3館審査の上、候補者として選定をするに至ったという経緯がございますので、一定会計の内容につきましては審査をしているといった状況でございます。

以上です。

○委員（前田あきら） 単体の事業としてですよ。実際、運営されている指導員さんって、従前の方もいらっしゃいますので、本当に熱心な指導員さん——私もあそこ行きましたけど、いらっしゃいます。ただ、問題なのが、その運営形態や、その本になる株式会社で、そのまた大本にあるところがこういう発言をされてる中で、やっぱり今後、変質がどんどん持ち込まれるということが懸念があるんです。

一例を紹介しておきたいんですけども、この同じS社が、こういう経営方針の下に——これセンコーというのは東日本で、大阪とかいわゆる児童館とかもやってるんだけど、P社というのを買収しました。P社というのは、東日本でこういう指定管理とか保育所の運営事業をやってる会社です。このP社が、例えば文京区で2つの保育所を受託してるんだけど、実際、買収して以降、この区内の2つの園の繰越金とか積立金数千万円をいわゆる文京区以外に新設する保育所の追加

工事に充てたということも問題になっています。

長々やりませんけども、児童館の運営をはじめ、児童福祉施設って本来非営利で運営されるべきであって、もうけを求められる市場だと、もう明確に収益化とおっしゃってる会社を親会社に持つ株式会社の参入というのは、やっぱりかかる結果を招いて、人件費よりも本部の利益や事業拡大に回される結果になって、結局、子供たちが置き去りにされるのではないかというふうに懸念をいたしますので、神戸市の子供たちを第一に考える本来の趣旨で児童館を運営することはできないのではないかなということ、なかなかちょっと容認できない内容ではないかなということとは指摘させていただきます。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、陳情第101号について、御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 何点かあるんですが、1つは、陳述された方のお話、そしてそれを受けての神戸市の先ほどお答えのところで、ちょっとポイント幾つかざっと聞きたいんですけど、1つ気になったのは、やっぱり今現在、言われたのが、早朝の働き方のところですね。7時からなんだけど、6時45分から働いていると。朝のサービス残業になってしまってるんじゃないかというふうなことがあって、何か以前もこういうような議論があったような気もするんですけど、こういったことが実際に起こってるのかどうか。やっぱりそれはサービス残業になってたら問題ですから、そこはどういうふうに見てらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○岩城こども家庭局副局長 通常ですけども、朝7時から9時というのが一般なんですけども、前倒しということで、6時45分から8時45分まで、これは2時間を前倒しをして、同じ2時間ということでやっている事例はございます。

○委員（西 ただす） それが実際には——7時から9時というふうに働き方としてはなってるんだけど、実際にはこういう形で、6時45分から9時までとか、そういうふうな実態があるのか。そういうのはつかまれてるんでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 実例があるのはつかんでいますけども、何か所でやっているとかいうところでは、数字のほうは今のところ持ち合わせておりません。それから、サービス残業ということもしていないということでございます。

以上です。

○委員（西 ただす） それは調べられて、大丈夫だということですかね。ちょっと確認して——もう1回調べていただいたほうがいいかなと思うんですけど、今現状としてはいかがですか。

○岩城こども家庭局副局長 先ほども申し上げましたとおり、7時から9時の2時間を前倒しをしているということなので、特段それでサービス残業が発生しているということはございません。

以上です。

○委員（西 ただす） 現場の声とちょっと違うのかなというふうに思うんですけど、やっぱりそこはちょっと確認しながら今後やっていきたいと思います。

あと、ポイントポイントで申し訳ないんですけど、1つはやっぱり正規の問題、そして非正規、いろんな形であるわけなんですけども、後で詳しくは質問するんですけど、やっぱり正規のほうがたくさん人が来てくれて、そうじゃないと人が来てくれないというような現状についてというのは、倍率とかそういうのを含めて、数字で押さえられていらっしゃるんでしょうか。いかがですか。

○岩城子ども家庭局副局長 2023年ですけども、申込者数につきましては99人という形になってございます。

以上です。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、99人が正規雇用に応じ込んだってこと——それでどれくらいじゃあ雇用があった、あるいは——正規っていうて、非正規というふうなことも言われて、分けて——についてはどうなんですか。

○岩城子ども家庭局副局長 正規につきましては、先ほど申込者が99、そして採用者数につきましては24という形になってございます。

○委員（西 ただす） 正規しか分からないということですか。4倍ということですね。ということだと思いますけど、ちょっと非正規のほう——やっぱり今のところだけで言えるのは、やっぱり正規であれば、申込みがたくさんいて、求められる。そういうところで働きたいというのがあるのかなというふうに思いました。ちょっと後でまた議論したいと思います。

あと、今回の項目の中で、1つは、1歳児に対して、配置基準についてということで言うと、既に近隣の芦屋市や西宮市、宝塚市では以前から実現してるということなんですけども、これはやっぱり法的には問題がないということですよ。かつ、まあ言うたら、こういった市がどういった判断でされていて、神戸市はこれはなぜしようとしてないのかなと。多分それは市としての持ち出しに、それぞれの市はなってると思うんですけど、神戸市としては、そこは今すぐやらないという判断はどうしてなんでしょうか。

○岩城子ども家庭局副局長 これまで保育士の配置基準につきましては、3歳児、そして4・5歳児をやってきておりまして、1歳児の配置基準につきましては、こども未来戦略におきましても、2025年以降で、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえながら、加速化プランの期間中——これは2024年度から3年間ですけども、早期に6対1から5対1への改善を進めるというふうな形になってございます。それを踏まえまして、期間中に検討をしまして、どういった形で進めていくのかということを議論しているといった状況でございます。

以上です。

○委員（西 ただす） ほかの市は議論は終えて、実際にここに書かれてるようなところをやっているというのは、やっぱりそれは市民サービスの向上ということかなというふうに思います。やっぱり実態として——この後また議論しますけど、今の保育現場というのは、やっぱり通常の回り方をしていないというふうに思います。ぜひこれも早く神戸市としてはしていただきたいということを指摘して、ちょっと質問、内容に入っていきたいと思います。

1つは、今言われてた、議論になっている人員の不足ということなんですけども、その中でも、1つは、76年ぶりの最低基準の見直しには最初に期待していたと。しかし、実際には最低基準に達しない状況がまだ続き、がっかりしてるという声が出ているんですよ。

まず、当たり前のことかなと思うんですけど、確認しておきたいんですけど、神戸市としては、この最低基準の見直しを歓迎されてると思うんですが、いかがでしょうか。そうであれば、この基準の改定を行うことは、保育の現場や子供にとってどのようなメリットがあるというふうに考えてらっしゃるのか。いかがでしょうか。

○岩城子ども家庭局副局長 配置基準の問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、3歳児、それから4・5歳児、1歳児とやっていかないといけないという思いの認識は持っております。



神戸市のほうは、正規の保育士の配置につきましては、国が定める配置基準に基づきまして、基本的には正規職員で充当しているといった状況なんですけども、この中で、配置基準の見直しが国のほうから出てきているということになってございますので、その辺りにつきましては、保育士の関係であるとか、そういった中で配置基準の見直しを行って、子供たちのためにも、運営上、よりよい保育をしていくといった状況をつくっていかないといけないというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） あんまり気持ち伝わらない、そういう言い方したら悪いかもしれないんですけど、こうやって人数が——保育士さんの子供たちに対しての比率が増えて、人数が増えるということはどういうメリットがあると思ってるのか。運営上あるだろうということじゃなくて、具体的にどういうことがあるなと思ってるのかというのをちょっと聞きたいんですけど。

○中山こども家庭局長 もちろん配置基準が変わることによりまして、1人の保育士さんが見る子供の数が減るということです。子供にしっかりと関わってることができるようになります。それが子供たちの育ちによい影響を与えるというふうに我々は思っております。

ですので、この配置基準の改善につきましては、民間園についても、もちろん配置基準を早期に達成するようにということでお願いをしておりますし、監査の折にもそうした基準をできるだけ早期に実現いただくようにお話をさせていただいているところでございます。

○委員（西 ただす） そこで、今回、ここの陳情のほうで書かれてるんですけども、3歳児で最低基準の15対1が実現できていないというのが出てると。ほんで、昨日数字聞いたら、また少し数字が変わってて、できてないところが25か所あると。4歳児と5歳児のほうで言うと、20対1になってないのは11か所ということで、基準を下回ってるということなんですね。こういう状況は本当に早急に改善すべきだというふうに思うんですね。

多分まだちょっと時間あるからということで答えられてるのかなとちょっと思うんですけど、先ほどの陳述でもありましたけど、全国平均で言うと、どうも人員というのがそろっているのは9割超えてるというふうに言われていましたけども、こういったことは調べてらっしゃるのか。あるいは、こういう差が他の自治体と比べて出てしまうのは一体なぜだと思っているのか。いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 全体の比率までは持ち合わせていないんですけども、実際に今回、3歳児、それから4歳、5歳、そういった形で全てにわたってまだ配置基準の見直しできていないということにつきましては、3年間の重点期間の中でということなんですけども、早急に見直しを行っていききたいということでは思っております。

以上です。

○委員（西 ただす） 早急にしていこうということで、それをするためのことも含めて、ちょっと現場のことも現状もお話ししていきたいと思うんですけど、ちょっとお聞きしたところと言うと、育休や産休で休まれている方というのは120人程度というふうにお聞きしまして、ちょっと数字が違ったら言っただけだとは思うんですけど、それに対して、やっぱり代替として、公立の中で育休対応の職員がそれに見合っていないというような状況があると。年齢的にも出産する、そういう世代が多い中で、今後も続く問題だというふうに思うんですね。それがやっぱり人員不足にもつながってるんじゃないかというふうに思うんですけど、そこはどのように思うてらっしゃるのでしょうか。

○中山こども家庭局長 産・育休のことですけれども、基本的には、今、人数といたしましては、11月時点の数字でございますけれども、産・育休を取っている職員が115人おります。育児休業代替任用付職員については58人おります。それ以外につきましては、正規職員、あるいは会計年度任用職員、再任用職員で対応を行っておりまして、現状ほぼ必要な体制を確保できているという状況でございます。

ただ、代替職員の確保が一時的に困難な場合もございますので、保育所運営に影響が出ないように、本庁所属の代替保育士を対象の保育所に派遣するなどの取組も行っております。こうした取組によりまして、産休・育休の職員が——やはり女性が多いということもありますし、その年代の方が多いということもありますので、そうしたことで保育所の運営に支障が生じないように、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（西 ただす） この傾向というのはしばらく続くと思ってらっしゃるのか。そこら辺はどうなんでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 今回の段階ではもう少し続いていくのではないかなと思ってございますけれども、欠員の関係につきましても、早期に解消していきたいというふうには考えてございます。以上です。

○委員（西 ただす） やっぱり当然、産休・育休取られるというのは、それ自身は子供を産みたい、産めるという機会で本当によかったというふうに思ってもらえれば、そうだと思うし、でも、ただ、その中で、現場の状況というのがやっぱりそういう中でちゃんと回ってるのかということが今言われていると思うんですね。人数的にはというふうに言われたんだけど、それがやっぱり安定して雇用で、会計年度の職員の方も入られて、基本1年というところから、そんな状況を見て、また延ばすとかというようなことだと思うんですね。それがやっぱり現場の中ではいろいろと問題が起こっているというふうに聞いてます。

実際にこうした、ずっと働いてきたということじゃなくて、そのときにその職場に入ったという人の責任や負担が正規並みやというのもやっぱり聞いているんですね。例えば、先ほちょっと紹介もありましたけど、クラス担任をしたり、保護者対応を行う。時差勤務も求められ、一般的な事務も年間計画もつくり、経過記録も行い、そして行事にも大きく関わると。これはもう正規職員と同じ業務内容じゃないかというふうに思うんですけど、こういった事態になっているのはやっぱり問題じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 保育の運営につきましては、正規職員、そして会計年度任用職員、それを併せて、一緒になって運営をしていくということになってございますので、その辺り、一緒になって保育を運営できているという状況に今の段階ではなっております。

以上です。

○委員（西 ただす） 一緒になってやられてるということなんですけど、それは何とか日々を回しているということではないかなというふうに思うんですね。現場の声を聞いていると、やっぱり正規雇用でないという中で、やっぱり働いてる——さっき継ぎはぎという言葉もありましたけども、やっぱりそういう中で、当然、一方で、今までの正規の方の仕事というのは重くなってくるわけですね。継ぎはぎになっているということになれば。

また、同時に、やっぱり続けていってもらいたいということを考えたときに、募集の倍率でも出ましたが、正規雇用を増やしていくことが必要なんだということ——現場の状況からいってら充足してるんだというふうに言われてるんだけど、仕事内容的には充足してないんじゃないかと

いうふうに言われていること、それについてはいかがお考えでしょうか。

- 中山こども家庭局長 保育現場がやはり子供たち1人1人を見ていかないといけないというところもあって、非常に負担が重い職場であるというふうには我々も思っております。その中で、もちろん正規職員を配置をする、そして、補助的な業務については、保育所の、長時間ですとか、開所しないといけないといった特性もありますので、正規職員と、それから補助的な業務を担っていただく会計年度職員がチームでやらせていただいております。

かつ、保育士の負担の軽減を図るために、タブレットなども導入をさせていただいております。やはりICTによって事務仕事なくなる、あるいは——なくなるといいますか、少なくなる。そして、保護者との連絡が直接タブレットを通じてできる。あるいは、登降園の把握、あるいは連絡などもタブレットを通じてすることができるといったことで、保育士の負担軽減を図りながら、働きやすい環境づくりというのをも併せて取組をさせていただいているところでございます。

- 委員（西 ただす） ちょっと視点変えますけど、ただタブレットを入れて、事務作業軽減しているというのは、別に私は駄目だとは言いませんよ。ただ、それで賄えてるんかという、そうではないという状況があるんじゃないか。正規の人たちの比率がどうしてもそういう形で下がるようなことがあるということ自身がやっぱり問題ではないかなと思ってるんです。

同時に、この影響で苦しめられるということを考えたときに、当然、働いてる人がしんどいということはあるんですけど、やっぱり子供との関係もあるんですよ。お聞きした声の1つが、すこやか認定が下りていない。気になる子がたくさんいるんやけど、そうになると、実際に、まあ言うたら手が足りてないと。その子がいる時間は、やっぱり認定も下りてないから、全部パートさんに頼んで——30分だけ延ばしてほしいいうてね。何とか少しでも——全時間はカバーできひんけど、少しずつでもカバーしていくんやというような現場でされてるということを聞いているんです。それは努力だとは思いますが、それでいいという話では私はないと思います。

もう1つ感じているのは、やっぱり継ぎはぎになることでどういった問題があるのかなということを考えたときに、1つは、後で全体で議論されるんでしょうけれども、例えばすこやかプランのほうにも書いてますけど、幼児教育の理解の推進というところで言うと、やっぱり乳幼児期の育ちに不可欠な愛着の形成というのがあるわけなんですよ。子供に対応する保育士が順番に替わってっていると。乳幼児に。そういったことは決していいことではないというふうに思うんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 人が替わっていくというのはあまりよくないことではあるんですけども、保育園の運用の状況からいきましたら、コアな部分の運用と、それから早朝、それから夕方のところでの運用を一体的にやっていくというふうになりますと、先ほども申し上げましたとおり、正規の職員、そして会計年度任用職員も併せまして、一体的にやっていかざるを得ないというような状況がありますので、その辺りにつきましては、そういった運用で保育園を担っているといった状況でございます。

以上です。

- 委員（西 ただす） 結局、やっぱりそれはよくないなとは思ってらっしゃると思うんですよ。やっぱりそういう中で、時間が長いから、そのときに正規、フルタイムでもないという人が多く——しか雇用できないという状況というのが、やっぱり今の状況を生んでいるかと思うんで、やっぱりそこは変えていくべきだというふうに思います。

やっぱり意見として出たのは、連絡・伝達・意識の共有が難しくなるんだという声なんですね。これがやっぱりクラス運営でも難しくなるということで、そういう中で、会計年度のフルタイムじゃなくて正規を1名配置してほしいというような、現場から声が上がったりしているということです。

ちょっと最後の観点からの質問なんですけども、今回、陳述でもありましたけど、こうした中で、今、令和7年度から0歳児の定員を縮小するという保育所が、10かな、と聞いている——数字が違ったらまた言うてください——というふうに考えてるんですけど、なぜこうしたことを行うのかというふうに思うんですよね。やっぱり需要はあると思うんですけど、それについて、なぜなのでしょう。いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 0歳児の保育ニーズにつきましては、少子化の進展、そして育児休業の取得率の増加というところもありまして、現在は減少傾向が続いているといった状況です。このような状況を踏まえて、0歳児の保育の供給量が保育ニーズを上回っている地域において、受入れ状況や将来のニーズ、地域の教育・保育の施設の供給量等から総合的に判断をいたしまして、令和6年4月に14か所についての0歳児の受入れ枠を縮小させていただいたという状況です。

今後も0歳児の保育の供給量が保育ニーズを上回っている地域において、受入れ状況や将来ニーズ、そして地域の教育・保育施設の供給量等からも総合的に判断をいたしまして、0歳児の受入れ枠を縮小する予定を考えてございます。令和7年4月入所につきましては、0歳児の受入れ枠を8か所24人縮小する予定ということで考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） 8か所24人ということなんですけど、ちょっと教えていただいたところで見てるんですけど、例えば瀬戸保育所というところは令和6年の定員が6人だったのが3人に半減ということなんですね。ただ、これ半減していくんだけど、例えば'22年とか'23年の段階で言うと、定員6人で、その6人いて何の問題もなかったんですね。また、ほかの保育所でも、現状6人で回ってるのに、令和7年に3人にしようとしてるんですよね。

将来的な話とか言われてるんですけど、例えば、それじゃあ小学校とか、学校とかで言えば、来年は何人ぐらい子供がいるやろうな、来てくれるやろうなということを計算しながらやってると思うんですけど、そういう計算の下で、来年は半減しないとこれは駄目だというふうに考えたのでしょうか。そういう計算式が何かあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 この8か所につきましては、これまでの入所率、そういったものも勘案しながら、どういったところで0歳児の縮小ができるかということを中心に内部のほうで検討いたしまして、基本的には、0歳児をここで縮小したとしても、周りの教育・保育施設のところでしっかりと受入れができるといった状況のところを選定をしているといった状況でございます。

○委員（西 ただす） 確認ですけど、ということは、6人のところを3人に減らしたんだけど、6人のままだって、それが定員が充足しているという可能性はあったというふうに思ってるんだけど、減らしたということですか。

○岩城こども家庭局副局長 実際にはこれまでの入所率を見てという形になりますので、基本的には6人から3人に減少しても耐え得るであろうというふうには思ってます。ただ、状況によっては、そういった形で周りで受けていただかないといけないという状況もありますので、その辺りは周りの教育・保育の状況も当然勘案しながら選定をしているといった状況でございます。

○委員（西 ただす） それがよく分からないです。現場から言うたら、減らさないでって、

定員いっぱいなんやで今って言うてる、定員いっぱいなのに何で6から3にするんやという話が出ていますよね。実際には毎年定員がいっぱいなんだ、いろんなところが言ってます。それなのになぜ減らすのかと。今現在、ニーズがあるものを減らしていくというのは、市民的に言うたら、子育てしづらい状況をつくってるんじゃないですか。いかがですか。

○中山こども家庭局長 これは地域全体の保育ニーズを見ていまして、その中で、やはり受入れが、公立の保育園で現在は例えば6名の定員で6名が入っていたとしても、周りの園ではそういった状況にはなっていない。そういうことを見て、地域全体の安定的な保育の提供体制を確保していかなければ、結果として市民サービスの低下につながるというふうに考えておりますので、我々といったしましては、その地域の状況を丁寧に見ながら、十分に受入れが可能などころにおいて、0歳児の受入れなり、それ以外の4・5歳児のところにつきましても、同じように受入数の見直しを行っているところでございます。

○委員（西 ただす） 結局、それは周りの園のことを考えてここは減らすんだというね。それを——でも、現場からしてみたら、なぜなんっていうのは出るのが当たり前だし、実際に預けたいと思っている親の意思を曲げてまでするということがやっぱり私は問題だというふうに思います。そこについて、何ていうか、全体で見たら大丈夫よという話をされたとしても、入れたいと思ってるのに入れられないという状況を、本当にそれを神戸市がつくっていいのかと思います。

ちょっともう時間が長くなってるのでやめますけども、やっぱり現場から出ている声、そして子供たちの声というのに応えてほしいと思うんですね。76年ぶりに配置基準が変わりました。しかし、それが、やっぱりすぐに適応していかなきゃいけない。普通に考えたら30対1なんて、それは——もう繰り返しませんけど、それは大変ですよ。私も保育園、子供連れていってるから分かりますけど。やっぱりそういう中で疲れ切って、ここで変わるんかなと思ったら変わらなかったという、そのがっかり感というのはすごく大きいというふうに思うんですね。ぜひそういった声に応えて、子育て環境をよくするという観点から努力していただければと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑はございませんか。

○委員（前田あきら） 重複は避けたいんですけども、先ほど会計年度任用職員を選ばれるのは補助的な業務だからということなんですけど、補助的な業務は会計年度職員じゃないと駄目な理由は何でしょうか。

○中山こども家庭局長 補助的な業務なので、会計年度任用職員にお願いができるというふうに考えております。

○委員（前田あきら） では、なぜそれを会計年度職員を選ばれて、正規職員を選ばれないんですか。

○中山こども家庭局長 これは繰り返しになりますけれども、配置基準で必要なものにつきましては、正規職員で充足をさせていただいているということでございます。それに加えて、時間が長いとか、多様なニーズに応えるために、さらに追加で必要な場合について、人員が必要な場合に会計年度任用職員をお願いをしているといった状況でございます。

○委員（前田あきら） そこを会計年度職員になぜするかって、その理由は何かあるんですか。何か特段——どういう理由ですか。

○岩城こども家庭局副局長 会計年度任用職員につきましては、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、正規職員の補助的な役割を担っていて、これらの職員が協働いたしまして保育所

全体を運営していくんだという状況でございます。具体的には、フルタイムの職員につきましては、主にですけども、正規職員の補助業務に従事をいたしまして、パート職員につきましては、長期開所を必要としています保育所の特性を踏まえた短時間での補助業務をしていただいて、従事をしていただいているといった状況でございます。正規職員と、先ほどの会計年度任用職員がチームとなって保育の提供を担っていかざるを得ないという状況になっているということでございます。

○委員（前田あきら） もちろん仕事の中で——小原副市長よくおっしゃいますけど、それは多様な働き方があって、フルタイムで働けないよということの中で、それでも会計年度職員いうやり方でいう話だったら分かるんですけど、初めからフルタイムで、それが補助的業務だからと。だけど、給与も違うけども、同じ時間でほとんど同じような仕事をさせて、ワンチームだみたいなこと言ってるんだけど、初めから正規職員で雇ったらいいじゃないですか。なぜそれを会計年度なんですか。

○岩城こども家庭局副局長 保育士の配置につきましては、児童数に応じて国が定める配置基準に基づいて、基本的にその部分については正規職員では充足をさせているといった状況でございます。あとは、繰り返しになりますけども、早朝、そして夕方、そういったところの短時間とかというところにつきましては、そういった会計年度任用職員を配置をさせていただいて、一緒になって保育所を運営しているといったやり方をしているという状況でございます。

○委員（前田あきら） ですから、正規で雇わない理由が全くないんですよね。だって、もちろん国の基準は正規で雇ってますとおっしゃるんだけど、それだけじゃ足りないから、その人数では応えられないから、追加のフルタイムの会計年度職員雇ってるんでしょう、ですよね。したくないことやっているとじゃなくて、神戸市としてその業務が必要で、それは国の配置基準に基づいて正規を雇ってなおフルタイムの保育士を配置すべきという判断を神戸市がしてるから、フルタイムの会計年度職員雇われてるじゃないですか。でしたら、それは普通、正規で対応するというのが当たり前であって、何が国基準かどうかとかじゃなくて、神戸市が必要な保育士の人数がこれだけで、でも、国の配置基準がというのは、もうお金の話でしょう、そこは。違うんですか。

○中山こども家庭局長 今申し上げたように、会計年度の任用職員につきましては、例えば一時保育でありますとか、あるいは朝夕の時間帯ですとか、臨時的に待機児童対策として行っていますいわゆる定員を超えた超過受入れ枠拡大、こういった部分に従事をしていただいている、あくまでも臨時的な、一時的な保育ニーズがあるものに対する対応として会計年度任用職員をお願いしているという状況でございます。

枠拡大につきましては、待機児童が減ってくる中で、年々縮小をしておりますし、そうした一時的・臨時的なものにつきまして、会計年度任用職員をお願いをする。そうしたことをしながら、もちろん効率的に運営をしていくという観点ももちろんございますので、そうした中で、正規職員と会計年度職員がチームとして運営をしているという状況でございます。

○委員（前田あきら） 何か突発的な需要があって、その部分を会計年度職員が担って、来年からそんな仕事はないんですみたいな、この間やっみたい定額給付金みたいな議論をするんだったら分かるんだけど、ずっとこの会計年度職員のフルタイムが依然としてずっと常態化していると。それでも公立保育所の保育士の産休・育休の代替では、正規及び会計年度職員のフルでも対応できひんから、本庁から持っていかなければ駄目だというほどまで保育士が不足してるわけじゃないですか。

保育士は不足してますという神戸市の認識で、また、20代・30代の方でも退職される方が出てきてるという中で、会計年度職員をなぜ雇い続け——正規で埋めないのかと。何か正規で雇ったら、その方がその時間帯が空くんかどうか知りませんが、それは保育士としてまだやらないかかんこと山ほどあるわけですから、そういうのをもっとニーズに応えるような形でどんどん活用して行って、神戸市の保育のニーズ——よさうかね、人口減少で児童が減るんだったら、それに適応して、神戸市ならではの保育をどんどん提供していく形で、保護者の方に選んでいただくということが大事なのに、縮小することを前提にして、その受皿がうまくできてないのはやっぱり、幼稚園の話も同じなんですけど、実際そのまま置いてたら、公立保育所のほうが選ばれるから、さっきおっしゃったように、0歳児の神戸市の枠を減らして、民間に流れるようにすると。

そうしないと民間が潰れるんだということを暗におっしゃってるんだと思うんですけども、でも、それは、全体として質を下げていることには間違いないじゃないですか。保護者がこっちのほうが質がいいと思って神戸市に預けてるのに、その枠を無理やり閉めちゃうから、まあ言えば、選びたくないと言うと変な言い方ですけど、第2、第3の候補である民間を選ぶということになるのは、結果的にやっぱり神戸市の今の水準よりも下げるということが、0歳の枠を縮小させるということにやっぱりつながってると思うんです。いかがですか。

○**中山こども家庭局長** 神戸市の保育の質ということですけども、これにつきましては、公・民両方で、当然、質の高い保育を提供するように、様々な研修なども行っておりますし、遜色はないというふうに考えております。

こうした中で、やはり大事なのは、保育ニーズがこれから減少していく中で、現在、8割を民間保育園が担っていただいています。こうした民間保育園とともに、仮にこれから減るとしても、急激に減るわけではありませんので、この大きな保育ニーズを支えるためには、公・民双方で保育のニーズに対応していく必要がございます。こうした観点で総合的に考えまして、我々としては、需給調整が必要なところについて、そうしたエリアについては丁寧に見極めた上で、0歳児の受入れ縮小を行っているということでございます。

○**委員（前田あきら）** まとめますが、急激に減らないんだったら、無理やり定員枠を縮小したりとか、会計年度職員で代替するという理由は全くないと思うので、そこはやっぱり正規で定数通りの保育をやって、本当に保護者から選ばれて、喜ばれてる公立の保育所のよさをやっぱり広めていただいて、そこに民間が、まだ保護者が選んでなくて、選ばれてない状況があるんであれば、それはこども家庭局がしっかりそういう質を高めていただけるような支援策、補助メニューをもっと拡大するということで、民間の質も高めていくということをやっぱり選んでいただきたいということを要望します。

終わります。

○**委員長（さとうまちこ）** 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長（さとうまちこ）** 次に、報告事項、令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

○**委員（堂下豊史）** 6ページ、特別支援教育の推進のうち、私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実についてお尋ねをいたします。

特別支援教育の推進として、私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実に関する要望が上げられております。具体的には、私立幼稚園特別支援教育振興費補助金の対象となる範囲の拡

大と補助額の拡充を要望するということですが、まず、県の制度の対象・補助額について確認をさせていただきます。

また、学校法人立の園における1号子供への、預かり保育の場合に、市が単独で補助を行っているというところですが、その制度の要件・補助額についても伺いをいたします。

○**岩城こども家庭局副局長** 私立幼稚園及び学校法人立の認定こども園における1号子供の特別支援教育は、都道府県が所管すると国のほうで整理をされているところでございます。県の制度においては、手帳——身体・療育・精神や発達検査の結果による認定に加えまして、医師の診断書を有している場合は対象になりますけれども、本市のすこやか保育のように、現場確認による認定は行われていないというふうに聞いてございます。

令和6年度の補助額につきましては、対象児童1人当たり年額78万円——なお、令和5年度までは、県制度では、受入れ児童1人の場合、児童1人当たり年額39万円、受入れ児童2人以上の場合は、児童1人当たり年額78万円でありましたけれども、令和6年度より、受入れ児童が1人の場合でも年額78万円に引き上げられているといった制度改正が行われてございます。

それから、2点目ですが、平成27年度の新制度開始後ですが、幼稚園の預かり保育については、県制度——これ文部科学省制度と、市制度のこども家庭庁制度、こういった2つがございまして、いずれの制度を選択するかにつきましては、各園の判断に委ねられるということになってございまして、市内の約3割の園が市制度、約7割の園が県制度を選択をしているといった状況でございます。

市の預かり保育制度は、国制度に基づきまして、受入れ児童1人当たりについて年額96万円の補助を行っております。ベースの県の補助金年額78万円と合わせますと、保育所のすこやか保育168万円と遜色ない水準となっております。

一方でですが、県の預かり保育制度につきましては、児童の受入れ人数にかかわらずに、年額50万円の補助——これにつきましては県単費というふうになってございますけれども、児童を複数受け入れている園では、すこやか保育と比べて低い金額となってしまうというふうに聞いてございます。

以上です。

○**委員（堂下豊史）** 今、神戸市の2・3号に対するすこやか保育の補助額と県の補助制度の対比の中で教えていただいたんですけども、今回、これ新規の要望のようですが、補助額を拡充することという形で県に対して求めているんですけども、この拡充というのは具体的にどういうことですかね。

○**岩城こども家庭局副局長** まず、対象児童が教育標準時間の4時間、例えば9時から13時の前後に預かり保育を利用する場合、この場合につきましては、市制度の預かり保育を選択している幼稚園では、保育所等におけるすこやか保育の168万円と遜色のない補助——これ174万円程度ですが——が得られるのに対して、県制度の預かり保育を選択をした場合につきましては、すこやか保育と比べまして低い水準の金額——これ128万円程度ですが、そういった低い水準になってございます。

県制度の預かり保育を選択している場合でも、すこやか保育と同水準の補助を得られるようにしていただきたいという声を私立の幼稚園からもいただいているというところですが、今回、私立幼稚園のさらなる環境充実に向けまして、県に対してこうした引上げを要望しているというところがございます。



○委員（堂下豊史） 分かりました。

そもそもなんですけども、私立の幼稚園、あるいは学校法人立の認定こども園、県の所管ですよ、そもそも。そこに市の制度が乗っかってきてるようなんですけども、本来、県の責任で図るべき予算だと思うんですね。この要望項目、新規の要望と、今申し上げたように、聞いてますが、そもそも神戸市が単独で県の低い水準の補助額との差額を補填するような事態に、今現実、御説明伺うとなってるんですけども、神戸市はもっと早期に、かつ強く県に要望をするべきだったと思うんですけども、なぜ今年度の要望になったのか、伺いたいと思います。

○岩城こども家庭局副局長 質の高い教育の充実のために、かねてより県に対しましては、私立幼稚園への財政支援の充実を要望してきておりまして、実務レベルでも日常的に要望を行ってきたといったところでございます。特別支援教育につきましては、対象児童が増加しておりまして、私立幼稚園の経営に占める割合が増加することが予想される中、今年度、私立幼稚園連盟からも特に強く要望をいただいたといった状況がございまして、このたびの要望では項目を特出しした形で要望項目を上げているといった状況でございます。

以上です。

○委員（堂下豊史） 分かりました。現場も特出しで求めている以上、今までは実務者レベルだったようなんですけども、こちら議会も、しっかり私も県議には伝えたいと思いますけども、要望の実現に向けて御尽力いただきたいと思います。

それと併せて、もう1つ、4)の保育所等における要支援児童等への支援、これも新規項目だというふうに伺ってます。具体的には、地域連携推進員に係る財政支援の創設に関する要望が上げられております。私自身はこの地域連携推進員という言葉が初めての言葉だったんで、そういうことも含めてお尋ねをしたいんですけども、これ事前に伺いますと、神戸市が保育士7名を配置して実施する地域連携推進事業について、国の補助制度があるにもかかわらず、県がそうした国の制度を活用して補助制度を創設しないことから、国の補助が受けられず、市が全額負担となりかねない状況であるというふうに聞いてます。

これも3)の項目と併せて、そもそも県は何をやってるんだという思いが、私は強く、今回のこの新規項目の要望を事前に聞く中で思ってるんですね。そういう前提でさらに続けますけども、この制度がいつ開始して、そもそも、どのような理由で県が補助制度を創設せず、結果、今回の要望に至っているのか、その辺り伺います。

○岩城こども家庭局副局長 この事業ですね、保育所等における要支援児童等の対応推進事業、これにつきましては、保育士等の地域連携推進員が要支援児童及びその保護者の対応、そして関係機関との連携強化を図るということを目的に、令和2年度に国の補助事業として創設をされております。本市においては、令和4年度から、子育て世帯の孤立化などに対応するために、配慮を必要とする親子に対しまして、保育所等における地域子育ての支援のノウハウを生かした地域子育て支援事業を実施することといたしました。また、令和5年度の県予算要望におきましては、地域連携推進員の配置に必要な財源を確保されるように、制度の創設を求めてきたところでございます。

しかしながら、県においては、国の補助制度が創設されたものの、国・県の協調補助であり、限られた財源の中で、県としても新たな財政負担が生じること、そして、新たな制度の創設に当たっては十分な検討が必要だということで、その時点では制度の創設が難しいといったような回答がございました。県においてですけども、ほかの制度活用についても検討しているというふう

に私どもは聞いておりますので、早急に地域連携推進員の配置に必要な財源を確保されるように、制度の創設については引き続き要望していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（堂下豊史） 少し話題が外れますけども、さきの教育委員会との質疑でも、この県要望に関することは私も質問させていただいたんですね。本来、県の所管であるにもかかわらず、教育委員会でも——特別支援学校の整備についての課題でしたけども、神戸市が行っている事業があるんですね。同様に、こちらもそもそも県なんですね。なので、この辺りは本当に強く、我々も議会も——議会というか、私自身もしっかりと訴えていきたいと思っておりますけども、特別支援教育——教育委員会だったら特別支援学校でしたけども、こちらは特別支援教育ですね——向き合う園に充実した体制を保証していくことは、園で働く教育者・保育者の方にも、もちろん子供にとっても重要なことです。

また、地域連携推進員の件については、県において検討中であるということは承知しましたが、県下市町のためにも、要望に上がっているような補助制度の創設は必ず実施をされたいというふうに考えております。これら項目について、県に対して制度化に向けて取り組まれるよう強く要望を行ってもらいたいことを要望しますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） こちらは新北区文化センターの関係で伺いますけれども、令和9年度にオープン予定で、今後、建設が進むということです。現在、北区文化センター内にあるすずらんだい児童館と、同児童館内にあるユースステーションについては、令和5年度の乳幼児・小学生・中学生の利用者数が約8,000名とのことですけども、利用者数に比べて面積が手狭であるという声も聞いております。

新北区文化センターでは、多くの子供・若者・子育て世代の利用を想定した十分な面積を確保してもらいたいと考えておりますけども、新北区文化センターにおける児童館とユースの部分の面積はどの程度確保されるのでしょうか。お伺いをいたします。

○岩城こども家庭局副局長 北区文化センターでは、すずらんだい児童館とユースステーション北で、乳幼児、そして小学生、中高生で年間約8,000人の利用が現在ございますけども、約200平米のスペースを共用で使用していることから、手狭ということになってございまして、利用者は世代ごとに時間帯で分けなければ活動が十分にできていないといった状況でございます。

このたびの新北区文化センターの整備によりまして、児童館とユースステーション、これ合わせて約600平米、現状の約3倍の広さです。そして、そういった広いスペースを確保いたしまして、世代ごとに時間帯を分けずとも、中高生より要望の高かった静かに自習や読書等ができる空間、そして卓球やビリヤード等活動ができるような空間、こういったものに分けることができまして、より多様なニーズに合った使い方をしてもらえるとといった施設になる予定でございます。

また、授乳スペースや多目的トイレ、多目的スペース等を新設しまして、様々な子供やその保護者にとっても利用しやすく、世代間が交流しやすいようなオープンな雰囲気となるような予定

になってございます。さらに、児童館、そして図書館とか、それからユースステーションで連携を行いまして、乳幼児向けには絵本の読み聞かせをしたりとか、そして乳幼児の親子、小学生、中高生が交流できるようなプログラム等も検討を行うといった予定にしております。

新北区文化センターを拠点に、0歳から18歳までの子供たちが世代にかかわらずに交流を行いまして、多くの方に利用されるよう、指定管理者や利用者等とも協議を行いながら、多目的スペースや授乳スペースの拡大に加え、プログラム等の充実につきましても考えていきながら、新たなサービスの拡充にも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（堂下豊史） 今の200から600、約3倍ということで安心をしましたが、これ児童館とユースで合計の面積なんですけども、ほかの文化センター——ほかの区にある、ほかと比べてどうなんでしょうか。大丈夫なんですかね。

○岩城こども家庭局副局長 児童館につきましてはそれぞれありまして、面積も当然違ってくるんですけども、今回、児童館だけの面積でいきますと、約500平米を予定をしておりますので、ほかの児童館よりも広いスペースを確保しているといった状況で、様々なプログラムができるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（堂下豊史） 分かりました。ありがとうございます。子育て世代や子供が気軽に集まれる地域の新しい拠点となるよう、様々な利用者を想定した動線、児童館等の面積の確保を引き続きよろしくお願いします。

また、電気設備工事、機械設備工事に入札不調があったとも聞いております。北区民が念願する新施設でありますので、令和9年度の開設に向け、着実に建設が進められることを強く要望いたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、神戸っ子すこやかプラン2029（案）について、御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） 14ページなんですけども、1点、すこやかプランについて伺います。

14ページに「発達が気になるこども・障がい児・医療的ケア児等への支援の充実」という項目があります。これは現行計画上、障害児・医療的ケア児等への支援の充実という項目を発展させたものだというふうに理解をしております。我が会派が要望してきたインクルーシブ保育の概念も案には取り入れられるなど、この5年間の流れを反映したものではないかと考えております。この部分について、新プランではどのように変わったのか、新プランでの考え方について伺いをいたします。

○中山こども家庭局長 現行計画でございますけれども、障害児や医療的ケア児の受入れ施設の拡充に取り組んできておりまして、市の保育士が受入れ施設を巡回し障害児等を集団保育の中で見守るインクルーシブの推進に向けて必要となる助言や指導を行うといった形が現行計画になってございます。

一方でこの5年間のうちに手帳を所持しないけれども、発達の気になる子供が増加をしていることから、障害の有無などにかかわらず、こうした児童も含めまして、1人1人が配慮され、仲

間と共に遊びを通して生きる力を育むことができるインクルーシブ保育のさらなる推進が重要というふうに考えております。

新プランにおきましては、心理士や言語聴覚士等の専門家の巡回指導への同行や各施設の対応力の強化につながる研修の充実など、専門的な相談支援体制の充実を図り、早期発見・早期療育につなげられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（堂下豊史） 局長、御答弁いただきましてありがとうございます。すこやか保育についてはさきの決算の特別委員会でも会派の坂口議員から、種々様々な角度から質疑をさせていただいたところです。現場の関係者の声も非常に強く聞いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に。

○委員（山本のりかず） 私から切れ目のない支援について伺います。

神戸市においてこべっこウェルカム定期便事業が今年度11月から市内の各家庭に育児用品などの届出と見守りを開始していることは承知しています。私自身、北区で複数回、黄色と白色でラッピングされた自動車を見ました。対象の世代だけではなく、あらゆる世代に対して、神戸市の子育て支援施策を知っていただくための広報の役割も担っていると考えます。

そこで11月から開始したばかりですが、現在、現場からの声が上がっているのであれば、何か教えていただけますでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 定期便のまず進捗のほうなんですけども、10月28日から案内状の発送を開始いたしまして、11月25日時点ですけども2,600件の申込みをいただいているといった状況でございます。

お申込みがあった御家庭への育児用品等のお届け、訪問につきましては、11月7日から開始をいたしております。これまで約1,300件の御家庭への訪問を行っているといった状況でございます。いずれも配達をさせていただいたときに、御家族、そしてお子さん等と玄関先であったりとか、そういったところで気軽にお話をさせていただきながら、保護者の方、そしてお子さんの方に何か気づきがないかどうかとかですね、そういったところから御相談があったりとかといったような状況もございますので、これを引き続き見守りをしながら、そういった気づきを早く察知をして、いろんな形でつなげていくといった状況をしながら見守りを、充実をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（山本のりかず） 私自身、お知り合いの方から非常にありがたいという声も直接聞いております。その中で、こども家庭局においては、様々な子供施策を実行していますが、乳幼児期から学齢期の施策の一環として、例えば産後ケア事業や病児保育などの施策も自動車にラッピングしたりとか、工夫・改善の余地があると思いますので、そのあたり御検討していただきたいと思いますが、何か工夫・改善、広報という面で、ラッピングという点で考えがあれば教えてください。

○岩城こども家庭局副局長 今回のウェルカム定期便なんですけども、見守りをするということで配達員の方が車に乗って御家庭のほうに行かせていただくんですけども、そのときの配達員の車、こべっこカー——ここにもこどもっとK O B Eを基調としたデザインのラッピングをしたりとか、それから服装につきましても、そういった形のデザインを統一することで、配達の機会を活用い

たしまして、町中で本事業を見ていただいたりとか、確認をしていただいたりとか、そういった形で、この事業の内容を高めていただくということで神戸全体での子育て世帯を応援していこうというそういうメッセージ、こういったものをお届けできているのかなというふうに考えてございます。

以上です。

- 委員（山本のりかず） まだまだ、先ほどおっしゃったような工夫・改善されているということの答弁ですけども、いいものに今後どんどん仕上げてブラッシュアップしていただいて、いいものに仕上げていただきたいということを要望させていただきます。

以上です。

- 委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

- 委員（西 ただす） では1点だけ、17ページのところの量の見込みと確保方策に関わってのところでお聞きしたいんですけども、ここでも書いてあるとおり、神戸市——17ページ、18ページのところですね——18ページのところを見たら、神戸市の認識としてはやっぱり保育所の待機児童は解消されたということなんですけども、私たちはそもそも待機児童のカウントの仕方が非常に狭いなのというのは言ってきたわけなんですけど、報道なんかでもよく隠れ待機児童とか問題になってますけど、少なくとも行きたいと思った保育所に行けないっていう子供はまだまだたくさんいると思うんですけども、その点の解消というのは、どれぐらい進んでるのかなっていうこと、あるいはちょっとこの間数字を見てないんですけど、そういう児童は何人現在いるんでしょうか。いかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 昨年度、そういった——待機児童はゼロになってるんですけども、入れていないといった状況の方につきましては約1,000人ほどございます。ただ、それにつきましては、特定のところだけを利用したいといった状況であったりとか、育休の関係という形の方もおられるので、一概に全てというわけではないですけども、入れていないといった状況の方につきましては、それぐらいの数字があるといった状況でございます。

- 委員（西 ただす） ここね、あとで需給調整の話とも関わってはくるんですけど、やっぱりこういった児童がいるっていうことがあって、1,000人っていう規模でいてっていうところで、需給調整を公立でしていくというのは、やっぱり私はこれを変な話、おかしいと思うんですよ。もしかしたら——1,000人ほどっていうことなんですけど、さっきの話でいくと、公立のここに行きたいって言ってたけど枠が、さっきね、6やったんが3になったりとかいうのがあって、そういうことでも起こってしまうんじゃないかなっていうようなことも思ったりします。

やっぱり、ここの神戸市の考え方としては、いろんな子育てのニーズはあるんだとは言うてるんだけど、ここの考え方っていうのは、あくまで施設があるから入れるだろうということだけなんですよね。その人たちがどういうニーズ、必要なことを求めているそれに対して対応しようという計画になってないっていうふうに思うんですけど、それについて私はそれは問題だなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

- 中山こども家庭局長 この計画につきましては、5年ごとに子ども・子育て支援法に基づきまして、量の見込みというのをニーズ調査等を踏まえて出し、それに対して必要な各方策というのを定めていくといったことが主眼になっている計画でございます。

こうした中で、我々としては中学校区ごとにニーズを見極めながら、慎重にこの量の見込みというのを出しておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今後5年間で2,500人が

減っていくような状況になっていると。これに対してやはり必要な、適正な供給体制というのを調整をしていく必要がどうしても出てくるといったような状況になっております。もちろん、入りやすい環境というのにも十分配慮をしながら、やはりニーズの減少に対して、しっかりと取り組んでいくことが、結果として、良質な教育・保育供給体制を確保することができるというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 今後、減っていくっていうことなんですけど、やっぱりこの間もちょっと減ってきたんだとかね、そういうこと言われてるんだけど、やっぱり1,000人規模で入りたいと思っているところに入れないうっていう児童がいるっていうこと自身が、その何て言うんですかね、神戸市が言う単純な全体のパイとの関係っていうことではないと思うんですよね。神戸市自身が、先ほども議論ありましたが、子供・子育て世帯の状況に応じた支援ということを考えれば考えるほど、その量っていうこの考え方ってというのが、むしろ実態の中で、子育てしやすい神戸をつくっていくっていう観点から言うたら、削っちゃいけないところを削ってしまってるんじゃないかなというふうに思います。

ちょっとお聞きしたんですけど、希望のところに入れない児童のケースとして、兄弟で異なる施設に通っていて、本当やったらお兄ちゃんと一緒のとこ入りたかったな、でも入れなかったっていうような方がいらっしゃるっていうのは聞いてて、ちょっと計算方式が今変わってるっていうふうに言われてたんで、まず令和5年においては、どれくらいそういった世帯があるのかっていうのはいかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 令和5年4月の段階で兄弟で施設を利用中が5,203世帯です。それに対して兄弟が異なる施設を利用している、この世帯が267世帯というふうになってございます。

○委員（西 ただす） ということで5%ぐらいいるわけですよね。決してそれ5%少ないと思わないんですよ、それは私の周りでもお姉ちゃんと一緒のとこ入りたかったんだけど入れなかった、私が子供を通わせている保育園でもありました。やっぱりそれの中で、親としてはすごく悩むわけですよね。単純に言えば、お兄ちゃんの保育園に自転車で連れて行って、その後——妹にしましょうか——妹をまた別のところに連れて行って。1つのところであれば1つで終わるような話が終わらないっていうことが当然起こってくる。いろんな行事もあるし、伝えなきゃいけないこともそれぞれ別々に伝えなきゃいけない。かつ、そういったことで行きもそうだし帰りも含めて、言ったらそれこそ両方行かなきゃいけないし、はよ帰らんとあかん、でも帰れないから延長保育でお金がかかるとかいうような状況が起こってきてる。これは非常に大きな不利益だというふうに思うんですよね。そういったこともないようにつけていうことも考えながら、やっぱりこれ保育ニーズについて考えて、単にこの量の見込みっていうことを考えないで、そういうことも考えながらちょっと需給の調整みたいなのを考えるべきじゃないかと思うんですがいかがですか。

○岩城こども家庭局副局長 実際には、兄弟入所ということにつきましては、当然、施設のほうに空きがあればと言いますか、入れるような状況であれば入っていただけるような状況になるんですけども、そういった形で全てがなっているわけではないといった状況の中で、実際に令和4年度の入所から兄弟が可能な限り同一施設に入所できるように、兄弟の利用に係る点数を引き上げたりしながら兄弟入所を推進しているといった状況で、そういったところでも兄弟入所ができるような形の推進をしているといった状況でございます。

以上です。

○委員（西 ただす） ただ、そやけど5%もいるというのはすごい数字やなと思うんですよ。そ

それはそこはよかったというふうになるかもしれないけど、全体としてはやっぱりね、その入りたいていうところへ入れないっていうのが1,000人いるっていうところもやっぱり問題だと思います。

やっぱり、子育てしながら、本当にうちも住吉駅まで僕も自転車で——ママチャリで行きますけど、物すごいたくさんあるんですよ、地下駐輪場。本当に、子育てしながら通ってる人みんな仲間やなと思いながら、僕はいつも見てるんですけど、やっぱりいろんな忙しい中で生活しながらっていうことになってきたときに、それが中で本当にバリアになってしまっている問題っていうのをやっぱりもっと見ていきながら考えていかなければいけないというふうに思います。

今日は、もうここはもうこれ以上言いませんけど、やはり本当の意味で1人1人に対して目を向けたら、単純な今の基準の量の見込みっていうやり方は変えるべきだと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑はございませんか。

○委員（前田あきら） すみません、ちょっと時間あれですけども、引き続きやらせていただきます。

さっきの量の確保の方策のことについて、引き続き資料18ページのところなんですけども、新たな施設は整備を計画しないものっていうことで、一定大規模マンションが急に建ったらやりやすよっていうことになっているんですけど、今、神戸市が全体的にまちづくりで進めてるのは駅前にマンションを造りますと、そういうことで誘導してるんですけど、その誘導してるマンションに大体保育所併設で造られてコンペで通って下りてきてるんですよ。だけど今、例えば名谷駅前で造ってるところって、もう2年以上かかると思うんですけど、これはもう認めないっていうことですか。

○岩城こども家庭局副局長 例えば、マンションの建設といった内容のところでは保育所併設をしているというところが当然幾つかあると思います。全てを認可をすとかしないとかっていうところは、内容を見て最終的には判断するという形になるんですけども、例えばなんですけども、妙法寺のほうのエリアに居住している児童の中で、横尾中学とかそういった隣接している中学校区に通っている方がおられるというところがありまして、そういうところでマンションの中に小規模保育事業所を入れて建てるといったような、そんなマンション建設といった内容のところがございます。そこにつきましては、以前からそういった内容のものというのをお聞きをしております。事業計画でいきますと4年度のと時から既にそういったマンションの中に小規模を入れるというところが、もうお話があったということなので、その分につきましては、小規模保育の設置につきましては認める方向で、今の段階では進めているといった、そういったところもございます。

以上です。

○委員（前田あきら） 今後、多分引き続きマンションのラッシュが続く中で、学校の不足と同時に保育所の偏在的な不足っていうのが多分出てくると思うので、やっぱりそこは、ここは一応大規模マンションって書いてある——大規模マンションだけじゃないんですけど、先ほどちょっと妙法寺の話もされたので、やっぱり特に全体のパイというか、神戸市全体の数字は、確かにその量の見込みと確保方策はクリアしてるっていうことなんですけど、やっぱり行政区の偏在が起きているわけですよ。前回も行政区の偏在を見越して、こことこの行政区はやりましょうと、それ以外はやりませんっていうふうに言ってたんだけど、結局垂水の需給は全然足らなくなって

追加で認めたっていう経過もあるので、そこをしっかりと見てほしいなと、見直しを考えてほしいというふうには思います。

先ほど妙法寺の話で、要は隣接、遠いところに行かなあかんということで、実際その北須磨の数字を見たら、全市的に比べてもかなり遠いところに行かなあかんという数字が出てるわけですね。全体が近隣中学校区含めて75%の方がその範囲を——全市で収まるんだけど、須磨区の北須磨でいえば6割まで落ちちゃうと。中学校区に収まるに至っては半分以上が中学校区の外に行かないと保育所に行けないっていうのが、これ令和4年の数字ですけど、前の子ども・子育て会議で出たわけでしょ。先ほど西議員がおっしゃったように、上の子と下の子が違うということも十分考えられるし、実際そういうことを経験された方が明泉寺に行って、それが閉鎖されてとんでもないことになったというの、ここの委員会でやりましたよね。そういう事案がまだ続いているわけなんですよ。

今回の量の確保の見込みの方策を見ても、須磨区の北須磨管区で言えば、量の見込みが1,649人に対して、確保方策は1,460で全然足りない状態があつて、これは5年後の2029年になっても解消されない計画になっているのにもう充足してるっていう、これ数字ですよ。これ違いますかね、これ計算違いますか。確保方策が1,460でずっと変わらずで、2025年が1,649で、2029年が1,517と。2号と3号ね。ですよ。1号に至っては、これだけもう1号の人数がもういっぱいいっぱいなんだ、だから市立幼稚園をなくさないといけないんだって言うてるんだけど、北須磨で言えば、2025年は679が量の見込みで673ということで、今でも不足してるような現状なのに、つくらないっていうようなの、あまりにもちょっと硬直的な計画だと思うんだけど、これはもっと見直すべきじゃないんですか。

○中山こども家庭局長 御指摘いただきましたように、量の見込みにつきまして北須磨の分につきましては、29年度に1,500——これは0から5歳までということですけども1,517に対しまして確保方策が1,460となっているということで、量の見込みのほうが多い状態にはなっています。ただ、これにつきましては、当然——当然と言いますか超過受入れというのもございますし、今後、認定こども園——幼稚園から認定こども園への移行というのに進めていくということもありますので、そうした中で十分に対応できるものというふうに考えております。

○委員（前田あきら） いや、十分に考えるってね、これわざわざ行政区を分けて確保方策、区域ってやったやつは、基本は大体行政区に収まるんだらうってことで考えてらっしゃるわけでしょう。ちゃうんですか、これは。

○中山こども家庭局長 行政区の中で収まるというふうにももちろん見込んでおります。

○委員（前田あきら） それが実際偏在してるから中学校区をまたぐ保育利用の実態という調査をやったら、北須磨が悪い数字が出ましたっていうことになって、これをわざわざ調査したにもかかわらず、今回はまだこの量の確保方策でも、いやこれはどこかでカバーできるんだみたいな理屈に——結局、これ1,460で5年、2029年1,517だけど、この残りの差とですよ、57人っていうのは区外に行くっていうことを想定してるんですか。それとも、もう枠拡大があるんだみたいなこと言うているんですか。

○中山こども家庭局長 これにつきましては、区内で枠拡大、また、先ほど申し上げましたような幼稚園等が認定こども園に移行するといったことで、2・3号の定員ができてくるといったことも踏まえて、この数字になってございます。

○委員（前田あきら） この確保方策の中に、移行することを想定してない数字ですか。



○中山こども家庭局長 数としては見込んでいない状況になっております。

○委員（前田あきら） それはちょっと実態そのものを示していない計画になるんじゃないですか。これ移行させることを目的にしてるでしょう、これ移行する場合どうかっていうふうに書いてるじゃないですか。

本当にそうですか、これ。移行入ってない——間違いない——分かりました。

それはやっぱりちょっと実態に合わせて、やっぱりこの数字を見ないと、どう考えたって足りないっていう数字をわざわざ表で出しててですよ、これ以外に含まれている、移行があるので区内でカバーできるんですっていうんであればそういう計画の書き方にすべきだし、やっぱりどう見たって——それでも僕足りないと思います。この今の、どう考えたって需給のバランスから言うたら、引き続き今おっしゃったような、特に妙法寺がひどいんですけど、妙法寺は別にもう保育所だけでなくて小学校もぱんぱんになってるから校区調整までせなあかんようになってるんですけど、そういうことも含めたときに、もっと確保方策っていうのを柔軟に考えて、また建設っていうのは考えるべきだというふうに思います。

これはなぜ言ってるかっていうと、市長が昨年の10月の会見で人口減少でまちづくりどうするかっていうことを一つお考えを述べられたことを紹介したいんですけど、人口減少時代というのは、人口急増時代とは真逆の対応が求められて、量よりも質が重要と——量も必要だと僕は思うんですけど——学校も保育所も幼稚園もゆったりとした環境で子供たちが遊べるような仕様や必要な人員を確保していかなければならないということをおっしゃってるんですね。ですから、今、総のパイとしては足りてるみたいなことをおっしゃるんですけど、やっぱり保育所の実態としては、まだまだ東部を中心とした大規模保育所とかいうことも当然あるわけですし、これから配置基準の拡大をしていけば、もっとゆったりとした保育環境を進めていかなあかんとは思っています。だから人口減少だから、もうこれ以上子供が増えないので保育所は増やしませんじゃなくて、やっぱり人口減少だからこそできるゆったりとした保育環境とか、その神戸市の人口減少地域で子供は減ったけどその子供の減った状況に合わせて大きい保育所をそのまま維持してて、しっかり広々とした特色ある保育所ができるんだよみたいな、人口減少を逆手に取るという言葉はちょっと悪い言葉かもしれませんが、やっぱりそういうことも質を高めていくっていうことの中で、この量の確保方策っていうのも考えていくべきだなというふうに思うんですけど、その辺はお考えはいかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 計画の中には、もちろん保育の質の向上ということにつきましても、13ページのところにも書かせていただいております。できるだけ、保育の質を高めていくと、量の時代から質の時代が変わってきているというのは、今言われていることですので、我々としてもそうした取組は当然行っていきたいというふうに考えておりますし、力を入れていきたいと、そこは思っております。

ただ一方で、やはり公・私両方で今保育ニーズを支えているという現状はございますので、それにもきちんと対応していくと。2つを成り立たせるというのは非常に難しいことではありますけれども、そうした利用者の視点、それから利用しやすい環境というのと、保育の質の向上というのも併せて取り組みながら、現実には下がってきている保育ニーズの減少にも対応していく必要があるというふうに考えておりまして、そうしたことをまとめたものがこの計画となっております。

○委員（前田あきら） ですから、ただし大規模マンションの建設や大規模住宅の開発などにより

って書いてある「など」をですね、もうちょっと拡大解釈していただいて、何やったらこれまだ案だから文章変えていただいてもいいんですけど、やっぱり何かさっきおっしゃったように、もう既に計画あつてるところは認めるって言うてるんですから、新たな施設は整備計画しないものっていうことを前提に何か縛ってしまうのではなくて、やっぱりニーズに応じて局地的に対応できるっていうことを求めていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはしっかり進めていただきたいということで、そこはやっぱり見直しをちょっと考えていただきたいということ要望したいと思います。

あともう1つごめんなさい、1点だけお聞かせ願いたいんですけども、23ページの学童保育の問題について、前回にもちょっと若干入ってあったんですけど、今回明確に、学童保育の質の確保の②で、夏休みの昼食提供については、全ての施設で希望に応じて民間事業者が提供するサービスを利用できるよう取り組みますということが明記される案になってるんですけど、これ具体的にどのように進められる予定でしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 長期休業中の昼食提供につきましては、これまでも保護者のニーズが非常に高いということで、これまで神戸市のほうも進めてきたということでございます。

今回、学童保育における昼食提供の拡大を検討していく中で、市内中学校給食の各受託事業者に教育委員会を通じまして昼食提供の可能性について話をしたところ、試験的に昼食提供してもいいというような、そういう事業者が1社、手が挙がりました。今年度なんですけども、東灘・灘・中央区のほうで、その各施設に照会をいたしまして、11施設で事業者を利用して昼食提供を実施できるといったところが今回ありました。そういった意味で、今後、こういった形で広げていけるのかというようなことも含めまして、今回の内容を検証しながら、全市に拡大ができるかどうかということを検討しながら、今回の計画の中でそういった文言で記載をさせていただいたという状況でございます。

○委員（前田あきら） 前回御答弁いただいたように、今、新しく給食センターを立ち上げて、そこを運営される業者と検証できないかっていうことも進められているということですよ。そういうのも含めて、事前に聞いている部分では教育委員会から回答が返ってきたっておっしゃってるんですけど、やっぱり、そのいわゆる公立——そこは運営するところは東洋食品さんなんだけど、公立の学校調理施設を——例えば幼稚園でもいいですよ、本当はね、保育園とかでもいいんですけど、いわゆる調理施設を活用して、そういう既存のストックを活用して、やっぱりあらゆる手段を講じて、早い段階でできるようにすると。そのためには一応民間事業者が提供するって書いてあるんですけど、やっぱりもうちょっと神戸市が関与していただいて、神戸市がしっかり計画を持てるような、神戸市の責任で進められるような形にさせていただける——これやっぱり神戸市の責任で進めていくっていう意味合いで書かれてるっていう判断でよろしいですか。

○岩城こども家庭局副局長 今回の学校給食センターの話につきましては、7年、来年の1月からまず供用開始予定ということで、第一学校給食センターのほうで運営をしていくということなんですけども、その中で給食提供につきましては、その事業者のほうから自主事業ということで提案があったということになります。これにつきましては、これまでもずっとその事業者とその提案内容を含めまして、こういった形で昼食提供ができるかということをヒアリングもし、現地にも調査をしながらやっていっているということなので、これにつきましては基本的にはこの事業者の方の自主事業の中でやっていただくと、一方先ほど申し上げましたとおり、今年度11施設でやっているということにつきましては、それを全市展開をしていくということで、それも当然で

すけども神戸市も連携をしながら進めていくといった状況ですので、その部分につきましては、給食センターの部分と、それから今モデル的にやった内容を拡大していく内容を併存といいますか、一緒になってやっていけばいいかなというふうな考え方で、プランの中には記載をさせていただいているといった状況です。

○委員（前田あきら） これぜひ要望強いところなので、面的に潰していったって、空きがないようにやっぱりしていただきたいということで、ここはぜひしっかり応援したいのでよろしく願いしたいと思います。終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。  
（なし）

○委員長（さとうまちこ） ではこの際、こども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（なんのゆうこ） すみません、先ほども山本委員から県への予算要望のことであったんですが、こべっこウェルカム定期便についてなんですけれども、子育て支援サイト、こどもっとK O B Eを知らない方がまだちょっといらっしゃるというお声を聞きます。そこで先ほどもおっしゃってましたが、ウェルカム定期便のラッピングされた宅配車が市内各地を回るということで、目につきやすく広報の役目も担うのではないかというお話も先ほどありました。

その中で、子育て世帯に支援の情報が伝わるようにこべっこ子育て応援LINEや、ここならチャットK O B EなどのQRコードを掲載してはいかがかと思うのですが、御見解をお伺いします。

○岩城こども家庭局副局長 繰り返しになるかもしれないんですけども、先ほどの配達員の車——こべっこカーであつたりとか、服装もそうですけども、こどもっとK O B Eを基調としたデザインとするということで、配達の機会を活用しながら町中で本事業の視認性といいますか、見ました、それから確認しましたということで、子育て世帯の皆さんに応援してますというような、そういったメッセージが伝わるというようなことをちょっと考えております。

そして、本事業なんですけども、お届けをする際に箱でお届けをするんですけども、子育て応援サイトのこどもっとK O B Eの2次元バーコードをそこに掲載をさせていただきまして、相談窓口をはじめとした神戸市における様々な子育て支援サービスにつないでいっているといった状況でございます。

御家庭には子育て経験のある配達員が訪問をしまして、先ほども言いましたように気軽に会話をさせていただいて、本当に来てよかったですと。それからプレゼントありがとうございますというような、そういうお声もいただきまして、そういった中で、お子さんなり、それから保護者の皆さんとお話をしながら、何か気づきがあるかどうかということを一いち早く察知をいたしまして、もしつなげないといけないところがあるのであれば、区の保健師から直接お電話を差し上げるということもしながら、見守りを実施しているといったそんな状況でございます。

それから区役所などの電話や対面での相談、そして新生児訪問や乳幼児の健診時の相談、それから先ほど言われましたここならチャットK O B E、そういった相談とかですね、あと児童館とかでも、身近なところということで行っていただいて御相談をしていただくとか、おやこふらっとひろばでの子供を遊ばせながらの相談、そういったあらゆる手法、機会を活用しながら、子育てに悩まれている方からの御相談に対応していくというのが、まずは見守りとして一番最初に必要なことかなというふうに思っておりますので、そういったところを推進をしていきながら、見守りを十分にやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

前、環境局のパッカー車にシャープ189——いち早くと言ったのを貼ってるのを見ましてね、結構パッカー車もいろいろ目につくところで走ってらっしゃいますので、そういった感じでこのこべっこウェルカム定期便の宅配車も皆様の目のつくところで、子育てしてない方にも見ていただいて、ちょっと周りで子育てに悩んでらっしゃる方に伝えていくっていうこともできると思いますので、これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○委員（堂下豊史） すこやかプランでも触れたんですけど、すこやか保育についてお尋ねしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、保育現場の方と話をしますと、療育手帳等がなく、かつすこやか対象児として扱われることに保護者が同意しないケースなど、すこやか保育の対象にはならないものの、集団保育になじめない子供への体制確保が課題だというお話をよく伺います。

今後、手帳は保持していないが、発達が気になる子供を受け入れる施設に対する支援を充実させていく必要があると考えております。その検討に当たって、手帳は保持していないが、発達が気になる子供が市内に約何人おられるのか。その概数をつかんでおいてこそ、予算面での議論も進むのではないかと考えております。

そこで手帳は保持していないが、発達が気になる子供の人数的な規模感を当局はどのように把握しているのか、お尋ねをいたします。

○岩城こども家庭局副局長 令和5年度の本市のすこやか対象児童数につきましては1,137人でありまして、そのうち発達検査では障害児と判定されないものの、市の保育士が状況調査を行う中で、特別な配慮が必要と判断し、保護者同意の上ですこやか保育の対象にしている児童——いわゆるグレーゾーンと言われるお子さんですけども——が約400人いるというふうになってございます。国の調査を踏まえますと、すこやか児の全児童に占める割合5%であったりとか、国の調査では8.2%、そういった数字があるんですけども、こういった内容を踏まえまして、こうした特別な配慮を要する児童は市内の保育所等にさらに400人程度いるものと推定されておりまして、規模感としては800人程度となるものというふうに考えてございます。

こうした児童の中には、保護者同意が得られずに園が負担に感じているケースが含まれていますが、多くの場合は、現状でも保育環境を整える等の配慮をすることによりまして、集団の中で見守ることができていると考えております。そういった状況の中で、市としては特別な配慮が必要な児童の実数につきましては、把握はしていないといった状況でございます。

以上です。

○委員（堂下豊史） すみません、確認です。

手帳は有していないけども、親が同意しているのが400名、一方で、手帳を有してなくて、親も同意していないのが400名、合計800名と——分かりました。

今の御答弁の中で少し確認したいのは、一定の保育環境は維持できてるっていう趣旨の御答弁だったかと思うんですけども、決してそういうふうには園の関係者からは伝わってこないんですけどね。人が足らないので十分な保育環境を提供できてないというふうに、声としては伝わってくるんですけど、そのあたりの御見解を。

○岩城こども家庭局副局長 私も施設を回らせていただきますと、そういった形でなかなか人がい

なくて、十分な対応ができていないというような園もございますけども、あるところに行きますと、全体でそういったすこやかのお子さんも含めまして、グレーゾーンのお子さんも含めまして、園全体で見守っているといったようなお声も聞いたりもしております。ですので、これからそういった状況でいきますと、園全体で見守れるような、そういった体制の構築というのにも必要でしょうし、そういった方のスキルアップといいますか、そういったところの研修とか、そういった充実もしていかないといけないのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（堂下豊史） そうですね、その体制確保を求められているんだと思います。園全体で、園の御努力で見守っていただいているんですけども、一層の充実が必要だというふうに私は理解をしております。

そこでもう1点確認なんですけども、手帳を持たずに親が同意している人数が400人、そこには一定の補助が神戸市から出てますか、園に対して。そういう児童に対して。そういう児童を見守る園に対して、いわゆるグレーゾーンの子に対する補助は出ているんですか。

○岩城こども家庭局副局長 今現在の制度では出ております。

○委員（堂下豊史） 先ほどの県要望に戻るんですけども、400人に対して、神戸市は補助を打っている。県は打ってないってことですね。確認です。

○岩城こども家庭局副局長 そのとおりでございます。

○委員（堂下豊史） そこも含めて、県に対しては強く要望していただきたいと思います。

再質問させていただきますけども、現行制度では手帳を保持しておらず、かつ保護者の同意がないケース400名ですね、先ほどの御答弁で400名。手帳を保持していないけども、かつ保護者の同意が得られないケース約400名——では補助が当たらないと。親の同意があったら当たるんだけども親の同意がない子には当たらないというふうになっているというふうに理解をしております。

この点については、既にほかの会派からも制度改善に関する要望がありますけども、私も現場の保育関係者から同様の話を直接伺っております。すなわち手帳がなくて、かつ親の同意がなくても何とかそこに補助が当たらないのかという趣旨の要望をいただいているんです。現行制度における課題について、当局のお考えを伺いたいと思います。

○岩城こども家庭局副局長 現行制度は、対象児童の家庭での様子を施設と共有をいたしまして、施設が児童の特性を詳細に把握することが発達支援に効果的と考えておりまして、保護者の同意の下、すこやか保育を実施していると、今いった状況でございます。

一方で、保護者が子供の障害を受容せずに同意しない場合は、すこやか保育制度の保育士加配ができないため、園独自の職員配置等により施設側に負担が生じているといった声も聞いてございます。そのほかですけども、発達検査の結果が判明するまで時間がかかるとか、中度の認定の児童の対応の負担が重くなっているのかとか、増加する特別な配慮が必要な子供に対して施設側が対応が難しいような、そういった状況もお聞きをしております。引き続き他都市の事例を研究しながら、子供の育ちの支援と施設の負担軽減の両面でよりよい制度になるように、これからも努めていって検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、こども家庭局が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午後 6 時 8 分休憩）

（午後 6 時 10 分再開）

○委員長（さとうまちこ） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第 25 号議案のうち、本委員会所管分についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第 85 号議案についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） 各会派の御意見が分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

それでは、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第 90 号議案についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第 101 号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情 101 号、公立保育所の充実を求める陳情は、自由民主党は不採択といたします。

理由は、保育士の配置基準の改善として、ほぼ同様の陳情が昨年 3 月に不採択になっていること、1 歳児の配置基準に当たり、国が必要な財源確保するよう要望すべきであり、また神戸市において既に要望が行われていること、公立保育所においては、国の配置基準に加えて、神戸市独自の加配が行われていることであります。

公立保育所の職員は公立保育所においては、基本的に児童数に応じて国が定める配置基準に基づく職員配置が行われており、職員の確保についても努められていること、また会計年度の任用職員の処遇改善にも近年取り組まれていることなどであります。

公立保育所の充実に向けた大幅な予算増額では、市内の保育ニーズを満たすため、公立・民間問わず全体で取り組むことが重要である中、公立保育所の運営に必要な予算は確保されていることとあります。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 日本維新の会さん。

○委員（山本のりかず） 陳情第 101 号公立保育所の充実を求める陳情について、公立保育所では正規保育士の補助的な役割として会計年度任用職員が担っており、処遇改善は直近でも見直しが実施されています。また、1 歳児の配置基準については当局において国に対して配置基準の改善及び財源確保を要望しております。そして保育士の配置については国が定める配置基準を満たし

ているとともに、子供に関する予算は過去10年を比較しても大幅な予算確保を実行しています。

以上のことを踏まえて、当該陳情は審査打切といたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第101号については不採択を主張いたします。

公立保育所は国が定める基準に基づき、保育士を正規職員で充足や処遇改善をしています。また1歳児の配置基準に対しては、本市だけの課題ではなく国で行う対応策であり、朝7時からの開所時間も延長保育を実施していることから、不採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 陳情101号公立保育所の充実を求める陳情の件について、日本共産党は採択を主張します。

公立保育所の役割は陳情者が指摘するとおり、ますます重要になっています。退職者不補充や不安定な会計年度任用職員への置き換えは、保育士の低賃金化と保育の質の低下に拍車をかけています。

委員会審査の答弁でも、会計年度任用職員で正規保育士を代替させる根拠が全くないことは明らかです。民間に求めている配置基準の改善すら公立保育所は全て行っていないなど問題もあることから、市立保育所を統廃合前提の需給の調整弁のように乱暴に扱うのではなく、市立保育所の充実のために配置基準の見直しや大幅な予算増を求める立場から、採択を主張します。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 陳情第101号、当局の説明を了とし、不採択をお願いします。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の3に分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択、または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手多数であります。

よって、本件は採否を決することに決定いたしました。

それでは、採択または不採択の採決をいたします。

本陳情について、採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第103号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情103号神戸市立幼稚園で、3年保育を行う園を増やすことを求める陳情は、自由民主党は不採択といたします。

陳情に対するその考え方ではありますが、まず今現在9園の3年保育をしているところにさらに未整備でありました灘区・北区、そして垂水区において1園ずつ3年保育を実施することにして

いること、それから3年保育のニーズについては、公立・私立の教育・保育施設全体で対応していること、公立も私立の幼稚園の園児数も大きく減少している状況を考慮して、慎重な対応が必要であること、また、公立でなければ支援教育がなされていないということではなくて、さらなる支援の周知をお願いするとともに、私たち会派としては、私立幼稚園が果たしている役割は極めて大きく、私立幼稚園事業を推進する立場でありますので、不採択とさせていただきます。

○委員長（さとうまちこ） 日本維新の会さん。

○委員（山本のりかず） 陳情第103号神戸市立幼稚園で、3年保育を行う園を増やすことを求める陳情について、近年、子育て支援の観点より3年保育の重要性は高まっており、神戸市立・私立の教育・保育施設全体で対応しており、現状において、神戸市立幼稚園では9園が3年保育を実施しています。さらに令和7年度より灘・垂水区・北区の3園にて3年保育を実施すると、当局から確認しております。3年保育実施に向けて着実に実行しているため、当該陳情は打切いたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第103号については不採択を主張いたします。

3年保育においては少子化の進行など、園児の数が大きく減少していることから、慎重に検討していく必要があると考えるため、不採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 陳情103号神戸市立幼稚園で、3年保育を行う人を増やすことを求める陳情の件については、日本共産党は採択を主張します。

市立幼稚園の存続とともに陳情項目である3年保育を拡大実施する意義については、3年保育で必要な幼児教育を受ける権利の保障、公立に通う予定の3歳児の未就園状態をなくすこと、障害や養育環境上課題のある児童の受皿など緊急の課題であります。さらに、私立幼稚園の支援が不十分なままを放置したまま、市立幼稚園廃止ありきでは、行き場のない児童や保護者を生むことにつながります。3年保育を令和7年度予定で拡大した園については、児童数の減少を食い止める効果も生まれていることから、市立幼稚園を統廃合前提の需給の調整弁のように乱暴に扱うのではなく、市立幼稚園の存続と3年保育をはじめとした充実を求める立場から、採択を主張します。

以上。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 陳情第103号、不採択でお願いします。当局の説明を了とします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように、各会派の御意見は採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手多数であります。

よって、本件は採否を決することと決定いたしました。



それでは、採択または不採択の採決をいたします。

本陳情については、採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第104号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情第104号、持続可能な学校の実現を目指す実効性ある学校の働き方改革と長時間労働是正を要請する意見書採択の陳情は採択といたします。

採択の理由は、まずはカリキュラム・オーバーロードの諸課題については、学校現場——教員や児童・生徒等の学校現場に過度な負担感が生じにくい仕組みを検討すべきであります。また国が市教委や学校に送る文書の削減をすることは、働き方改革のさらなる推進のためであり、より一層の見直しの精選が必要であります。

教職員定数改善の実施あるいは教員の処遇改善や定数改善が必要な財政措置を講ずることは、国に対して要望していくべきであります。

以上。

○委員長（さとうまちこ） 日本維新の会さん。

○委員（山本のりかず） 陳情第104号持続可能な学校の実現を目指す実効性ある学校の働き方改革と長時間労働是正を要請する意見書提出を求める陳情について、教職員の多忙化や負担軽減の観点から具体的な業務削減策を明示していくことは重要です。また、子供たちの教育充実のためにも、教職員定数改善や財源の確保は必須と考えます。さらに当局から国への要望をしていくことを確認しております。

したがって当該陳情に関して採択いたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第104号については採択を主張いたします。

学校の教育内容が過剰なカリキュラム・オーバーロードと呼ばれる昨今の状況は、学校現場に負担感が生じ、検討していく必要があると考えます。教育環境の一層の充実を図るため、教職員の働き方改革、また定数改善など国に対して適切な財政措置を講じることを要望していくべきと考えるため、採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 陳情第104号持続可能な学校の実現を目指す実効性ある学校の働き方改革と長時間労働是正を要請する意見書提出を求める陳情の件については、日本共産党は採択を主張します。

多様化する教育環境の下、子供たち1人1人に寄り添った教育を行うためにも多忙で劣悪な環境に置かれている教職員の長時間勤務と未配置の解消のためにも、教職員の増員と少人数学級をはじめとした定数改善は急務です。産業界の言うままに知識の詰め込みに偏重する教育指導要領を改め、日本国憲法が求める教育内容への国の関与のできる限りの抑制を求め、学校・教員の自主性を保障する観点から見直しは必要です。陳情者の指摘するとおり、現場の工夫だけでは対応できない実態です。豊かな子供の学びを保障するために、自治体独自の取組を確実に進めるためにも、国の教育予算の確保と増額が急務であり、意見書を提出すべきとの立場から採択を主張し

ます。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 陳情第104号、陳述にあるように教育課程の過積載と呼ばれるカリキュラム・オーバーロードの解消が教職員の長時間労働是正の1つになり得るということ、また、その他の陳情項目に大いに賛同することを理由とします。

採択をお願いします。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように全会派の御意見が採択することで一致しておりますので、陳情第104号については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第104号が採択されましたので、国に提出する意見書の文案について協議したいと存じます。

つきましては、正副委員長で文案を用意いたしておりますので、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、この文案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

○委員長（さとうまちこ） 以上のとおりですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、文案については以上のとおりとさせていただきます。

なお、この意見書案については、この後、本委員会に委員を出しておられない、つなぐさん、新しい自民党さん、平野章三議員、上原議員、つじ議員、村上議員に御意見をお伺いし、議員提出議案として提出したい旨、市会運営委員会に申し出たいと存じます。

委員各位におかれましては、各会派内での周知において御協力をお願いいたします。

次に、報告事項、工事請負契約の締結についてに関して、第91号議案（仮称）新北区文化センター建設工事請負契約締結の件のうち、本委員会関係分について御意見はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） それでは、原案を承認することに支障のない旨、経済港湾委員会に申し伝えることといたします。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（さとうまちこ） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後6時29分閉会）